

2 0 1 1
学生便覧



青森県立保健大学
AOMORI UNIVERSITY OF HEALTH AND WELFARE

〈学長メッセージ〉



型に心を入れる

青森県立保健大学長

リボウィッツ よし子

Welcome all of you to Aomori University of Health and Welfare !

みなさん、ご入学おめでとうございます。難関を見事に乗り越え本学に入学し、また新たなチャレンジに期待と不安をいただいております。

みなさんは、慣れ親しんだ親元を離れ、新たな環境のなかで、自身の生活や学業へと歩みはじめました。30年近くアメリカで過ごした私が、帰国してもっとも新鮮に映った日本の印象は、「型」の存在です。入学式、卒業式、四季豊かな祭、衣食住の生活習慣でした。これらの「型」に心を入れて励むことで、生活のメリハリができ、やがて自分のリズムが生まれます。大学生生活の「型」は、この学生便覧です。早くに大学の流れ、規則、方法を習得されることで、縛られるのではなく、心を入れて快適な学生生活のキーポイントとなることを期待しております。

本学の根幹である教育理念は、ヒューマンケアを提供できる専門職の人材育成です。みなさんに求める学生像は、熱心に学ぶということはありません。「学問」は大切です。しかしもう一つ本学で学んでいただきたいのは、「ヒューマンケアリング」についてです。自分の生命を大切にすることは、自分の未来に向かい失敗を恐れず自分の可能性にチャレンジし、やがて社会に還元できる人々です。みなさんは、この大学に在籍する間に、一生のうちで一番純粋なごまかしのない気持ちで、心のときめきを感じる時代を過ごすのです。

そして、それは再び来ない尊い時代です。どうか人の心に寄り添える感性を、多くの友、書籍、諸活動から養ってください。本学は毎年8月2日から4日、大学をあげて「ケア付き青森ねぶた」じょっぱり隊へのボランティア活動を推奨しています。地域の他職者と共に障害をもたれた方やご家族を支え、青森の火祭りを楽しんでいただく手助けをします。多くの参加をお待ちしています。

Congratulations. You have a Great Future Ahead!

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 学長メッセージ | 巻頭 |
| I 大学・学部理念・目的 | 1 |
| II 学 事 暦 | 3 |
| III 授業科目一覧表 | 6 |
| IV 履修の概要 | 21 |
| 1 単位制 | 21 |
| 2 学年・学期 | 21 |
| 3 授業時間 | 21 |
| 4 教育課程（カリキュラム） | 21 |
| 5 授業科目の区分 | 22 |
| 6 単位の算定基準 | 24 |
| 7 入学前の既修得単位の認定 | 24 |
| 8 卒業要件 | 25 |
| 9 履修登録について | 25 |
| 10 助産学コース | 27 |
| 11 社会福祉学科における資格取得 | 29 |
| 12 栄養学科における資格取得 | 30 |
| 13 成績評価とGPA制度 | 30 |
| 14 試験 | 32 |
| 15 レポート、実習ファイル等の提出 | 35 |
| 16 卒業研究論文集等の提出 | 35 |
| 17 教務事務に関する情報の伝達 | 36 |
| 18 各学科進級判定基準 | 36 |
| 19 実習の履修条件 | 36 |
| V 主体的学習者をめざして | 37 |
| VI 学生生活 | 39 |
| 1 本学の学生生活支援のネットワーク体制について | 39 |
| 2 オフィスアワー | 39 |
| 3 個人情報保護ポリシー | 41 |
| 4 学生への通知・連絡 | 43 |
| 5 各種証明手続き等 | 45 |
| 6 授業料 | 48 |
| 7 奨学金 | 49 |
| 8 学生の保健 | 51 |
| 9 学生相談 | 52 |
| 10 VOICEボックスの設置について | 52 |
| 11 学生自治会・学生団体（サークル等） | 53 |
| (1) 学生自治会 | 53 |
| (2) 学生団体（サークル等） | 53 |
| 12 学内施設の利用 | 55 |

| | | |
|------|--|-------|
| 13 | その他 | 5 6 |
| | (1) 学内情報システム | 5 6 |
| | (2) 食堂・売店の利用 | 5 6 |
| | (3) 駐車場の利用 | 5 7 |
| | (4) アパート等の情報提供 | 5 7 |
| | (5) 交通事故の防止 | 5 8 |
| | (6) 青森県立保健大簡易宿泊施設の概要 | 5 9 |
| VII | 就職対策 | 6 0 |
| VIII | 学生関係規程 | 6 3 |
| | 1 学則 | 6 3 |
| | 2 学生生活規程 | 7 6 |
| | 3 図書館利用規程 | 8 5 |
| IX | 委員会等からのお知らせ | 9 0 |
| | 1 学内情報ネットワーク利用上の留意事項 | 9 0 |
| | 2 研究対象者となられる学生の皆さんへ ・・・教員から研究への協力依頼があったときに・・・ | 9 4 |
| | 3 学内ハラスメントをなくすために | 9 5 |
| | 4 禁煙キャンペーンについて | 9 6 |
| | 5 不審者への対策について | 9 7 |
| | 6 悪質商法にご用心!! | 9 8 |
| | 7 学生による授業評価について | 9 9 |
| X | 学生自治会則等 | 1 0 0 |
| XI | 大学構内案内図 | 1 1 0 |
| | 1 全体配置図 | 1 1 0 |
| | 2 管理・図書館棟 | 1 1 1 |
| | 3 教育研究A棟 | 1 1 4 |
| | 4 教育研究B棟 | 1 1 8 |
| | 5 教育研究C棟 | 1 2 2 |
| XII | 大学の位置と交通案内 | 1 2 6 |
| | 1 大学の位置 | 1 2 6 |
| | 2 交通案内 | 1 2 6 |
| 校 | 歌 | 1 2 7 |
| お知らせ | | 1 2 8 |

I 大学・学部の理念・目的

理念・目的等

(1) 理念

保健医療福祉領域において、人々の健康と生活の質の向上をめざし、高度な専門性と豊かな人間性を備えて、ヒューマンケアを信条とする教育、研究、実践に従事する人材の育成を行う。

(2) 教育目的

教育理念に基づき学則第1条に『高度の専門職知識と技術を備え、保健医療福祉の連携、協力に向けて、社会の幅広い領域で中核的な役割を果たすことのできる優れた人材を育成し、もって地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与すること』と規定している。

(3) 大学の目標と基本的方向

理念と目的を具現化していくため、5つの大学の基本的方向を定め、教育研究及び地域社会における実践に寄与する人材の育成を特色として掲げている。

| 目 標 | 大学の基本的方向 |
|--|--|
| ①人間性豊かで主体的に学習できる人材の育成 | ①生命に対する深い畏敬の念と倫理観に満ち、主体的に学習し、ケアの対象である人間を総合的に把握し、かつ理解できる幅広い教養をもつ、人間性豊かな人材の育成を目指す。 |
| ②4学科の連携を考慮し保健医療福祉の発展に寄与できる人材の育成と教育研究活動 | ②領域にとらわれず相互理解を深め、保健医療福祉の連携、協力に向けて中核的役割を果たすことの出来る人材の育成を目指す。 |
| ③地域特性へ対応できる実践的教育研究活動 | ③全国平均を上回る高齢化の進行、生活習慣病による死亡率や乳児死亡率が高いことなどの本県の課題の解決に向け、気候、風土、生活習慣等地域の特性を考慮しながらアプローチできる人材の育成を目指す。 |
| ④グローバルな視野をもち、国際的な活躍が期待できる人材の育成 | ④外国語をコミュニケーション手段として使うことができ、国際交流の場において、その国・人・文化を理解し、国際的な視野をもって活動できる人材の育成を目指す。 |
| ⑤地域社会への貢献 地域に開かれた大学としての教育研究活動 | ⑤県民の多様な保健医療福祉ニーズに応え、公開講座や地域での専門分野の人々との共同研究など生涯学習の中核施設としての機能を持たせるとともに、大学の諸施設を広く県民に開放するなど「開かれた大学」を目指す。 |

(4) 各学科の教育目標

○ 看護学科

- ① 看護の対象を総合的に理解し、あらゆる健康レベルに応じ科学的知識に基づいた援助を実践できる能力を高める。
- ② 医療の高度化・専門化・多様化に対応できる看護の知識を習得し、それを実践に生かす能力を高める。
- ③ 他の保健医療福祉関係職等と連携・協力し、県民のライフスタイルに応じた課題及びニーズに主体的に取り組むための問題解決能力を高める。
- ④ 社会の変化、看護の進展に対応して積極的に実践・研究し、将来看護の分野において指導的役割を担える基礎を養う。

○ 理学療法学科

- ① 理学療法の対象者を、疾病や障害の有無を問わず人生の質的側面(Quality of Life)も含め、人間として総合的に理解でき、社会奉仕の精神と科学的な探究心を持ちながら、健康の維持増進、疾病の治療、障害の発生子防などに寄与できる能力を高める。
- ② 県民の健康面の特性や課題、地域社会のニーズ等を的確に把握し、他の保健医療福祉関係職などと連携・協力しながら、理学療法士として主体的に取り組むための問題解決能力を高める。
- ③ 従来の疾病治療にとどまらず、保健医療福祉を視座として、人間の健康と障害に対する理学療法を実践研究し、将来理学療法の分野において指導的役割を担える基礎を養う。

○ 社会福祉学科

- ① 地域社会の特性や課題、地域住民のニーズなどを的確に把握し、保健・医療の関係機関や他の専門スタッフと連携・協力のもと、地域住民の抱える生活課題に主体的に取り組み、援助できる福祉実践能力を高める。
- ② 実践科学としての社会福祉の構造と機能を十分に理解し、人間と社会生活について科学的専門知識を修得し、社会福祉援助実践ができる能力を高める。
- ③ 社会福祉の発展に寄与できるよう、生活援助に関する制度や政策の分析、援助をめぐる方法及び活用を主体的な思考や判断に基づき実践できる能力を高める。
- ④ 社会福祉援助実践方法の専門的知識と訓練を通して、基本的人権を尊重しながら、地域住民の生活課題を解決できる能力を高める。

○ 栄養学科

- ① 生命を維持する食べるという行為とその栄養補給が、健康の維持、増進、疾病の予防・回復・再発防止、及び介護の上で、どのように関与しているかを学ぶ。
- ② 遺伝、生物としての個人や集団に対して健康状態、栄養状態を総合的に評価、判定できる能力を育て、また保健医療福祉の分野において包括的なケアマネジメントを行える能力を育てる。
- ③ 食生活の改善、栄養教育、栄養補給等、栄養状態を改善するために必要な知識・技術・態度を学び、その実践能力と評価能力を培う。
- ④ 高度職業人としての管理栄養士をみつめ、価値観を知り、自らキャリアデザインの描ける人材を育成する。

Ⅱ 学 事 暦

2011年度(平成23年度) 学 事 暦

◆前期◆

定期健康診断・ガイダンス（2年生）：3月29日(火)

定期健康診断・ガイダンス（3年生）：3月30日(水)

定期健康診断・ガイダンス（4年生）：3月31日(木)

履修登録期間：4月1日(金)～4月8日(金)

(※最終日は正午まで)

入学式：4月4日(月)

定期健康診断・ガイダンス（1年生）：4月5日(火)

前期授業開始（2～4学年）：4月5日(火)

前期授業開始（1学年）：4月6日(水)

新入生研修：4月9日(土)

履修登録確認期間：4月11日(月)～4月13日(水)

前期試験：7月26日(火)～8月1日(月)

夏季休業：8月2日(火)～9月20日(火)

集中講義：9月5日(月)～9月10日(土)

◆後期◆

ガイダンス（1・2年生）：9月21日(水)

ガイダンス（3・4年生）：9月22日(木)

後期授業開始（全学年）：9月26日(月)

履修登録期間：9月26日(月)～9月30日(金)

(※最終日は正午まで)

履修登録確認期間：10月3日(月)～10月5日(水)

大学祭：10月8日(土)・10月9日(日)

冬季休業：12月23日(金)～1月10日(火)

補講日：1月31日(火)

後期試験：2月1日(水)～2月9日(木)

集中講義：2月13日(月)～2月18日(土)

春季休業：2月19日(日)～3月31日(土)

卒業証書 学位記授与式：3月21日(水)

〈備 考〉

前期追試験・再試験：8月29日(月)～8月31日(水)

後期追試験・再試験（4年生以外）：2月28日(火)～3月1日(木)

2011年度(平成23年度)青森県立保健大学 学事暦表

<前期>

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 実 習 計 画 | | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|---------|------------------|---------------------|---|---------------------|------------------|---------------------|------------------|------|------------------|----|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | 看護学科 | 理学療法学科 | 社会福祉学科 | 栄養学科 | | | | | | | | | | | |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 28 | 春休業 | 29 | 2年生健康診断 2年生ガイダンス | 30 | 3年生健康診断 3年生ガイダンス | 31 | 4年生健康診断 4年生ガイダンス | 1 | 履修登録 | 2 | | | | | | | | | | |
| 4月 | 3 | 4 | 入学式 履修登録 | 5 | 2~4年授業開始 1年生健康診断 1年生ガイダンス 履修登録 | 6 | 1年授業開始 履修登録 | 7 | 履修登録 | 8 | 履修登録 | 9 | 新入生研修 | | | | | | | | |
| 10 | 11 | 12 | 履修登録確認 ツ反(1年) | 13 | 履修登録確認 ツ反(1年) | 14 | 履修登録確認 ツ反(1年) | 15 | 履修登録確認 ツ反(1年) | 16 | 履修登録確認 ツ反(1年) | 17 | 履修登録確認 ツ反(1年) | | | | | | | | |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 25 | ツ反(1年) | 26 | 27 | ツ反(1年) | 28 | 29 | 休日開講日 昭和の日 | 30 | | | | | | | | | | | | |
| 5月 | 1 | 2 | 3 | 憲法記念日 | 4 | みどりの日 | 5 | こどもの日 | 6 | 休講日 | 7 | | | | | | | | | | |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 30 | 31 | 1 | 開学記念日 | 2 | 3 | 4 | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 公開講座 | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 公開講座 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 公開講座 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 公開講座 | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 18 | 海の日 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 公開講座 | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | 25 | 26 | 前期試験 | 27 | 前期試験 | 28 | 前期試験 | 29 | 前期試験 | 30 | 前期試験 | | | | | | | | | | |
| 31 | 1 | 前期試験 | 2 | じゃっぱり隊 | 3 | じゃっぱり隊 | 4 | じゃっぱり隊 | 5 | 6 | | | | | | | | | | | |
| 8月 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | 29 | 追試験・再試験 | 30 | 追試験・再試験 | 31 | 追試験・再試験 | 1 | 2 | 3 | | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 4 | 5 | 集中講義 | 6 | 集中講義 | 7 | 集中講義 | 8 | 集中講義 | 9 | 集中講義 | 10 | 集中講義 | | | | | | | | |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1) [] : 授業日

- ・オープンキャンパス日 平成23年8月8日
- ・青森ねぶた祭 平成23年8月2日~7日
- ・ケア付き青森ねぶたじゃっぱり隊 平成23年8月2日~4日

※4/29(金) 休日開講日
 ※5/6(金) 休講日

<後期>

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 実 習 計 画 | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|------|----|----|-------------------|-------------------|-----------------|----------------------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|--|
| | | | | | | | 看護学科 | 理学療法学科 | 社会福祉学科 | 栄養学科 | | | | | | | | | | | |
| 9月 | 18 | 19 | 敬老の日 | 20 | 21 | 1・2年ガイダンス 履修登録 | 22 | 3年ガイダンス 履修登録 | 23 | 秋分の日 | 24 | | | | | | | | | | |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 基礎看護実習 IA(1年) | 2 | 助産学実習 (4年) | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 基礎看護実習 IB(1年) | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | 31 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 基礎看護実習 IIA(2年) | 6 | 経過別・発達援助 実習II(3年) | | | | | | | | | | | | |
| 11月 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 1 | 2 | 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | 30 | 31 | 補講日 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | |
| 2月 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | |
| 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | | | | | | | | | | | | | | |

- ・消防訓練予定 平成23年9月30日
- ・海外授業予定 平成24年3月2日~3月25日

- (入学者選抜試験) ※学内立ち入り禁止
- ・編入学試験 平成23年8月27日
 - ・大学院入学試験 平成23年9月10日、平成24年2月4日
 - ・AO2次選抜試験 平成23年10月1日
 - ・AO3次選抜試験(看・社) 平成23年10月15日
 - ・特別選抜入学試験 平成23年11月26日
 - ・大学入試センター試験 平成24年1月14日・15日
 - ・前期日程入学試験 平成24年2月25日
 - ・後期日程入学試験 平成24年3月12日

Ⅲ 授業科目一覧表

【社会福祉学科履修表（学則別表4カリキュラム）】

対象学生：平成21年度以後に入学する学生、平成22年度以後に社会福祉学科に編入学する学生

<人間総合科学科目>

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 必修 選択 | 配 当 年 次 | | | | | | | | 卒業要件 | | |
|--------------|----|---------------------------|-------|------------------|---------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|--|--------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | | |
| | | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | | |
| 人間と存在 | 1 | 思想と歴史 | 講義 | 2 | | | | | ← | | | | | | 2単位必修 |
| | 2 | 行動と価値 | 講義 | 2 | | | | | → | | | | | | 4単位以上選択 |
| | 3 | 人格形成と生活行動 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | | | |
| | 4 | 教育と人間 | 講義 | 2 | | | → | | | | | | | | |
| | 5 | 個人と組織 | 講義 | 2 | | | | | → | | | | | | |
| | 6 | 生涯スポーツ | 演習 | 2 | | | | | → | | | | | | |
| | 7 | 人間総合科学演習 | 演習 | 2 | | ← | | | | | | | | | |
| 科学と論理 | 1 | 情報リテラシー | 演習 | 2 | | ← | | | | | | | | | 2単位必修 |
| | 2 | 科学と創造 | 講義 | 2 | | | | | → | | | | | | 2単位以上選択 |
| | 3 | 思考と論理 | 講義 | 2 | | | | | → | | | | | | |
| | 4 | 情報社会と対人援助 | 講義 | 2 | | | | | → | | | | | | |
| | 5 | 調査と科学的方法 | 講義 | 2 | | | | | → | | | | | | |
| 芸術と創造 | 1 | 人間と音楽 | 演習 | 1 | | | | | | ← | | | | | 1単位以上選択 |
| | 2 | 人間と美術 | 演習 | 1 | | | | | | ← | | | | | |
| | 3 | 人間と文字 | 演習 | 1 | | | | | | ← | | | | | |
| | 4 | 人間と演劇 | 演習 | 1 | | | | | | ← | | | | | |
| 現代社会と環境 | 1 | 生態系と生活 | 講義 | 2 | | ← | | | | | | | | | 4単位以上選択 |
| | 2 | 科学技術と生活環境 | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| | 3 | 青森の風土と生活 | 講義 | 2 | | → | | | | | | | | | |
| | 4 | 社会の動態と生活形態 | 講義 | 2 | | → | | | | | | | | | |
| | 5 | 社会生活と法 | 講義 | 2 | | → | | | | | | | | | |
| | 6 | 経済と生活 | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| | 7 | グローバル社会と文化 | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| | 8 | 国際社会と日本の協力 | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| | 9 | 現代金融政策と消費生活 | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| 言語とコミュニケーション | 1 | 人間関係とコミュニケーション | 講義 | 2 | | | | | ← | | | | | | 10単位必修 |
| | 2 | English I | 演習 | 4 | | ← | | | | | | | | | 4単位以上選択 |
| | 3 | English II | 演習 | 2 | | | ← | | | | | | | | |
| | 4 | English III | 演習 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| | 5 | English Communication (注) | 演習 | 2 | | ← | | ← | | ← | | ← | | | |
| | 6 | 韓国事情と言語 | 演習 | 2 | | | ← | | | | | | | | |
| | 7 | 中国事情と言語 | 演習 | 2 | | | ← | | | | | | | | |
| | 8 | ロシア事情と言語 | 演習 | 2 | | | ← | | | | | | | | |
| | 9 | 手話 | 演習 | 2 | | | ← | | | | | | | | |
| 人間総合科学科目合計 | | | | | | | | | | | | | | | 14単位必修 15単位以上選択 |

注) 「English Communication」の実施時期は、3月とする。

＜専門科目＞

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年度 | | | | | | | | 卒業要件 | | | |
|--------|----|---------------------|-------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|-------------------------|---------------------------|--------------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | | | |
| | | | | | 必修 | 選択 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | 前期 | 後期 | |
| 専門支援科目 | 1 | 健康科学概論 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | | | 19単位必修 4科目8単位以上 選択 |
| | 2 | 健康科学演習 | 演習 | 1 | | ←→ | | | | | | | | | | |
| | 3 | 社会学(C)、(P) | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | | |
| | 4 | 心理学(C)、(P) | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 5 | 法字 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 6 | 社会福祉基礎論 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | | |
| | 7 | 家族社会学 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 8 | 人体の構造と機能及び疾病(C)、(P) | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | | |
| | 9 | 就労支援論(C) | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | | |
| | 10 | 社会福祉基礎実習Ⅰ | 実習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 11 | 社会福祉基礎演習 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 12 | リハビリテーション論 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | | |
| | 13 | 保健概論 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 14 | 生涯発達心理学Ⅰ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | | |
| | 15 | 生涯発達心理学Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 16 | 社会福祉基礎実習Ⅱ | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 17 | 社会福祉基礎実習指導 | 実習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | | | |
| | 18 | 民法 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 19 | 社会法 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 20 | 行政法 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 21 | 社会福祉法制 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | ←→ | | | | | | |
| | 22 | レクリエーション活動援助法 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | | | |
| | 23 | ボランティア活動支援論 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | | | |
| 基幹科目 | 1 | 社会福祉概論(C)、(P) | 講義 | 4 | | ←→ | | | | | | | | | 33単位必修 7科目20単位以上 選択 | |
| | 2 | ソーシャルワーク論Ⅰ(C) | 講義 | 4 | | ←→ | | | | | | | | | | |
| | 3 | 社会保険論(C)、(P) | 講義 | 4 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 4 | 児童福祉論(C) | 講義 | 4 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 5 | 高齢者福祉論(C) | 講義 | 4 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 6 | 障害者福祉論(C) | 講義 | 4 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 7 | 介護福祉論(C) | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 8 | 地域福祉の理論と方法(C)、(P) | 講義 | 4 | | ←→ | | | | | | | | | | |
| | 9 | ソーシャルワーク演習Ⅰ(C) | 演習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 10 | 社会福祉研究演習Ⅰ | 演習 | 2 | | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 11 | 公的扶助論(C)、(P) | 講義 | 4 | | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 12 | ソーシャルワーク論Ⅱ(C) | 講義 | 4 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 13 | ソーシャルワーク論Ⅲ(C) | 講義 | 4 | | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 14 | 精神保健福祉援助技術概論(P) | 講義 | 4 | | | | | | ←→ | | | | | | |
| | 15 | 女性福祉論Ⅰ | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 16 | 女性福祉論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 17 | 保健医療サービス論(C)、(P) | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | | | |
| | 18 | 社会調査概論(C) | 講義 | 2 | | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 19 | ソーシャルワーク演習Ⅱ(C) | 演習 | 2 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 20 | ソーシャルワーク演習Ⅲ(C) | 演習 | 2 | | | | | | ←→ | | | | | | |
| | 21 | 臨床心理学Ⅰ | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 22 | 臨床心理学Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 23 | 精神保健学(P) | 講義 | 4 | | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 24 | 介護技術論 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 25 | 精神医学(P) | 講義 | 4 | | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 26 | 精神保健福祉論(P) | 講義 | 6 | | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 27 | 精神保健福祉援助技術各論(P) | 講義 | 4 | | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 28 | ソーシャルワーク実習(C) | 実習 | 4 | | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 29 | ソーシャルワーク実習指導(C) | 実習 | 2 | | | | | | | | ←→ | | | | |
| 展開科目 | 1 | ヘルスケアマネジメント論 | 講義 | 1 | | | | | | | ←→ | | | 8単位必修 3科目5単位以上 選択 | | |
| | 2 | ヘルスケアマネジメント実習 | 実習 | 1 | | | | | | | | ←→ | | | | |
| | 3 | 社会福祉研究演習Ⅱ | 演習 | 2 | | | | | | | | ←→ | | | | |

Ⅲ 授業科目一覧表

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年度 | | | | | | | | 卒業要件 | |
|--------|----------------|-------------------|-------------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|--------------------|---------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 展開科目 | 4 | 国語福祉論 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 5 | 福祉経済学 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 6 | 家族福祉論 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 7 | 社会福祉施設経営論(C) | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 8 | 精神保健福祉援助実習Ⅰ(P) | 実習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 9 | 精神科リハビリテーション学(P) | 講義 | 4 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 10 | 地域保健医療福祉論 | 講義 | 2 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 11 | 精神保健福祉援助実習(P) | 演習 | 2 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 12 | 精神保健福祉援助実習Ⅱ(P) | 実習 | 5 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 13 | 福祉行財政と福祉計画(C)、(P) | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 14 | 権利擁護論(C)、(P) | 講義 | 2 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 15 | 成年後見制度論(C)、(P) | 講義 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 16 | 更生保護制度論(C) | 講義 | 2 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 17 | 福祉政治学 | 講義 | 2 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 18 | コミュニティソーシャルワーク論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 19 | コミュニティソーシャルワーク論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 20 | 国際ボランティア論 | 講義 | 2 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 21 | 精神保健福祉援助実習指導(P) | 実習 | 1 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 22 | 卒業研究 | 演習 | 4 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 共通選択科目 | 1 | 保健医療福祉特殊講義Ⅰ | 講義 | 1 | ←→ | | ←→ | | | ←→ | | ←→ | 2単位以上選択 |
| | | 2 | 保健医療福祉特殊講義Ⅱ | 講義 | 1 | ←→ | | ←→ | | | ←→ | | ←→ | |
| | | 3 | 生物の基礎 | 講義 | 1 | ←→ | | | | | | | | |
| 4 | | 化学の基礎 | 講義 | 1 | ←→ | | | | | | | | | |
| 5 | | 疫学 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| 6 | | 医療人類学 | 講義 | 1 | ←→ | | | | | | | | | |
| 7 | | 性とセクシュアリティ | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| 8 | | 精神健康論 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| 9 | | 看護学概論 | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | |
| 10 | | 家族援助論 | 演習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| 11 | | 人間発達援助論 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| 12 | | 小児看護援助論Ⅰ | 演習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| 13 | | 小児看護援助論Ⅱ | 演習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| 14 | | 精神看護援助論 | 演習 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| 15 | | 災害看護学 | 講義 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| 16 | | 看護関係法規 | 講義 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| 17 | | リハビリテーションケア | 講義 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| 18 | | クリティカルケア | 講義 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| 19 | | ペリネイタルケア | 演習 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| 20 | | 認知症高齢者ケア | 演習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| 21 | コンプライメンタリーセラピー | 演習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | | |
| 22 | 看護マネジメント論 | 演習 | 2 | | | | | | | | ←→ | | | |
| 23 | 看護教育学 | 講義 | 1 | | | | | | | ←→ | | | | |
| 24 | 母性心理社会学 | 講義 | 1 | | | | | | | ←→ | | | | |
| 25 | 運動学 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | | |
| 26 | 人間発達学 | 演習 | 1 | ←→ | | | | | | | | | | |
| 27 | 生活活動分析学 | 演習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | | |
| 28 | 障害予防概論 | 講義 | 1 | | | | | | ←→ | | | | | |
| 29 | 病態と生化学 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | | |
| 30 | 食品学概論 | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | | |
| 31 | 調理学 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | |
| 32 | 基礎栄養学 | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | | |
| 33 | 応用栄養学Ⅰ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | |
| 34 | 臨床栄養学概論 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | |
| 35 | 公衆栄養学 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | |
| 40 | 地域栄養活動論 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | |
| 専門科目合計 | | | | | | | | | | | | | 60単位必修 35単位以上選択 | |

注1) 授業科目名中、(C)の表示がある科目は、社会福祉士指定科目である。
 注2) 授業科目名中、(P)の表示がある科目は、精神保健福祉士指定科目である。

【看護学科履修表（学則別表3カリキュラム）】

対象学生：平成20年度以後に入学する学生、平成22年度以後に看護学科に編入学する学生

＜人間総合科学科目＞

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 必修/選択 | 配 当 年 次 | | | | | | | | 卒業要件 | |
|--------------|----|---------------------------|-------|------------------|---------|----|-----|----|-----|----|-----|----|--------------------|------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 人間と存在 | 1 | 思想と歴史 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | 2単位必修 4単位以上選択 |
| | 2 | 行動と価値 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 3 | 人格形成と生活行動 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 4 | 教育と人間 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 5 | 個人と組織 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 6 | 生涯スポーツ | 演習 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 7 | 人間総合科学演習 | 演習 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| 科学と論理 | 1 | 情報リテラシー | 演習 | 2 | | ←→ | | | | | | | 4単位必修 | |
| | 2 | 科学と創造 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 3 | 思考と論理 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 4 | 情報社会と対人援助 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 5 | 調査と科学的方法 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| 芸術と創造 | 1 | 人間と音楽 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | 1単位以上選択 | |
| | 2 | 人間と美術 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 3 | 人間と文学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 4 | 人間と演劇 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| 現代社会と環境 | 1 | 生態系と生活 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | 4単位以上選択 | |
| | 2 | 科学技術と生活環境 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 3 | 青森の風土と生活 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 4 | 社会の動態と生活形態 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 5 | 社会生活と法 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 6 | 経済と生活 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 7 | グローバル社会と文化 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 8 | 国際社会と日本の協力 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 9 | 現代金融政策と消費生活 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| 言語とコミュニケーション | 1 | 人間関係とコミュニケーション | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | 10単位必修 4単位以上選択 | |
| | 2 | English I | 演習 | 4 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 3 | English II | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 4 | English III | 演習 | 2 | | | | →→ | | | | | | |
| | 5 | English Communication (注) | 演習 | 2 | | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | ←→ | | | | |
| | 6 | 韓国事情と言語 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 7 | 中国事情と言語 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 8 | ロシア事情と言語 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 9 | 手話 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| 人間総合科学科目合計 | | | | | | | | | | | | | 16単位必修 13単位以上選択 | |

注) 「English Communication」の実施時期は、3月とする。

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年次 | | | | | | | | 卒業要件 | |
|-----------------------|---------|---------------|-------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----------------------------|----------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 基幹科目 | 39 | 発達援助実習Ⅰ(女性看護) | 実習 | 2 | | | | | ← | | | | | (番号39～42内から2領域4単位選択) |
| | 40 | 発達援助実習Ⅰ(小児看護) | 実習 | 2 | | | | | ← | | | | | |
| | 41 | 発達援助実習Ⅰ(老年看護) | 実習 | 2 | | | | | ← | | | | | |
| | 42 | 発達援助実習Ⅰ(精神看護) | 実習 | 2 | | | | | ← | | | | | |
| | 43 | 発達援助実習Ⅱ(女性看護) | 実習 | 2 | | | | | | ← | | | | |
| | 44 | 発達援助実習Ⅱ(小児看護) | 実習 | 2 | | | | | | ← | | | | |
| | 45 | 発達援助実習Ⅱ(老年看護) | 実習 | 2 | | | | | | ← | | | | |
| | 46 | 発達援助実習Ⅱ(精神看護) | 実習 | 2 | | | | | | ← | | | | |
| | 47 | 在宅看護実習 | 実習 | 1 | | | | | | | | ← | | |
| | 48 | 地域看護学実習Ⅰ | 実習 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 49 | 地域看護学実習Ⅱ | 実習 | 3 | | | | | | | ← | | | |
| 展開科目 | 1 | 看護マネジメント論 | 演習 | 2 | | | | | | | | ← | | 9単位必修 2単位以上選択 |
| | 2 | 看護マネジメント実習 | 実習 | 2 | | | | | | | | ← | | |
| | 3 | 国際比較看護論 | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 4 | 看護教育学 | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 5 | 看護情報学 | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 6 | 災害看護学 | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 7 | 看護関係法規 | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 8 | ヘルスケアマネジメント論 | 講義 | 1 | | | | | | | | ← | | |
| | 9 | ヘルスケアマネジメント実習 | 実習 | 1 | | | | | | | | | ← | |
| | 10 | 看護研究方法論 | 演習 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 11 | 卒業研究 | 演習 | 2 | | | | | | | | | ← | |
| 共通選択科目 | 1 | 保健医療福祉特殊講義Ⅰ | 講義 | 1 | | ← | | | ← | | | ← | | 2単位以上選択 |
| | 2 | 保健医療福祉特殊講義Ⅱ | 講義 | 1 | | ← | | | ← | | | ← | | |
| | 3 | 生物の基礎 | 講義 | 1 | ← | | | | | | | | | |
| | 4 | 化学の基礎 | 講義 | 1 | ← | | | | | | | | | |
| | 5 | 運動学 | 講義 | 1 | | ← | | | | | | | | |
| | 6 | 人間発達学 | 演習 | 1 | ← | | | | | | | | | |
| | 7 | 生活活動分析学 | 演習 | 1 | | | | ← | | | | | | |
| | 8 | 障害予防概論 | 講義 | 1 | | | | | | | ← | | | |
| | 9 | 生活問題論 | 講義 | 2 | ← | | | | | | | | | |
| | 10 | 家族社会学 | 講義 | 2 | | ← | | | | | | | | |
| | 11 | ボランティア活動支援論 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | | |
| | 12 | 行政法 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | | |
| | 13 | 女性福祉論Ⅰ | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | | |
| | 14 | 女性福祉論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | |
| | 15 | 医療福祉論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | |
| | 16 | 医療福祉論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ← | | | | | |
| | 17 | 国際ボランティア論 | 講義 | 2 | | | | | | | ← | | | |
| 18 | 人権擁護論 | 講義 | 2 | | | | | | | ← | | | | |
| 19 | 病態と生化学 | 講義 | 2 | | | | | | ← | | | | | |
| 20 | 食品学総論 | 講義 | 2 | ← | | | | | | | | | | |
| 21 | 調理学 | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| 22 | 基礎栄養学 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | | | |
| 23 | 応用栄養学Ⅰ | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| 24 | 臨床栄養学総論 | 講義 | 2 | | | | | ← | | | | | | |
| 25 | 公衆栄養学 | 講義 | 2 | | | | | | ← | | | | | |
| 26 | 地域栄養活動論 | 講義 | 2 | | | | ← | | | | | | | |
| 助産学コース | 1 | ※助産学概論 | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | 助産学コース(選択)は、上記に加えて8科目15単位必修 | |
| | 2 | ※女性生殖生理学 | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 3 | ※周産期医学Ⅰ | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 4 | ※周産期医学Ⅱ | 講義 | 1 | | | | | | ← | | | | |
| | 5 | ※母性心理社会学 | 講義 | 1 | | | | | | | ← | | | |
| | 6 | ※助産診断・技術学Ⅰ | 演習 | 2 | | | | | | ← | | | | |
| | 7 | ※助産診断・技術学Ⅱ | 演習 | 2 | | | | | | | ← | | | |
| | 8 | ※助産学実習 | 実習 | 6 | | | | | | | | ← | | |
| 専門科目合計 (助産学コースを除く) | | | | | | | | | | | | | 77単位必修 18単位以上選択 | |

注) ※は助産学コースを選択した学生が必ず履修しなければならない科目。

<専門科目>

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年度 | | | | | | | | 卒業要件 | |
|--------|----|---------------|-------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-------------------|-------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | 必修 | 選択 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | |
| 専門支科科目 | 1 | 健康科学概論 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | 32単位必修 3単位以上選択 |
| | 2 | 健康科学演習 | 演習 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 3 | 解剖学 | 演習 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 4 | 運動器解剖学 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 5 | 筋・骨格系解剖学実習 | 実習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 6 | 解剖学総合実習 | 実習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 7 | 生理学 | 演習 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 8 | 運動生理学 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 9 | 生理学実習 | 実習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 10 | 運動学 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 11 | 運動学演習 | 演習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 12 | 運動学実習 | 実習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 13 | 病理形態学 | 演習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 14 | 医療心理学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 15 | リハビリテーション論 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 16 | リハビリテーション医学 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 17 | 一般臨床医学 | 演習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 18 | 内科学 | 演習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 19 | 整形外科 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 20 | 神経内科 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 21 | 脳神経外科 | 講義 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 22 | 精神医学 | 演習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 23 | 小児疾病治療論 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 24 | 人間発達学 | 演習 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 25 | 画像診断学 | 講義 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 26 | 老年医学 | 演習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 27 | 疫学 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 28 | 保健概論 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 29 | カウンセリング概論 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 30 | 救急医学概論 | 講義 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 31 | 薬理学 | 講義 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 32 | 栄養学 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| 基幹科目 | 1 | 理学療法原論 | 演習 | 1 | | ←→ | | | | | | | 27単位必修 2単位以上選択 | |
| | 2 | 理学療法演習 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 3 | 理学療法評価学 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 4 | 理学療法評価学演習 | 演習 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 5 | 理学療法評価学実習 | 実習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 6 | 臨床運動学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 7 | 基礎運動療法学 | 演習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 8 | 基礎運動療法学実習 | 実習 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 9 | 運動器障害理学療法学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 10 | 運動器障害理学療法学実習 | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 11 | 神経障害理学療法学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 12 | 神経障害理学療法学実習 | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 13 | 呼吸循環障害理学療法学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 14 | 呼吸循環障害理学療法学実習 | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 15 | 発達障害理学療法学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 16 | 発達障害理学療法学実習 | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 17 | 物理療法学 | 演習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 18 | 物理療法学実習 | 実習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 19 | 生活活動分析学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 20 | 生活活動分析学実習 | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 21 | 生活環境学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 22 | 義肢装具学 | 演習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 23 | 義肢装具学実習 | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 24 | 地域理学療法学 | 演習 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 25 | 理学療法管理論 | 講義 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |

Ⅲ 授業科目一覧表

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年度 | | | | | | | | 卒業要件 |
|--------|----|---------------|-------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | |
| | | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | |
| 基幹科目 | 26 | リハビリテーションケア論 | 講義 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| | 27 | 健康論 | 講義 | 1 | | | | | — | | | | |
| | 28 | 障害予防概論 | 講義 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| | 29 | スポーツ障害理学療法論 | 講義 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| | 30 | 高齢障害理学療法論 | 講義 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| 展開科目 | 1 | ヘルスケアマネジメント論 | 講義 | 1 | | | | | | | | ↔ | 28単位必修 1単位以上選択 |
| | 2 | ヘルスケアマネジメント実習 | 実習 | 1 | | | | | | | | ↔ | |
| | 3 | 理学療法医療領域特殊講義 | 講義 | 1 | | | | | | | | ↔ | |
| | 4 | 理学療法福祉領域特殊講義 | 講義 | 1 | | | | | | | | ↔ | |
| | 5 | 臨床判断分析学 | 講義 | 1 | | | | | | | | — | |
| | 6 | 臨床基礎実習 | 実習 | 1 | | ↔ | | | | | | | |
| | 7 | 臨床評価実習 | 実習 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| | 8 | 初期総合臨床実習 | 実習 | 6 | | | | | ↔ | | | | |
| | 9 | 総合臨床実習 | 実習 | 12 | | | | | | | | ↔ | |
| | 10 | 理学療法研究方法論 | 演習 | 1 | | | | | | ↔ | | | |
| | 11 | 卒業研究 | 演習 | 4 | | | | | | | | ↔ | |
| 共通選択科目 | 1 | 保健医療福祉特殊講義Ⅰ | 講義 | 1 | ↔ | | ↔ | | ↔ | | ↔ | | 2単位以上選択 |
| | 2 | 保健医療福祉特殊講義Ⅱ | 講義 | 1 | ↔ | | ↔ | | ↔ | | ↔ | | |
| | 3 | 生物の基礎 | 講義 | 1 | ↔ | | | | | | | | |
| | 4 | 化学の基礎 | 講義 | 1 | ↔ | | | | | | | | |
| | 5 | 医療人類学 | 講義 | 1 | ↔ | | | | | | | | |
| | 6 | 性とセクシュアリティ | 講義 | 1 | | ↔ | | | | | | | |
| | 7 | 精神健康論 | 講義 | 1 | | ↔ | | | | | | | |
| | 8 | 看護学概論 | 講義 | 2 | ↔ | | | | | | | | |
| | 9 | 家族援助論 | 演習 | 1 | | | | | — | | | | |
| | 10 | 人間発達援助論 | 講義 | 1 | | ↔ | | | | | | | |
| | 11 | 小児看護援助論Ⅰ | 演習 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| | 12 | 小児看護援助論Ⅱ | 演習 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| | 13 | 精神看護援助論 | 演習 | 2 | | | | | — | | | | |
| | 14 | 災害看護学 | 講義 | 1 | | | | | | | — | | |
| | 15 | 看護関係法規 | 講義 | 1 | | | | | | | — | | |
| | 16 | リハビリテーションケア | 講義 | 1 | | | | | | | — | | |
| | 17 | クリティカルケア | 演習 | 1 | | | | | | ↔ | | | |
| | 18 | ペリネイタルケア | 演習 | 1 | | | | | | ↔ | | | |
| | 19 | 認知症高齢者ケア | 演習 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| | 20 | コンプリメンタリーセラピー | 演習 | 1 | | | | | ↔ | | | | |
| | 21 | 看護マネジメント論 | 演習 | 1 | | | | | | | | ↔ | |
| | 22 | 看護教育学 | 講義 | 1 | | | | | | | ↔ | | |
| | 23 | 母性心理社会学 | 講義 | 1 | | | | | | | | ↔ | |
| | 24 | 生活問題論 | 講義 | 2 | ↔ | | | | | | | | |
| | 25 | 家族社会学 | 講義 | 2 | | ↔ | | | | | | | |
| | 26 | 行政法 | 講義 | 2 | | | | | ↔ | | | | |
| | 27 | 女性福祉論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | | ↔ | | | | |
| | 28 | 女性福祉論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | — | | | | |
| | 29 | 医療福祉論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | | | ↔ | | | |
| | 30 | 医療福祉論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | | ↔ | | | |
| | 31 | 国際ボランティア論 | 講義 | 2 | | | | | | | | ↔ | |
| | 32 | 人権擁護論 | 講義 | 2 | | | | | | | | — | |
| | 33 | 病態と生化学 | 講義 | 2 | | | | | | ↔ | | | |
| | 34 | 食品学概論 | 講義 | 2 | ↔ | | | | | | | | |
| | 35 | 薬理学 | 講義 | 2 | | | | | ↔ | | | | |
| | 36 | 基礎栄養学 | 講義 | 2 | | ↔ | | | | | | | |
| | 37 | 応用栄養学Ⅰ | 講義 | 2 | | | | | ↔ | | | | |
| | 38 | 臨床栄養学概論 | 講義 | 2 | | | | | ↔ | | | | |
| | 39 | 公衆栄養学 | 講義 | 2 | | | | | — | | | | |
| | 40 | 地域栄養活動論 | 講義 | 2 | | | | | ↔ | | | | |
| 専門科目合計 | | | | | | | | | | | | | 87単位必修 8単位以上選択 |

【社会福祉学科履修表（学則別表3カリキュラム）】

<人間総合科学科目>

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 必修 選択 | 配 当 年 次 | | | | | | 卒業要件 | | |
|--------------|----|---------------------------|-------|------------------|---------|----|-----|----|-----|----|------|--------------------|----|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | | 4年次 | |
| | | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | 前期 | 後期 |
| 人間と存在 | 1 | 思想と歴史 | 講義 | 2 | | | | ← | | | | 2単位必修 4単位以上選択 | |
| | 2 | 行動と個性 | 講義 | 2 | | | | | | | | | |
| | 3 | 人格形成と生活行動 | 講義 | 2 | ← | | | → | | | | | |
| | 4 | 教育と人間 | 講義 | 2 | ← | | | | | | | | |
| | 5 | 個人と組織 | 講義 | 2 | | | | → | | | | | |
| | 6 | 生涯スポーツ | 演習 | 2 | | | | → | | | | | |
| | 7 | 人間総合科学演習 | 演習 | 2 | ← | | | | | | | | |
| 科学と調理 | 1 | 情報リテラシー | 演習 | 2 | ← | | | | | | | 2単位必修 2単位以上選択 | |
| | 2 | 科学と創造 | 講義 | 2 | | | | → | | | | | |
| | 3 | 思考と論理 | 講義 | 2 | | | | → | | | | | |
| | 4 | 情報社会と対人援助 | 講義 | 2 | | | | → | | | | | |
| | 5 | 調査と科学的方法 | 講義 | 2 | | | | → | | | | | |
| 芸術と創造 | 1 | 人間と音楽 | 演習 | 1 | | | | ← | | | | 1単位以上選択 | |
| | 2 | 人間と美術 | 演習 | 1 | | | | ← | | | | | |
| | 3 | 人間と文字 | 演習 | 1 | | | | ← | | | | | |
| | 4 | 人間と演劇 | 演習 | 1 | | | | ← | | | | | |
| 現代社会と環境 | 1 | 生態系と生活 | 講義 | 2 | ← | | | | | | | 4単位以上選択 | |
| | 2 | 科学技術と生活環境 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | |
| | 3 | 青春の風土と生活 | 講義 | 2 | ← | | | | | | | | |
| | 4 | 社会の動感と生活形態 | 講義 | 2 | ← | | | | | | | | |
| | 5 | 社会生活と法 | 講義 | 2 | ← | | | | | | | | |
| | 6 | 経済と生活 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | |
| | 7 | グローバル社会と文化 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | |
| | 8 | 国際社会と日本の協力 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | |
| | 9 | 現代金融政策と消費生活 | 講義 | 2 | | | ← | | | | | | |
| 言語とコミュニケーション | 1 | 人間関係とコミュニケーション | 講義 | 2 | | | | ← | | | | 10単位必修 4単位以上選択 | |
| | 2 | English I | 演習 | 4 | ← | | | | | | | | |
| | 3 | English II | 演習 | 2 | | ← | | | | | | | |
| | 4 | English III | 演習 | 2 | | | ← | | | | | | |
| | 5 | English Communication (注) | 演習 | 2 | ← | ← | ← | ← | ← | ← | | | |
| | 6 | 韓国事情と言語 | 演習 | 2 | ← | | | | | | | | |
| | 7 | 中国事情と言語 | 演習 | 2 | ← | | | | | | | | |
| | 8 | ロシア事情と言語 | 演習 | 2 | ← | | | | | | | | |
| | 9 | 手話 | 演習 | 2 | ← | | | | | | | | |
| 人間総合科学科目合計 | | | | | | | | | | | | 14単位必修 15単位以上選択 | |

＜専門科目＞

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年次 | | | | | | | | 卒業要件 | |
|--------|----|--------------------|-------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|---------------------------|--------------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | | 必修 | 選択 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 専門支援科目 | 1 | 健康科学概論 | 講義 | 1 | ←→ | | | | | | | | | 20単位必修 4科目8単位以上 選択 |
| | 2 | 健康科学演習 | 演習 | 1 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 3 | 社会学(C)、(P) | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 4 | 心理学(C)、(P) | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 5 | 法字(C)、(P) | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 6 | 生活問題論 | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 7 | 家族社会学 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 8 | 保健概論 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 9 | 就労支援論 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 10 | 社会福祉基礎実習(C) | 実習 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 11 | ケアマネジメント原論 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 12 | 社会福祉基礎演習 | 演習 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 13 | リハビリテーション論 | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 14 | 生涯発達心理学Ⅰ | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 15 | 生涯発達心理学Ⅱ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 16 | 社会福祉援助技術現場実習Ⅰ(C) | 実習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 17 | 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ(C) | 実習 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 18 | 民法 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 19 | 社会法 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 20 | 行政法 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 21 | 社会福祉法制 | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 22 | レクリエーション活動援助法 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 23 | ボランティア活動支援論 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| 基幹科目 | 1 | 社会福祉概論(C)、(P) | 講義 | 4 | ←→ | | | | | | | | 40単位必修 4科目11単位以上 選択 | |
| | 2 | 社会福祉援助技術論Ⅰ(C) | 講義 | 4 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 3 | 社会福祉援助技術論Ⅱ(C) | 講義 | 4 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 4 | 児童福祉論(C) | 講義 | 4 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 5 | 老人福祉論(C) | 講義 | 4 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 6 | 障害者福祉論(C) | 講義 | 4 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 7 | 介護福祉論(C) | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 8 | 地域福祉論(C)、(P) | 講義 | 4 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 9 | 社会福祉援助技術演習Ⅰ(C) | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 10 | 社会福祉研究演習Ⅰ | 演習 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 11 | 社会福祉援助技術演習Ⅱ(C) | 演習 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 12 | 医学概論(C)、(P) | 講義 | 4 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 13 | 公的扶助論(C)、(P) | 講義 | 4 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 14 | 社会保険論(C)、(P) | 講義 | 4 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 15 | 精神保健福祉援助技術概論(P) | 講義 | 4 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 16 | 女性福祉論Ⅰ | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 17 | 女性福祉論Ⅱ | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 18 | 医療福祉論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 19 | 医療福祉論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 20 | カウンセリング論Ⅰ | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 21 | カウンセリング論Ⅱ | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 22 | 臨床心理学Ⅰ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 23 | 臨床心理学Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 24 | 精神保健学(P) | 講義 | 4 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 25 | 介護技術論 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 26 | コミュニティーソーシャルワーク論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 27 | コミュニティーソーシャルワーク論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 28 | 精神医学(P) | 講義 | 4 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 29 | 精神保健福祉論(P) | 講義 | 6 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 30 | 精神保健福祉援助技術各論(P) | 講義 | 4 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 31 | 社会福祉援助技術現場実習Ⅱ(C) | 実習 | 4 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 32 | 社会福祉援助技術現場実習指導Ⅱ(C) | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年度 | | | | | | | | 卒業要件 | |
|--------|---------|------------------|-------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|--------------------|-------------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | | 必修 | 選択 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | 前期 |
| 展開科目 | 1 | ヘルスケアマネジメント論 | 講義 | 1 | | | | | | | | ←→ | | 8単位必修 3科目6単位以上 選択 |
| | 2 | ヘルスケアマネジメント実習 | 実習 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 3 | 社会福祉研究演習Ⅱ | 演習 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 4 | 国際福祉論 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 5 | 社会福祉政策論 | 講義 | 2 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 6 | 家族福祉論 | 講義 | 2 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 7 | 社会福祉施設運営論 | 講義 | 2 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 8 | 精神保健福祉援助実習Ⅰ(P) | 実習 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 9 | 精神科リハビリテーション学(P) | 講義 | 4 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 10 | 地域保健医療論 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 11 | 精神保健福祉援助演習(P) | 演習 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 12 | 精神保健福祉援助実習Ⅱ(P) | 実習 | 5 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 13 | 地域行政運営論 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 14 | 人権擁護論 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 15 | 福祉教育論 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 16 | 国際ボランティア論 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 17 | 精神保健福祉援助実習指導(P) | 実習 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 18 | 卒業研究 | 演習 | 4 | | | | | | | | | ←→ | |
| 共通選択科目 | 1 | 保健医療福祉特殊講義Ⅰ | 講義 | 1 | ←→ | | ←→ | | ←→ | | ←→ | | | 2単位以上選択 |
| | 2 | 保健医療福祉特殊講義Ⅱ | 講義 | 1 | ←→ | | ←→ | | ←→ | | ←→ | | | |
| | 3 | 生物の基礎 | 講義 | 1 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 4 | 化学の基礎 | 講義 | 1 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 5 | 疫学 | 講義 | 2 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 6 | 医療人倫学 | 講義 | 1 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 7 | 性とセクシュアリティ | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 8 | 精神健康論 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 9 | 看護学概論 | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 10 | 家族援助論 | 演習 | 1 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 11 | 人間発達援助論 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 12 | 小児看護援助論Ⅰ | 演習 | 1 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 13 | 小児看護援助論Ⅱ | 演習 | 1 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 14 | 精神看護援助論 | 演習 | 2 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 15 | 災害看護学 | 講義 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 16 | 看護関係法規 | 講義 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 17 | リハビリテーションケア | 講義 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 18 | クリティカルケア | 講義 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 19 | ペリネイタルケア | 演習 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 20 | 認知症高齢者ケア | 演習 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 21 | コンプリメンタリーセラピー | 演習 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 22 | 看護マネジメント論 | 演習 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 23 | 看護教育学 | 講義 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 24 | 性心理社会学 | 講義 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 25 | 運動学 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 26 | 人間発達学 | 演習 | 1 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 27 | 生活活動分析学 | 演習 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 28 | 障害学助概論 | 講義 | 1 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 29 | 病態と生化学 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 30 | 食品学概論 | 講義 | 2 | ←→ | | | | | | | | | |
| | 31 | 調理学 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 32 | 基礎栄養学 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 33 | 応用栄養学Ⅰ | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 34 | 臨床栄養学概論 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| | 35 | 公衆栄養学 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | |
| 30 | 地域栄養活動論 | 講義 | 2 | | | | | | | | | ←→ | | |
| 専門科目合計 | | | | | | | | | | | | | 68単位必修 27単位以上選択 | |

注1) 授業科目中、(C)の表示がある科目は、社会福祉士指定科目である。

注2) 授業科目中、(P)の表示がある科目は、精神保健福祉士指定科目である。

【栄養学科履修表（学則別表3カリキュラム）】

対象学生：平成20年度以後に入学する学生、平成21年度以後に栄養学科に編入学する学生

<人間総合科学科目>

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 必修 選択 | 配 当 年 次 | | | | | | | | 卒業要件 | | |
|--------------|----|---------------------------|-------|------------------|---------|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|--------------------|-------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | | |
| | | | | | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | | |
| 人間と存在 | 1 | 思想と歴史 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | | 2単位必修 4単位以上選択 |
| | 2 | 行動と価値 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| | 3 | 人格形成と生活行動 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 4 | 教育と人間 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 5 | 個人と組織 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| | 6 | ※生涯スポーツ | 演習 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| | 7 | 人間総合科学演習 | 演習 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | |
| 科目と論理 | 1 | ※情報リテラシー | 演習 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | 2単位必修 2単位以上選択 |
| | 2 | 科学と創造 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 3 | 思考と論理 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| | 4 | 情報社会と対人援助 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| | 5 | 調査と科学的方法 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| 芸術と創造 | 1 | 人間と音楽 | 演習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | | 1単位以上選択 |
| | 2 | 人間と美術 | 演習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 3 | 人間と文学 | 演習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | | |
| | 4 | 人間と演劇 | 演習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | | |
| 現代社会と環境 | 1 | 生態系と生活 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | 4単位以上選択 |
| | 2 | 科学技術と生活環境 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | |
| | 3 | 青春の風土と生活 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 4 | 社会の動態と生活形態 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 5 | 社会生活と法 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 6 | 経済と生活 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | | |
| | 7 | グローバル社会と文化 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| | 8 | 国際社会と日本の協力 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| | 9 | 現代金融政策と消費生活 | 講義 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| 言語とコミュニケーション | 1 | 人間関係とコミュニケーション | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | | 10単位必修 4単位以上選択 |
| | 2 | ※English I | 演習 | 4 | | ←→ | | | | | | | | | |
| | 3 | English II | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | |
| | 4 | English III | 演習 | 2 | | | | →→ | | | | | | | |
| | 5 | English Communication (注) | 演習 | 2 | | ←→ | | ←→ | | ←→ | | ←→ | | | |
| | 6 | 韓国事情と言語 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | |
| | 7 | 中国事情と言語 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | |
| | 8 | ロシア事情と言語 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | |
| | 9 | 手話 | 演習 | 2 | | | ←→ | | | | | | | | |
| 人間総合科学科目合計 | | | | | | | | | | | | | | 14単位必修 15単位以上選択 | |

注)「English Communication」の実施時期は、3月とする。

<専門科目>

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年次 | | | | | | | | 卒業要件 | |
|--------|----|------------|-------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|--------|-------------------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | | 必修 | 選択 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 専門支科科目 | 1 | 社会福祉学概論 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | 42単位必修 2単位以上選択 |
| | 2 | 健康科学概論 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 3 | 健康科学演習 | 演習 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 4 | 公衆衛生学Ⅰ | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 5 | 公衆衛生学Ⅱ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 6 | 人体構造学 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 7 | 人体構造学実験 | 実験 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 8 | 生体機能学 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 9 | 生体機能学実験 | 実験 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 10 | 運動生理学 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 11 | 病理学 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 12 | 生化学Ⅰ | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 13 | 生化学実験Ⅰ | 実験 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 14 | 生化学Ⅱ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 15 | 生化学実験Ⅱ | 実験 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 16 | 微生物学 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 17 | 病態と生化学 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 18 | 疾病治療論 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 19 | 薬理学 | 講義 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 20 | 食品学総論 | 講義 | 2 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 21 | 食品学各論 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 22 | 食品機能論 | 講義 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 23 | 食品学実験Ⅰ | 実験 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 24 | 食品学実験Ⅱ | 実験 | 1 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 25 | 食品学実験Ⅲ | 実験 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 26 | 食品衛生学 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 27 | 食品衛生学実験 | 実験 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 28 | 食品加工学 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 29 | 食品加工学実験 | 実験 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 30 | 調理学 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 31 | 調理学実習Ⅰ | 実習 | 1 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 32 | 調理学実習Ⅱ | 実習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| 基幹科目 | 1 | 基礎栄養学 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | 38単位必修 | |
| | 2 | 基礎栄養学実験 | 実験 | 1 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 3 | 応用栄養学Ⅰ | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 4 | 応用栄養学Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 5 | 健康スポーツ栄養学 | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 6 | 応用栄養学実習 | 実習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 7 | 栄養教育論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 8 | 栄養教育論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 9 | 栄養カウンセリング論 | 講義 | 2 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 10 | 栄養教育実習Ⅰ | 実習 | 1 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 11 | 栄養教育実習Ⅱ | 実習 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 12 | 健康と栄養管理 | 講義 | 1 | | ←→ | | | | | | | | |
| | 13 | 臨床栄養学総論 | 講義 | 2 | | | | ←→ | | | | | | |
| | 14 | 臨床栄養学各論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 15 | 臨床栄養学各論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | | ←→ | | | | |
| | 16 | 臨床栄養学演習 | 演習 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 17 | 臨床栄養学実習Ⅰ | 実習 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 18 | 臨床栄養学実習Ⅱ | 実習 | 1 | | | | | | | | ←→ | | |
| | 19 | 公衆栄養学 | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 20 | 地域栄養活動論 | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 21 | 公衆栄養学実習 | 実習 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |
| | 22 | 給食経営管理論Ⅰ | 講義 | 2 | | | ←→ | | | | | | | |
| | 23 | 給食経営管理論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | ←→ | | | | | |
| | 24 | 給食経営管理実習 | 実習 | 1 | | | | | | | ←→ | | | |

| 科目群 | 番号 | 授業科目名 | 授業の形態 | 区分及び単位数 | 配当年度 | | | | | | | | 卒業要件 | |
|--------|----|---------------|-------|---------|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-------------------|----------|
| | | | | | 1年次 | | 2年次 | | 3年次 | | 4年次 | | | |
| | | | | | 必修 | 選択 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | 前期 | 後期 | | |
| 展開科目 | 1 | ヘルスケアマネジメント論 | 講義 | 1 | | | | | | | | ↔ | | 11単位必修 |
| | 2 | ヘルスケアマネジメント実習 | 実習 | 1 | | | | | | | | | ↔ | |
| | 3 | 栄養科学総合演習 | 演習 | 1 | | | | | | | | ↔ | | |
| | 4 | 卒業研究 | 演習 | 4 | | | | | | | | ↔ | ↔ | |
| | 5 | 公衆栄養学臨地実習 | 実習 | 1 | | | | | | | ↔ | | | |
| | 6 | 給食経営管理臨地実習 | 実習 | 1 | | | | | | | ↔ | | | |
| | 7 | 臨床栄養学臨地実習Ⅰ | 実習 | 1 | | | | | | | | ↔ | | |
| | 8 | 臨床栄養学臨地実習Ⅱ | 実習 | 1 | | | | | | | | ↔ | | |
| 共通選択科目 | 1 | 保健医療福祉特殊講義Ⅰ | 講義 | 1 | | ↔ | | ↔ | | ↔ | | ↔ | | 2単位以上選択 |
| | 2 | 保健医療福祉特殊講義Ⅱ | 講義 | 1 | | ↔ | | ↔ | | ↔ | | ↔ | | |
| | 3 | 生物の基礎 | 講義 | 1 | ↔ | | | | | | | | | |
| | 4 | 化学の基礎 | 講義 | 1 | ↔ | | | | | | | | | |
| | 5 | 医療人倫学 | 講義 | 1 | ↔ | | | | | | | | | |
| | 6 | 精神健康論 | 講義 | 1 | | ↔ | | | | | | | | |
| | 7 | クリティカルケア | 講義 | 1 | | | | | | ↔ | | | | |
| | 8 | 生活活動分析学 | 演習 | 1 | | | | ↔ | | | | | | |
| | 9 | 生活問題論 | 講義 | 2 | ↔ | | | | | | | | | |
| | 10 | 家族社会学 | 講義 | 2 | | ↔ | | | | | | | | |
| | 11 | 医療福祉論Ⅰ | 講義 | 2 | | | | | | ↔ | | | | |
| | 12 | 医療福祉論Ⅱ | 講義 | 2 | | | | | | | ↔ | | | |
| 栄養教諭科目 | 1 | ※日本国憲法 | 講義 | 2 | | ↔ | | | | | | | | 24単位選択必要 |
| | 2 | ※教職論 | 講義 | 2 | | | | | | | ↔ | | | |
| | 3 | ※教育基礎論 | 講義 | 2 | | | ↔ | | | | | | | |
| | 4 | ※教育心理学 | 講義 | 1 | | ↔ | | | | | | | | |
| | 5 | ※教育行政学 | 講義 | 1 | | | | | | | ↔ | | | |
| | 6 | ※教育課程論 | 講義 | 1 | | | | ↔ | | | | | | |
| | 7 | ※道徳教育・特別活動論 | 講義 | 1 | | | | | ↔ | | | | | |
| | 8 | ※教育方法論 | 講義 | 2 | | | | ↔ | | | | | | |
| | 9 | ※生徒指導論 | 講義 | 2 | | | ↔ | | | | | | | |
| | 10 | ※教育相談 | 講義 | 2 | | | ↔ | | | | | | | |
| | 11 | ※総合演習 | 演習 | 2 | | | | | | ↔ | | | | |
| | 12 | ※学校栄養教育論 | 講義 | 2 | | | | | | | ↔ | | | |
| | 13 | ※食育実践論 | 講義 | 2 | | | | | | | ↔ | | | |
| | 14 | ※栄養教育実習事前事後指導 | 実習 | 1 | | | | | | | | ↔ | | |
| | 15 | ※栄養教育実習 | 実習 | 1 | | | | | | | | ↔ | | |
| 専門科目合計 | | | | | | | | | | | | | 91単位必修 4単位以上選択 | |

注) ※は栄養教諭免許取得を希望した学生が必ず履修しなければならない科目。

IV 履修の概要

1 単位制

大学における学修は、単位制で行われます。授業科目にはそれぞれ所定の単位数が定められています。

学生は、在学期間内に卒業に必要な単位を修得しなければ卒業できません。

2 学年・学期

学年は4月1日から始まり、翌年3月31日で終わります。本学では学期を、次のように前期及び後期の二学期に分けています。この学期を本学では「セメスター」と呼び、大学の4年間は8セメスターからなっています。

| | |
|-----|---------------|
| 前 期 | 4月1日 ～ 9月30日 |
| 後 期 | 10月1日 ～ 3月31日 |

注) カリキュラムの進行上、授業の開始・終了時期が一部、複数のセメスターにまたがる場合があります。

3 授業時間

| 時 限 | 授 業 時 間 |
|------|-------------|
| 第1時限 | 9：00～10：20 |
| 第2時限 | 10：30～11：50 |
| 第3時限 | 12：40～14：00 |
| 第4時限 | 14：10～15：30 |
| 第5時限 | 15：40～17：00 |
| 第6時限 | 17：10～18：30 |

4 教育課程（カリキュラム）

授業は、学則その他で定められた教育課程(カリキュラム)に基づいて行われます。本学では、平成20年度(2008年度)からカリキュラムの一部を改正し、平成20年度入学生から適用しています。

学科別に、入学及び編入学年度ごとに適用されるカリキュラムが異なりますので、学生便覧6頁以降の「Ⅲ 授業科目一覧表」及び大学ホームページの「シラバス」をよく確認して、計画的な履修を行ってください。

【入学等の年次別適用カリキュラム】

| | 入 学 生 | | 編 入 学 生 | |
|-------------|-----------------|-----------------|--------------------------|--------------------------|
| | 平成20年度 入 学 | 平成21年度以降 入 学 | 平成21年度 編 入 学 | 平成22年度 以降編入学 |
| 看 護 学 科 | 別表3カリキュ ラム適用 | 別表3カリキュ ラム適用 | 3年次編入 別表2カリキュ ラム適用 | 3年次編入 別表3カリキュ ラム適用 |
| 理 学 療 法 学 科 | 別表3カリキュ ラム適用 | 別表3カリキュ ラム適用 | 3年次編入 別表2カリキュ ラム適用 | 3年次編入 別表3カリキュ ラム適用 |
| 社 会 福 祉 学 科 | 別表3カリキュ ラム適用 | 別表4カリキュ ラム適用 | 2年次編入 別表3カリキュ ラム適用 | 2年次編入 別表4カリキュ ラム適用 |
| 栄 養 学 科 | 別表3カリキュ ラム適用 | 別表3カリキュ ラム適用 | 2年次編入 別表3カリキュ ラム適用 | 2年次編入 別表3カリキュ ラム適用 |

5 授業科目の区分

授業科目は、次のとおり区分されます。

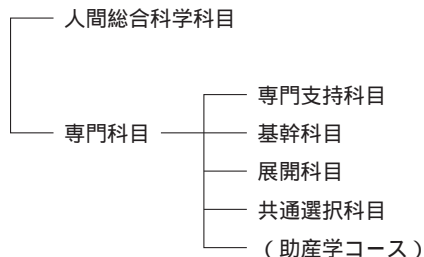
(1) 授業形態による区分

授業科目は、授業の形態により3つに区分されます。

：講義科目、演習科目、実習科目

(2) 教育課程による区分

授業科目は、教育課程により大きく次の5つに区分されます。



① 人間総合科学科目

人間として総合的に理解できる科学的な知識や、人に接する豊かな心、人間性を育むための科目群です。

② 専門科目

専門科目とは、看護、理学療法、社会福祉、栄養の各分野間での連携ができるプロフェッショナルリズムの涵養を目指し、保健医療福祉の連携、協力の意識を高め共通の価値観を養うことを目的としている科目群であり、次の4分類から構成されています。

a 専門支持科目

専門教育を支持する基礎的知識及び関連する知識を学ぶための科目群です。

b 基幹科目

専門科目の中で核となる科目群です。

c 展開科目

基幹科目を中心に、応用・実践してゆく科目群です。

d 共通選択科目

他学科において開講されている専門科目や、専門領域以外の関連する公開講座、特別講義等を選択することにより、他領域の理解を深めることを目指す科目群です。

(3) 履修要件による区分

授業科目は、履修要件により次の2つに区分されます。

① 必修科目

卒業のために必ず履修しなければならない科目です。

② 選択科目

一定の教育目的を持つ科目群の中から、任意に選択して履修できる科目であって、卒業のために一定数以上の単位を修得しなければならない科目です。

(4) 授業を受ける際の注意事項

本学では、授業の開始・終了時にチャイムがなりません。学生は、各自自分の責任において開始時刻を確認し、数分前までに着席して静かに授業の開始を待ってください。

授業開始後に入室したり、やむを得ず退室する際は、必ず教員の了解を得てから行ってください。なお、その際は授業のじゃまにならないよう最大限の注意を払うことが学生としてのマナーです。

授業中も、教員の指示に従い、真摯な態度で授業を受けることが必要です。私語、携帯電話の使用、居眠り等は厳に慎み、授業の進行を妨げることもない授業態度で望むことは、学生としての基本的マナーです。

また、教室内では飲食は全面禁止ですので、食べ物、飲み物は持ち込んではいけません。それらの包装紙や瓶・缶やその他のごみ等を机の中に放置しないでください。

6 単位の算定基準

それぞれの授業科目の単位数は、授業形態や授業内容で異なります。単位数は、次の基準で算定します。

◎講義・演習・・・15時間又は30時間の授業をもって1単位とします。

◎実習・・・30時間又は45時間の授業をもって1単位とします。

大学における授業時間は、原則として1時限（1コマ）2時間（120分）です。したがって、講義1単位15時間の場合は7.5時限（7.5コマ）、演習1単位30時間の場合は15時限（15コマ）、実習1単位45時間の場合は22.5時限（22.5コマ）の授業時間が必要となり、本学の実際の授業時間は1時限80分（P29参照）で時間割を編成しています。2時間（120分）との時間差40分は、学生自らが自主的、主体的に各時限の授業科目の予習及び復習に充てる時間であり、計2時間（120分）として換算しています。したがって、各授業科目を履修するにあたり、学生諸君は最低40分の予習及び復習をすることが不可欠となります。

7 入学前の既修得単位の認定

(1) 本学入学前に、他の大学または短期大学を卒業あるいは中途退学し、新たに本学に入学した学生は、その履修単位について教育上有益と認めるときは、60単位を超えない範囲で本学において履修したものと単位認定を受けることが可能です。（学則第40条 参照）

(2) 編入学生の既修得単位の認定については、編入学規程第7条及び健康科学部編入学生の履修に関する取扱内規に規定されています。

看護学科及び理学療法学科編入学生は82単位、社会福祉学科及び栄養学科編入学生にあっては62単位を超えない範囲内と規定されています。

(3) 既修得単位の認定申請は、入学及び編入学後の最初の履修登録期間内に行わなければなりません。4月に入学した学生及び編入学生は最初の年度の4月の履修登録期間内に、希望する全ての科目を認定申請する必要があります。

申請期間や方法等の詳細については、管理・図書館棟1階の掲示板に掲示すると共に、4月に行われる学部の履修ガイダンスの際に説明します。

これ以降の申請は受け付けられませんので、申請を希望する学生は掲示等に良く注意申請を行ってください。

(4) 審査結果については、個別にお知らせします。

(5) 入学前の既修得単位として認定された科目であっても、履修登録は他の授業科目と同様に学生本人が行わなければなりません。申請した時点で、必ず履修登録を行ってください。

入学前の既修得単位の認定について、不明の点は教務学生課までお尋ねください。

8 卒業要件

卒業に最低限必要な単位数について、各学科ごとの状況は以下のとおりです。

次の年次で履修しようとしても、学外実習等で授業に出席できなかったり、上級年次の必修科目と時間割が重複して履修できないことがあります。それぞれ配当されている年次に修得できるように計画的な履修を心掛けてください。

- (1) 平成20年度以降入学生・平成21年度社会福祉学科、栄養学科編入学生・平成22年度以降の全学科編入学生

(学則及び履修規程 別表3適用)

| | 看護学科 | | | 理学療法学科 | | | 社会福祉学科 | | | 栄養学科 | | | |
|----------|--------|----|-----|--------|----|-----|--------|----|-----|------|----|-----|----|
| | 必修 | 選択 | 合計 | 必修 | 選択 | 合計 | 必修 | 選択 | 合計 | 必修 | 選択 | 合計 | |
| 人間総合科学科目 | 16 | 13 | 29 | 14 | 15 | 29 | 14 | 15 | 29 | 14 | 15 | 29 | |
| 専門科目 | 専門支持科目 | 21 | 3 | 24 | 32 | 3 | 35 | 20 | 8 | 28 | 42 | 2 | 44 |
| | 基幹科目 | 47 | 11 | 58 | 27 | 2 | 29 | 40 | 11 | 51 | 38 | | 38 |
| | 展開科目 | 9 | 2 | 11 | 28 | 1 | 29 | 8 | 6 | 14 | 11 | | 11 |
| | 共通選択科目 | | 2 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | 2 | | 2 | 2 |
| 合計 | 93 | 31 | 124 | 101 | 23 | 124 | 82 | 42 | 124 | 105 | 19 | 124 | |

- (2) 平成21年度以降社会福祉学科入学生・平成22年度社会福祉学科編入生

| | 人間総合 科学科目 | 専門学科 | | | | 合計 |
|----|--------------|--------|------|------|--------|-----|
| | | 専門支持科目 | 基幹科目 | 展開科目 | 共通選択科目 | |
| 必修 | 14 | 19 | 33 | 8 | 0 | 74 |
| 選択 | 15 | 8 | 20 | 5 | 2 | 50 |
| 合計 | 29 | 27 | 53 | 13 | 2 | 124 |

9 履修登録について

- (1) 履修登録とは

本学学生が卒業及び学位の認定を受けるためには、学則に定められた所定の科目を履修し、単位を修得しなければなりません。そのために必要なのが『履修登録』です。

履修登録は学則の他、本学履修規程第2条に定められています。指定された期日までに所定の手続きを行うことが必要です。

履修登録を行わなかった場合は、たとえ授業に出席していても、その科目の単位を修得できません。

(2) 履修の特例（「再履修」と「再受験」）

① 「再履修」

ある年度に履修登録したが、その履修登録した年度に単位を修得できなかった場合、翌年度以降に「再履修」することができます。

② 「再受験」

「再履修」においても、通常の履修の場合と同様に、単位取得のためには授業実施時間数の3分の2以上出席しなければなりません。

しかし、再履修しようとする科目が、他の必修科目・選択科目、実習等と重複している等により、必要とされる出席数が確保できない場合があります。

授業に出席できない理由がやむを得ないと認められる場合に限り、授業の一部に出席しないで試験を受けて評価を受けることができます。

これを「再受験」といいます。「再受験」の申請要件は、次の2つです。

- 前年度に履修した科目であること。
 - 前年度に履修した際の出席数が授業実施時間数の3分の2以上であること。
- 「再受験」の可否は、提出された申請書に基づき、科目責任者等が判断します。申請の時期や手続方法については、履修登録期間に掲示板に掲示します。

(3) 履修登録の時期

履修登録は、各セメスター（通年配当科目にあつては前期）の始めに設定されている『履修登録期間』内に行わなければなりません。（本学履修規程第2条第1項参照）この『履修登録期間』は各年度の学事暦（学生便覧参照）に記載されています。

(4) 履修登録の方法

- ① 履修登録はコンピューターによる事務支援システムからのオンライン入力により、学生本人が行います。

この端末からの入力は、履修登録期間内（最終日については正午まで）に、以下の場所で行うことができます。

情報処理教室、L T教室、自習室、図書館（いずれも各施設の利用時間内に限る）

(5) 履修登録内容の確認と修正

- ① 『履修登録期間』終了後、教務学生課では登録された履修内容を「履修登録確認

表」として印刷したものを学生に対し配布します。

- ② これを教務学生課窓口で受け取った学生は、自らの責任において履修登録確認表に記載されている全ての内容を確認し、必要があれば事務局に対し、修正の申し出を行ってください。
- ③ 前記②に定める確認及び修正の期間は、「履修登録確認期間」として、学事暦に記載されています。この履修登録確認期間内に事務局窓口の取扱時間内に申し出てください。
- ④ 履修登録確認期間経過後の登録内容の変更は、原則として認められませんので、必ず履修登録確認期間内に確認を行ってください。

(6) 他大学との単位互換

本学では平成22年度から他の大学等との単位互換を行っています。詳細は各学期の履修ガイダンスで周知します。

(1) 履修の方法

- ① 単位互換を希望する学生は、受入大学が開講する授業科目のシラバス、時間割等を事務局（教務学生課）で受領し、定められた期限内に手続きを行ってください。
- ② 履修にあたっては、本学と受入大学の時間割を十分に考慮し、無理のない履修計画を立てるようにしてください。
- ③ 受入大学では、「特別聴講学生」として履修することになります。

(2) 修得した科目・単位等の扱い

- ① 修得した科目は、人間総合科学科目、専門支持科目、基幹科目、展開科目及び共通選択科目のいずれかの「選択科目」とします。
- ② 修得した単位は、60単位を越えない範囲で本学の卒業要件単位数に算入されます。

(3) 授業料の免除

単位互換制度に基づき、受入大学の科目を履修する場合の授業料は免除されます。

10 助産学コース

(1) 助産師について

看護学科の学生で、卒業時に助産師の国家試験受験資格取得を希望する学生は、3年次後期に助産学コースの学内選抜を行います。

所定の単位を修得した場合、看護師及び保健師に加えて助産師の国家試験受験資格

を得ることができます。なお、国家試験受験資格が認められるのは女性のみとなっています。

(2) 助産学コースの選抜について

看護学科3年生の希望者を対象に、3年次前期までの成績に基づき、後期中に選抜を行います。定員は10名程度です。

(3) 卒業要件と助産師国家試験受験資格について

看護学科の学生が卒業に必要な単位は124単位となっていますが、助産師国家試験受験資格を得るためには、更に助産学コース指定科目8科目15単位を修得する必要があります。

学則及び履修規程 別表3が適用される者

対象学生：平成20年度以後に入学する学生、平成22年度以後に看護学科に編入する学生 (単位)

| 区 分 | 必修 | 選択 | 計 | 備 考 | |
|------------------|---------|----|-----|--|----|
| 人間総合科学科目 | 16 | 13 | 29 | 看護学科卒業に必要な単位(看護師及び保健師の国家試験受験資格を得るために必要な単位) | |
| 専 門 科 目 | 専門支持科目 | 21 | 3 | | 24 |
| | 基 幹 科 目 | 47 | 11 | | 58 |
| | 展 開 科 目 | 9 | 2 | | 11 |
| | 共通選択科目 | 0 | 2 | 2 | |
| 小 計 | 93 | 31 | 124 | 助産師国家試験受験資格を得るために必要な単位 | |
| 助産学コース指定科目 | | 15 | 15 | | |
| 合 計 | 93 | 46 | 139 | | |

(4) その他の留意事項

① 学外実習について

ア 助産コース指定科目15単位のうち6単位は、助産学実習となります。

イ 実施時期は、4年次の前期(夏季休暇期間中)と後期の予定です。

ウ 実習では10例を目安に分娩介助を行うため、夜間実習を行います。また、介助数によっては土日の実習を行う場合もあります。

② 科目履修上の留意事項について

助産学コース選択にあたっては、以下の科目の単位を選択・修得して下さい。

ア 2年次までに修得が必要な科目

- ・人体構造機能学

- ・ バイオエシックス
 - ・ 家族援助論
 - ・ 健康教育論
 - ・ 人間発達援助論
- イ 3年次は以下の科目を選択し、修得する必要があります。
- ・ ベリネイタルケア

11 社会福祉学科における資格取得

(1) 社会福祉士

① 学則別表3カリキュラム適用学生

必修科目のほか、選択科目（「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ」及び「社会福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」「社会福祉援助技術現場実修指導Ⅱ」）を履修し、単位修得をした場合、国家試験受験資格を得ることができます。

② 学則別表4カリキュラム適用学生

必修科目のほか、以下の選択科目を履修し、単位修得をした場合、国家試験受験資格を得ることができます。

(a .「社会調査概論」 b .「ソーシャルワーク論Ⅱ」 c .「ソーシャルワーク論Ⅲ」
 d .「福祉行財政と福祉計画」 e .「社会福祉施設経営論」 f .「公的扶助論」 g .「保健医療サービス論」 h .「権利擁護論」 i .「成年後見制度論」 j .「更生保護制度論」
 k .「ソーシャルワーク演習Ⅱ」 l .「ソーシャルワーク演習Ⅲ」 m .「ソーシャルワーク実習」 n .「ソーシャルワーク実習指導」)

(2) 精神保健福祉士

上記(1)の社会福祉士国家試験受験資格取得に必要な科目の履修・単位取得に加えて、精神保健福祉士養成課程科目を履修し、単位を修得した場合、精神保健福祉士の国家試験受験資格を得ることができます。

なお、これらの養成課程科目のうち、「精神保健福祉援助演習」、「精神保健福祉援助実習Ⅰ」、「精神保健福祉援助実習Ⅱ」及び「精神保健福祉援助実習指導」の受講を希望する者に対して、3年次後期までに受講者の選抜を行います。定員は1学年20名です。

(3) 任用資格

本学所定の単位を習得し、社会福祉学科を卒業した者は、卒業と同時に次のような任用資格が取得できます。

- ① 名 称 社会福祉主事
根拠法令 社会福祉法第 19 条
- ② 名 称 児童福祉司
根拠法令 児童福祉法第 11 条第 2 項及び第 5 号
- ③ 名 称 児童指導員
根拠法令 児童福祉施設最低基準第 43 条第 2 号

12 栄養学科における資格取得

栄養教諭一種免許状

栄養教諭一種免許状を取得するためには、学士の学位および管理栄養士養成課程修了(+栄養士免許)が基礎資格となります。本学において、管理栄養士免許を取得するために必要な科目を修得し、さらに選択科目として「栄養に係る教育に関する科目」4単位、「教職に関する科目」(教職の意義等に関する科目、教育の基礎理念に関する科目、教育課程に関する科目、生徒指導及び教育相談に関する科目、総合演習、栄養教育実習)18単位を修得することにより、取得することができます。

13 成績評価とGPA制度

(1) 評価と評点

それぞれの授業科目の成績評価は、「授業要項」(シラバス)の各頁に、「成績評価方法」として記載されています。

各セメスターが終了し、成績登録が終了すれば、事務支援システムの画面上から各個人の成績が確認できます。

| 判 定 | 合 格 | | | 不 合 格 | |
|-----|---------|--------|--------|--------|-------|
| | A | B | C | D | E |
| 評 点 | 100～80点 | 79～70点 | 69～60点 | 59～40点 | 39点以下 |

(2) GPA制度について

【GPA制度とは】

世界標準的な大学での成績評価の方法。欧米の大学で一般的に使われており、留学の際など学力を測る指標となる。公平な成績評価指標として導入する大学が増えている。

科目毎の評点に応じたポイント（Grade Point＝GP）にその科目の単位数を乗じた値の合計値を、履修総単位数で除し算定する。

1. GPAの算定方法

$$\cdot \text{GP} = (\text{評点} - 55) \div 10 \quad (\geq 0) \quad \text{※}0.5\text{未満は切捨て}$$

$$\cdot \text{GPA} = \frac{\{(\text{科目の単位数}) \times (\text{その科目に対応するGP})\} \text{の総和}}{\text{履修登録単位数の総和}} \\ \text{※小数点第3位以下は切捨て}$$

【例】

人間総合科学演習（2単位）75点、情報リテラシー（2単位）78点、健康科学概論（1単位）60点、看護学概論（2単位）59点である場合

$$\text{GPA} = \frac{2 \times 2 + 2 \times 2.3 + 1 \times 0.5 + 2 \times 0}{2 + 2 + 1 + 2} = \boxed{1.30}$$

2. GPA制度導入時期について

平成23年4月から試行的に導入し、平成24年4月から本格的に導入します。

3. 算出するGPA

各学期のGPA及び累積GPA（GPAの総和／履修登録単位数の総和）

4. GPAの使用目的について

学生に通知することにより学習意識の向上・啓発を図るとともに、授業料減免における学力基準判定等に用います。

5. 通知方法

事務支援システムWeb成績照会画面において評点、評価とともに表示します。

6. 留意点

- (1) 再履修、再受験により履修する科目については、GPA算定上評価を上書きするのではなく、不可となった評価部分も算定します。
- (2) 以下の科目は対象外となります。

- ① 既修得単位認定科目及び学外で単位取得する科目
- ② ①以外の科目で、その科目の性質上GPAの対象とすることが適当でない科目。(学科において判断します。)

14 試 験

試験には、大きく分けて定期試験と臨時試験の2つがあります。

また、定期試験で不合格(D評価)となった場合及びやむを得ない理由で欠席した場合、それぞれ再試験、追試験があります。

なお、不合格の場合は、翌年度以降に再履修のうえ、合格しないと単位習得できません。

いずれの試験においても、受験中に不正行為を行った者は、履修規程第10条により、当該学期の全授業科目の履修を無効とし、学則第52条に規定する懲戒の対象となります。

試験中は、試験監督者の指示に従い、不正行為並びに紛らわしい行為は、一切行わないでください。

不正行為とは、次に掲げるような行為です。

- ① 受験資格を有する者に成り代わって受験すること、または本人以外の者に受験させること。
- ② 答案を交換すること。
- ③ 使用・閲覧が許可されていない文献、メモ及びそれに準ずるものを見ること、あるいは所持品、身体、机、壁等に記録し、それを見ること。
- ④ 使用・閲覧が許可されている文献等を貸借すること。
- ⑤ 他人の答案を盗み見て写すこと、または他人に意図的に写させること。
- ⑥ 声、動作、携帯電話(E-mail機能も含む)その他の方法で回答を伝達すること、あるいは伝達を受けること。
- ⑦ 不正な方法で試験問題を予め入手すること、あるいは入手させること。
- ⑧ 試験監督者の指示に従わないこと。

(1) 定期試験

定期試験は、期間を予め定めて行う試験で、試験期間は学事暦に記載されています。その実施方法は筆記、実技、口頭試問又は演習の形式により行われます。

定期試験を行う科目及び時間割は、試験開始日の約2週間前に管理図書館棟1階掲示板に掲示し、お知らせします。

なお、定期試験期間中(追試験、再試験を含む。)の各時限の開始・終了時間は、通常の授業の開始・終了とは異なりますので、受験する際にはよく注意して着席してください。

| 区 分 | 授 業 時 間 | 試験期間中の開始・終了時刻 |
|-------|-------------|---------------|
| 1時限目 | 9：00～10：20 | 9：00～10：20 |
| 2時限目 | 10：30～11：50 | 10：40～12：00 |
| 昼 休 み | 11：50～12：40 | 12：00～13：00 |
| 3時限目 | 12：40～14：00 | 13：00～14：20 |
| 4時限目 | 14：10～15：30 | 14：40～16：00 |
| 5時限目 | 15：40～17：00 | 16：20～17：40 |
| 6時限目 | 17：10～18：30 | |

(2) 定期試験の受験に当たっての注意事項

定期試験の受験に当たっては、試験開始時刻から20分を経過すると入室できません。

また、原則として試験終了時刻20分前は退室できません。

また、次のいずれかに該当する者は定期試験を受験できません。

- ① 履修登録をしていない者
- ② 出席数が、授業実施時間数の3分の2を満たしていない者（病気等で、科目責任者が受験を認めた者を除く。）
- ③ 学生証を提示しない者
 なお、学生証は試験時間中、机上の見やすいところに提示しておかなければなりません。やむを得ず学生証を忘れた者は、予め教務学生課において仮学生証交付の手続きを行ってください。
- ④ 試験開始時刻に20分を超えて遅参した者

(3) 再試験及び再試験科

定期試験の結果、評価D（評点40～59点）により不合格となった科目については、科目責任者等の判断により再試験を行うことがあります。

再試験を希望する学生は、別に指定する日までに再試験料を納入し、かつ、再試験願を提出しなければなりません。

- ① 対象学年
 平成22年4月1日から学部生全学年全学科一律に実施します。
- ② 手続方法
 教務学生課備え付けの「再試験願」に必要事項を記入し、再試験料として1科目につき1,000円を納入して、申し込んで下さい。
 再試験をレポートとした場合も、必ず申し込みをしなければなりません。

再試験料は、これを納入した学生が再試験を受けない場合においても、返還しません。

③ 再試験受付期間・実施日等

ア 再試験期間は、学事暦で確認してください。

イ 再試験を実施する科目、対象者、再試験の実施方法については、定期試験の採点終了後に管理図書館棟 1 階掲示板に掲示してお知らせします。また、試験申し込みの受付締切の期日も併せて掲示します。これ以降の再試験願は一切受け付けません。

ウ 申し込みの際、再試験許可書兼領収書を発行します。受験の際は学生証と再試験許可書を必ず机上の見えやすいところへ提示して下さい。

(4) 追試験

定期試験について、病気その他特別な理由により、やむを得ず受験できなかった者を対象に、追試験を行うことがあります。ただし、追試験は 1 回しか行いません。

追試験を希望する者は、当該試験終了の日から 7 日以内に追試験願に理由を証明する資料を添付して教務学生課に提出しなければなりません。

追試験の実施の有無、実施科目及び対象者については追試験願受付期限経過後に管理図書館棟 1 階の掲示板に掲示してお知らせします。

【理由と添付資料の参考例】

◎受験のため登校できない程度の病気、怪我 ... 医師の診断書

◎同居している家族、親族及びそれ以外で

概ね 3 親等以内の親族の葬儀等 会葬礼状等、参加が確認できるもの

◎災害 被災証明書

◎本人の交通事故 事故証明書、医師の診断書等

◎個人的な事由に依らない交通機関の延着 交通機関の延着証明書

(5) 臨時試験

各科目の授業期間中または臨時の日時を設定して、科目担当者が試験を行うことがあります。その実施方法は筆記、実技、口頭試問又は演習の形式により行われますが、日時等について掲示されないことがあります。

随時試験については各科目担当者の指示に従って受験してください。

15 レポート、実習ファイル等の提出

科目担当教員等から提出提示のあったレポートや実習ファイルについては、提出先や提出方法をよく確認して、指示に従って提出してください。

提出先が『事務局 教務学生課』となっているものは、管理・図書館棟1階の事務局教務学生課（入口は向かって右側の自動ドア）の窓口横に、レポート提出ボックスが設置されています。

各ボックスには、提出すべき科目名や担当教員名が表示されていますので、指示されたボックスに提出してください。

また、科目によっては窓口へ直接提出するものもあります。

◎ レポート等提出の受付時間
事務局の学生窓口開設時間内です。
(特に科目責任者等から指示があった場合はこの限りではありません。)

提出されたレポート等については、提出・未提出の状況を、締切後2日間、管理・図書館棟1階掲示板に掲示します。

レポート、実習ファイル等の提出について不明の点は、教務学生課窓口の職員にお尋ねください。

16 卒業研究論文集等の提出

卒業研究論文集及び抄録集等の提出については、各学科の科目担当教員から指示されます。提出日（期間）や提出方法を良く確認して、指示に従って提出してください。

提出先は『事務局 教務学生課』となっていますので、事務局教務学生課の窓口の職員に、学科及び氏名を告げて提出してください。

◎ 卒業研究論文集、抄録集等提出の受付時間
事務局の学生窓口開設時間内です。
(特に科目責任者等から指示があった場合はこの限りではありません。)

17 教務事務に関する情報の伝達

授業の時間割は常時管理図書館棟1階の掲示板に掲示しています。その他、授業変更、休講、補講、集中講義、実習に関する連絡事項の他、履修に関する事項、成績に関する事項、レポートに関する事項、試験に関する事項、教材の購入に関する事項等については、原則として管理図書館棟1階掲示板に掲示します。

個別の案件によっては、学内に設置されている学内情報ネットワーク上の各種システム（電子掲示板、E-mail等）も併用してお知らせすることがあります。

管理図書館棟1階の掲示板は、必ず見て確認すると共に、学内の情報ネットワークコンピュータからアクセスし、電子掲示板やE-mailも随時確認してください。

18 各学科進級判定基準

青森県立保健大学健康科学部進級判定基準は下記のとおりとする。

（看護学科、理学療法学科、栄養学科は別表3カリキュラム適用学生、社会福祉学科は別表4カリキュラム適用学生）

3年次に進級できるのは、原則として2年次までの必修科目の単位を修得している場合とする。

19 実習の履修条件

理学療法学科の実習の履修条件は下記のとおりとする。

原則として3年次前期及び3年次後期の初期総合臨床実習以外の単位を修得しなければ、初期総合臨床実習は履修できない。

V 主体的学習者をめざして

変動の時代といわれる21世紀、人々の生命や生活にかかわる保健医療福祉の専門職には、倫理観に富む豊かな人間性と理論的知識に基づいた判断力および専門的技術を駆使し、多職種間連携によって問題を解決し、専門性を発展させるポテンシャルを有する主体的学習者としての態度と行動力が求められます。それらは学生時代に自らの主体的な学習によって培われるものであり、保健医療福祉の専門職を目指す学生にとって重要な基礎となります。

本学では、【主体的学習者育成システム】として、主体的学習者育成を主軸とした「カリキュラム編成」と「主体的学習態度育成の教育活動」、加えて教員の力量形成、評価制度、ならびに支援体制に全学をあげて取り組んでいます。そのねらいは、学生自らが自己の目標を定め、問題（課題）を発見・判断し、解決方法を見出して対処できる能力と生涯学習する主体的学習態度を培うことによって、将来、保健医療福祉の専門職としての社会貢献を期待するものです。

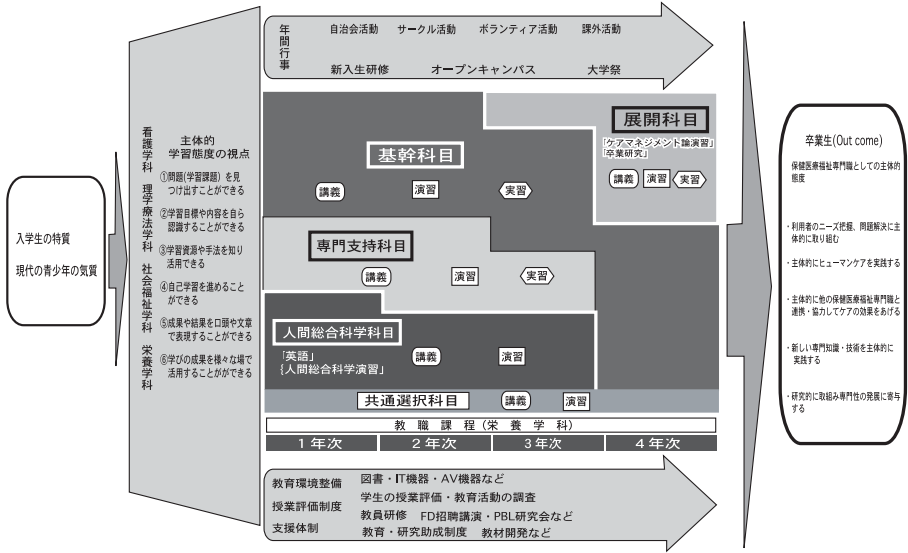
「カリキュラム」は、教養を育む4学科共通の人間総合科学科目と共通選択科目、専門支持科目、基幹科目、展開科目を楔形配置とし、講義、演習、実習を段階的に組み、知識・技術・態度の統合をはかり、主体的学習態度を意図した編成となっています。

「主体的学習態度の視点」は、次の6点です。

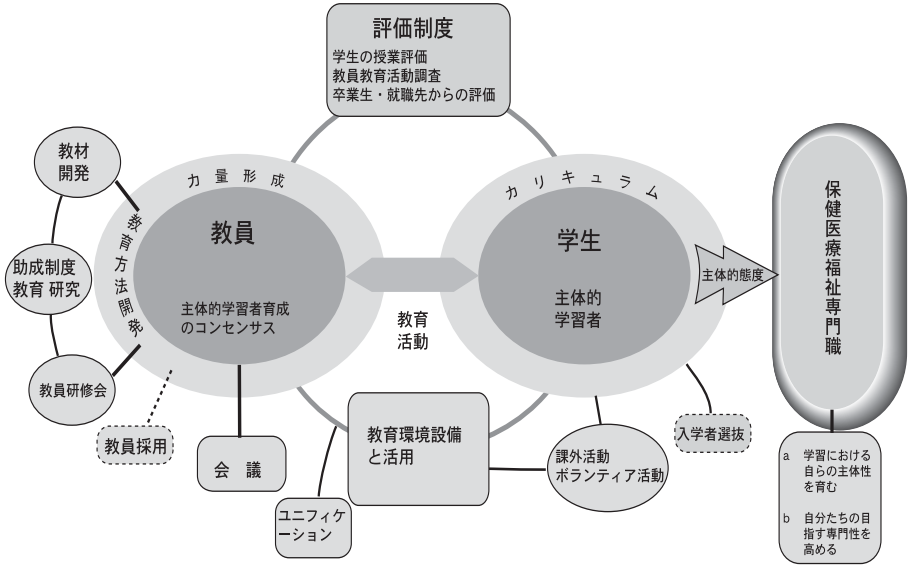
- ① 問題（学習課題）を見出すことができる。
- ② 学習目標や内容を自ら認識することができる。
- ③ 学習資源や手法を知り活用できる。
- ④ 自己学習を進めることができる。
- ⑤ 成果や結果を口頭や文章で表現することができる。
- ⑥ 学び方をさまざまな場で活用することができる。

本システムは、組織的な取組みですが、教員と学生の相互作用によってこそ成果が現れます。21世紀に活躍する保健医療福祉の専門職をめざして、a. 学習における自らの主体性を育む、b. 自分達の目指す専門性を高める、ことに学生一人ひとりの主体的な取組みを期待します。

主体的学習者の育成システム



主体的学習育成システムの組織的取り組み



V 主体的学習者をめざして

VI 学生生活

1 本学の学生生活支援のネットワーク体制について

本学では、学生諸君が学習環境に適応し、スムーズな修学と充実した学生生活を送ることが出来るように、教職員一丸となり、全学的な学生生活支援のネットワーク体制を整えています。ネットワークを構成する各種委員会と部会は、各学科から選出された教員と事務局担当者から構成されています。

4年間の大学生活において、講義・実習、試験・成績など学業に関することは主として教務委員会、日常生活支援、各種トラブル（交通事故、不審者、悪徳商法）また、学生の課外活動としてサークル、大学祭などは主として学生委員会が担当します。精神的・身体的な悩みや相談については保健管理委員会が対応し、さらにカウンセラー（心理相談員）を配置して、より専門的なアドバイス体制を整えています。就職サポートに関しては全学の就職対策委員会のもとに各学科で就職対策チームを編成し、学科の特性に即した就職指導、面接、小論文対策を実施しています。

各学科においては、学生一人ひとりの様々な状況を把握して4年間適切に対処するため、看護学科ではチューター制（個別指導制）、理学療法学科・栄養学科では担任制、社会福祉学科ではゼミ制、と学科で支援体制は異なりますが身近なサポート体制で対応しています。

これから諸君が送る4年間、或いは3年間、2年間、1年間の学生生活、ただ単に学業に専念するだけでなく、一人ひとりにとって有意義な大学生活となるように期待しています。

2 オフィスアワー

本学では、学生の皆さんが本学の教員に気軽に相談し、助言を受けられるように、本学の教員（助手を含む）によるオフィスアワーを設けています。

オフィスアワーでは、授業に関することや、生活に関する事など、大学生活を送る上でのさまざまな問題について相談し、助言を受けることができます。（ただし、病気の治療法に関する事などは、病院で専門の医師に相談してください。）

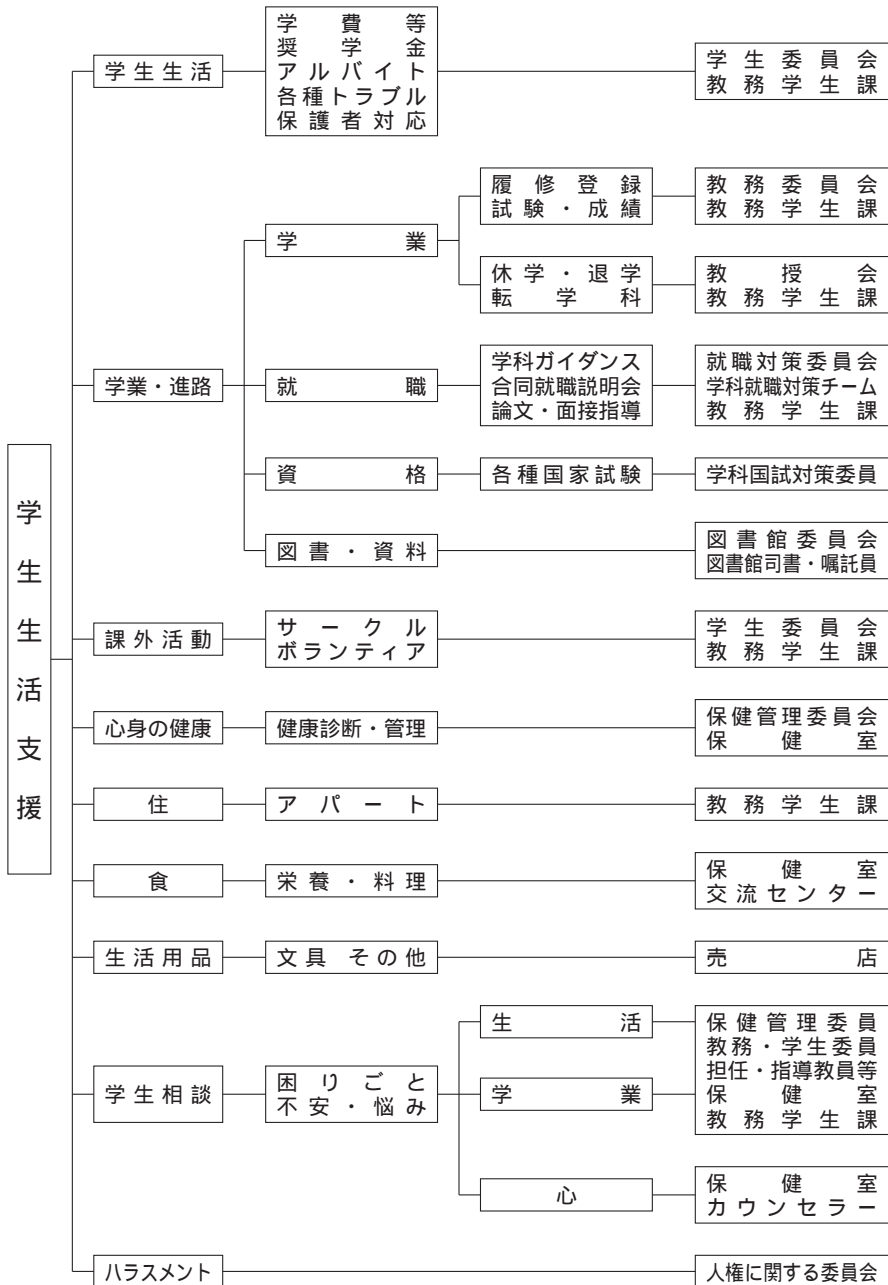
自分が所属する学科の教員に限らず、他学科の教員に相談することもできます。

各教員が相談に応ずる曜日・時間帯・場所は、掲示板とホームページに掲載してお知らせします。

予約が必要かどうかは教員によって異なりますので、事前に確認してください。

不在により相談を受けられない場合は、掲示板に掲載するとともに、研究室等各教員が相談を受ける場所に掲示し、お知らせします。

本学の学生生活支援のネットワーク体制



3 個人情報保護ポリシー

青森県立保健大学では、「青森県個人情報保護条例」に基づき、大学が取得した個人情報については、個人の権利を尊重し、適切に取り扱います。

(1) 個人情報とは

個人情報とは、氏名、生年月日、健康状態、成績、学歴、職業等に関する情報で、特定の個人を識別できる情報をいい、コンピュータなどにおいて体系化された個人データを含みます。

本学で取り扱う個人情報には、学生・教職員に関するもののほか、実習や研究及び大学が実施する事業・行事において取得する学生・教職員以外の方の情報があります。

(2) 利用目的の登録

個人情報を取り扱う事務の名称、利用目的は、「個人情報取扱事務登録簿」に登録します。

登録簿は、事務局に備え付けていますので、閲覧できます。

(3) 保有の制限・廃棄

個人情報を保有するに当たっては、利用目的を特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で保有します。

また、利用目的達成後は適切な方法により廃棄します。

(4) 取得の制限

個人情報を取得するときは、適正かつ公正な手段で、原則として本人から取得します。教員又は学生から個人情報を取得する際は、採用時又は入学時に同意を得た上で、取得します。

(5) 利用及び提供の制限

本学が保有する個人情報（以下「保有個人情報」といいます。）は、原則として、利用目的以外に利用したり、提供したりすることはありません。

(6) 安全性及び正確性の確保等

保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じ、安全性及び正確性の確保に努めます。

保有個人情報は、取扱責任者及び取り扱う者の範囲を決定し管理します。

大学がデータの加工を外部へ依頼する場合は、契約書の中に個人情報保護の条項を

加えて締結するなど適切な方法を用います。

また、教員等が依頼をする場合にも同様の取り扱いをするよう周知します。

(7) 学生への指導

学生が実習施設で個人情報を収集する場合は、その実習施設が定める個人情報保護の取り扱いに従い、適切に取り扱うよう十分な指導を行います。

(8) 情報の開示

本学の個人情報は自分自身に関する保有個人情報について、開示請求することができます。開示請求できるのは、保有個人情報の本人又はその法定代理人です。ただし、法律上提供すべき義務を負う場合や学生・教職員の生命、身体等の権利利益を保護するために大学が必要と判断した場合には、例外的に個人情報を提供することがあります。あらかじめ御了承ください。

(9) その他

本学の個人情報の取り扱いにつきまして、御意見、御質問等がございましたら、本学の個人情報窓口まで御連絡ください。

個人情報窓口

青森県立保健大学 総務課

電話 017-765-2000 (大学代表)

4 学生への通知・連絡

学生への通知、連絡は、すべて掲示、場合により電子メール等により行いますので、掲示板及び電子メールを1日に1度は必ず見るようにしてください。掲示した事項は、全学生に周知したものと扱いますので、掲示を見なかったことが原因で不利益を被ることがないように、注意してください。

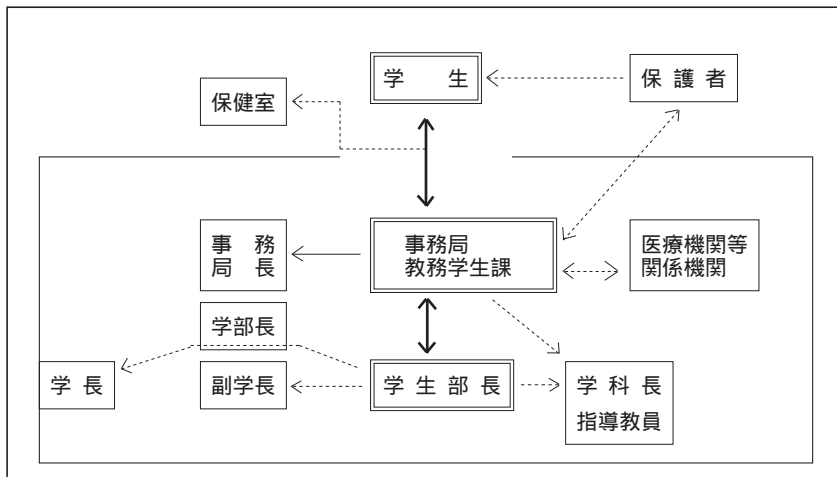
掲 示 内 容

- ・大学の行事に関すること
 - ・教務に関すること（休講、補講、試験、時間割変更等）
 - ・学生生活に関すること（奨学金、授業料の減免等、各学科からの連絡事項）
 - ・学生の呼出し
 - ・規則などの公示
 - ・拾得物のお知らせ
 - ・催し物の案内
- ・ 大学では、学生個人やサークル等に対する学内外からの電話呼出しや学生個人あての郵便物については、緊急の場合を除き一切取扱いませんので、御家族等その他によく周知してください。
- ・ 学内で金銭や物品等を忘れてたり、落したり、または紛失したことが判明した場合は、速やかに教務学生課へ届け出てください。また、拾得物についても、直ちに教務学生課へ届け出てください。
- ・ 事務局の学生窓口開設時間は次のとおりです。
なお、事務手続きでは学生証と印章を必要とすることが多いので、持参に努めてください。
- | | |
|-------|------------|
| 4月～7月 | 8:30～17:15 |
| 8月 | 8:30～16:30 |
| 9月～3月 | 8:30～17:15 |
- （土曜日、日曜日、休日は取り扱いません。）
- ・ 学生窓口開設時間終了後、学内において、事故・火災・病気など緊急事態が生じた場合は、防災センター（管理図書館棟1階）へ連絡してください。
防災センター：直通☎017-765-2111番（大学内線☎2111番）
又は☎017-744-1215番

〔青森県立保健大学 課外活動等 緊急時連絡系統図〕

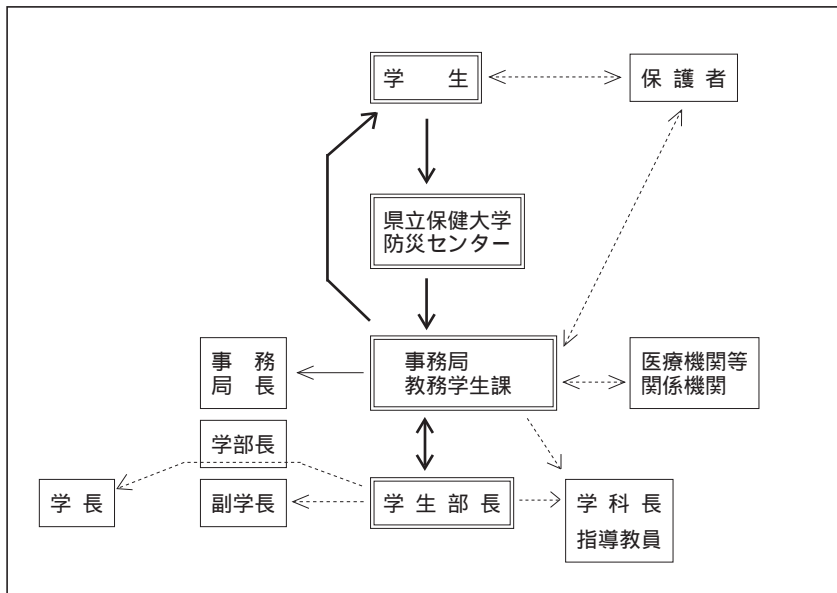
●平日時間内の場合

青森県立保健大学 教務学生課 Tel 017-765-2007



●平日時間外、休日の場合

青森県立保健大学 防災センター Tel 017-765-2111



5 各種証明手続き等

各種証明書（在学証明書、成績証明書など）の交付を申請するときは、教務学生課備え付けの所定の用紙に必要事項を記入し、教務学生課へ提出してください。

証明書によっては、交付まで1週間程度かかる場合もありますので、余裕をもって申し込むようにしてください。

なお、電話等による申し込みは、原則として受け付けません。

また、卒業後の各種証明書は有料となりますので、あらかじめ教務学生課にお問い合わせてください。

① 各種証明書（→教務学生課へ提出）

| 事 項 | 摘 要 | 関連規程 | 提出書類 |
|--|---|-----------|-------------------|
| 学生証 | 学生証は常に携帯し学生証を紛失、汚損した場合等は再交付申請をしてください。 卒業、退学、除籍、処分等により学籍を離れる場合には、直ちに返却してください。 | 学生生活規程第6条 | 学生証再交付（書換）願 |
| 通学証明書 | J Rやバスの通学定期券購入時には学生証を添えて提出してください。 | 学生生活規程第7条 | 通学証明書交付願 |
| 学生旅客運賃割引証（学割証） | J Rの乗車区間が片道100kmを超える区間を利用する場合。（帰省、正規の教育活動、課外活動、就職活動等の目的） 有効期間は、発行の日から3か月です。 紛失したときは駅に届け出ること。 学割証は記名人に限り使用できるものです。乗車券購入時には学生証を提示してください。 また、不正使用したときは、本人がJ Rから制裁を受けるとともに、 <u>学校に対して学割証の交付がされなくなることもありますので、不正使用は絶対にしないでください。</u> | 学生生活規程第8条 | 学生旅客運賃割引証（学割証）交付願 |
| 在学証明書 成績証明書 卒業（見込）証明書 単位修得証明書 その他各種証明書 | 使用目的・提出先は具体的に記入すること。 日数がかかる場合があるので、早めに申しこむこと。 | 学生生活規程第9条 | 証明書等交付願 |

② 各種届・願出（→教務学生課へ提出）

| 事 項 | 摘 要 | 関連規程 | 提出書類 |
|-----------|--|---------------------------------------|-----------|
| 保証人の変更 | 保証人を変更した場合、保証人の住所等に変更が生じたときは届け出てください。 | 学生生活規程 第3条第4項 | 保証人等変更届 |
| 氏名、住所等の変更 | 学生個人票の記載事項に変更があったときは、 <u>学生証を添えて</u> 届け出てください。 | 学生生活規程 第4条第2項 | 学生住所変更届 |
| | 氏名を変更したときは、戸籍抄本を添付してください。 | 学生生活規程 第4条第2項 | 氏名変更届 |
| 休学 | 疾病その他特別の理由により、引き続き2か月以上修学することができない場合は、保証人と連署の上願い出てください。疾病による休学の場合は医師の診断書が必要です。 休学期間は1年以内ですが、特別の理由がある場合は延長することができます。 休学期間は通算して4年を超えることができません。 | 学則第42条、 第43条 学生生活規程 第10条 | 休学(期間延長)願 |
| 復学 | 休学の理由がなくなり復学しようとするときは、保証人と連署の上願い出てください。疾病による休学の場合は医師の診断書を添付してください。 | 学則第44条 学生生活規程 第11条 | 復学願 |
| 転学 | 他の大学等への入学又は転入学を志願しようとする場合は、保証人と連署の上願い出てください。 | 学則第45条 学生生活規程 第12条 | 転学願 |
| 転学科 | 他の学科に転学科を志願しようとする場合は、保証人と連署の上願い出てください。 | 学則第32条 学生生活規程 第13条 | 転学科願 |
| 留学 | 留学を志願しようとする場合は、保証人と連署の上願い出てください。 | 学則第46条 学生生活規程 第14条 | 留学願 |
| 退学 | 退学しようとする場合は、保証人と連署の上願い出てください。 事情によっては、大学が問題解決の援助ができる場合がありますので、あらかじめ相談してください。 | 学則第47条 学生生活規程 第15条 | 退学願 |

| 事 項 | 摘 要 | 関連規程 | 提出書類 |
|----------|---|---|-------------------------------|
| 欠席 | <p>疾病その他やむを得ない理由により引続き 7 日以上欠席しようとする場合は、届け出てください。</p> | <p>学生生活規程 第16条</p> | <p>欠席届</p> |
| 自動車による通学 | <p>駐車場の使用を希望する者は、駐車許可証（許可基準は別に定める。）が必要ですので、申請してください。</p> <p>駐車許可証の記載事項に変更のあった場合も同様に申請してください。</p> | <p>駐車場管理要 領第 4</p> | <p>学内駐車場使用許可(変更)申請書</p> |
| 再試験 | <p>定期試験の評価がD評価（不合格）の場合、当該科目の科目責任者等が必要と認めるときは再試験を行うことがあります。</p> <p>再試験実施する科目、対象者、再試験の実施方法については、管理図書館棟 1 階掲示板に掲示します。</p> <p>再試験料として 1 科目につき、1,000 円を納入して申し込んで下さい。</p> <p>（再試験願の提出期限は、再試験対象者発表と同時に掲示します。）</p> | <p>履修規程 第 6 条</p> | <p>再試験願</p> |
| 追試験 | <p>病気その他特別な理由により、やむを得ず定期試験を受験できなかった場合に限り、科目責任者等の判断により、追試験を行うことがあります。</p> <p>追試験の受験を希望する学生は、当該科目の定期試験が終了してから 7 日以内に願い出てください。</p> <p>追試験の実施の有無については、願い出のあった後に、掲示によりお知らせします。</p> | <p>履修規程 第 7 条</p> | <p>追試験願 （理由を証明する書類添付）</p> |
| 再受験科目 | <p>前年度に履修し、単位を修得できなかった科目について再履修しようとしたとき、他の必修科目や選択科目と時間割が重複している、あるいは実習等と日程が重複しているため再履修した科目の授業に出席できない場合等やむを得ない理由がある場合に限り、授業に出席せず試験及びレポート等のみの受験により評価を受けることができます。</p> <p>再受験科目としての認定を希望する学生は、履修登録確認期間開始日の 3 日前（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに申し出てください。</p> | <p>履修規程 第 9 条第 1 項</p> <p>再受験科目に関する取扱規程</p> | <p>再受験科目認定申請書</p> |

6 授業料

(1) 納入額及び納入期限

| 区 分 | 納 入 額 | 納 入 期 限 |
|-----|----------|---------|
| 前 期 | 267,900円 | 4月30日 |
| 後 期 | 267,900円 | 10月31日 |

(注) 在学中に授業料が改定された場合には、改定後の授業料となります。

なお、その期の初日(前期であれば4月1日、後期であれば10月1日)に在学している学生はその期の授業料を全額納付することとなります。

(2) 納入方法

毎年4月中旬及び10月中旬に納入通知書を学生本人宛てに送付しますので、この納入通知書により最寄りの金融機関で納入してください。

なお、納入の際の振込手数料は、学生の自己負担となります。

また、各期ごとの納入期限に遅れないように注意してください。

(3) 授業料の免除等

「入学する日の前1年以降において学費負担者の死亡等があった」、「入学する日の前1年以降において学費負担者が天災、火災等その他の災害を受けた」等、経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者、その他に特に必要があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予する制度があります。

詳しくは、教務学生課に相談してください。

① 申請方法

「授業料免除等申請書」に各種証明書などを添えて申請してください。

免除期間は、その申請した学期に限られていますから、次の学期も引き続き希望する場合は新たに申請しなければなりません。

② 申請先

教務学生課

③ 申請期限

前期：4月中旬

後期：10月中旬

※ 授業料は各期ごとに定められた時期に納入しなければなりません。授業料の免除等を申請した者については、審査結果が出るまでの期間は徴収猶予となります。

(4) 授業料未納による除籍

① 除籍について

授業料の未納者に対して納入の督促を行います。それでも授業料を納入しないときは、下表に定める日付をもって当該未納者は除籍となりますので十分注意してください。

除籍となった者の在学の最終日付は、既に授業料を納付した学期の末日となります。

| 対象学生 | | 対象授業料 | 納入期限 | 除籍日 |
|-----------|----------|-------|--------|-------|
| 徴収猶予以外の学生 | | 前期分 | 4月30日 | 9月1日 |
| | | 後期分 | 10月31日 | 3月1日 |
| 徴収猶予学生 | 卒業期でない学生 | 前期分 | 9月15日 | 9月30日 |
| | | 後期分 | 3月1日 | 3月15日 |
| | 卒業期にある学生 | 前期分 | 9月15日 | 9月30日 |
| | | 後期分 | 2月1日 | 2月15日 |

※ 「徴収猶予学生」とは、授業料の徴収猶予や減免申請をした学生をいう。

② 復籍について

除籍となった者から、前期授業料にあつては9月30日までに、後期授業料にあつては3月31日までに当該除籍事由となった未納の授業料を納付して復籍の願い出があった場合は、同一人について1回に限り、復籍を許可する場合があります。

7 奨学金

(1) 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構では、人物・学業ともに優れた学生であつて経済的に修学が困難な学生に対して奨学金を貸与しており、概要は次のとおりとなっています。

① 在学採用

大学入学後に奨学金の貸与を申し込みたい方（在学採用）を対象に毎年4月に説明会を行いますので、在学採用を希望する方は必ず出席してください。説明会は学内掲示でお知らせします。

② 予約採用

入学の前年度に奨学金採用候補者に決定の方（予約採用候補者）は、大学入学後、「進学届」を提出する必要があります。大学で指示する所定の期限までに「採用候補者決定通知」を教務学生課に提出し、渡されたパスワードを使用してインターネットで進学届の手続きをおこなってください。

③ 緊急採用（第一種）・応急採用（第二種）

主たる家計支持者の失職、破産、事故、病気、死亡等若しくは火災、風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合は、随時申込みを受け付けています。ただし、家計が急変した事由が発生した月から12ヶ月以内である場合に限り申し込み可能です。緊急採用はその年度末まで、応急採用は標準修業年数が終了するまでの期間について奨学金の貸与を受けることができます。

詳しくは教務学生課までご相談ください。

④ 奨学金の種類

| 奨学金の種類 | 第一種 奨学金 [在学採用・緊急採用] | | 第二種 奨学金 [在学採用・応急採用] | |
|--------|---------------------------|------|---|--|
| 貸与月額 | 学部 | 自宅 | 30,000円、45,000円から選択 | 30,000円、50,000円、80,000円、100,000円、120,000円の中から選択。 |
| | | 自宅外 | | |
| | 大学院 | 博士前期 | 50,000円、88,000円から選択 | 50,000万円、80,000円、100,000円、130,000円、150,000円の中から選択。 |
| | | 博士後期 | 80,000円、122,000円から選択 | |
| 利子 | 無利子 | | 有利子（年3%以内） | |
| 貸与対象者 | 特に優れた学生で経済的理由により著しく修学困難な者 | | 第一種奨学生よりやや緩やかな基準となっており、一定の成績及び所得条件を満たす者 | |

⑤ 奨学金継続願

学業を続けていくために、奨学金が継続して必要か否かを学生自身が判断して、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、毎年1回「奨学金継続願」を提出します。提出は、インターネットにより行います。提出時期は毎年12月中旬～1月末です。

なお、「奨学金継続願」を決められた期限までに提出しない場合は、奨学生としての資格が廃止されます。

(2) その他の奨学金

日本学生支援機構以外の奨学金で本学に募集があったものについては学内掲示で周知しますが、地方公共団体や民間団体などが独自に募集するものについては、各団体へ直接お問い合わせください。

8 学生の保健

本学では、健康で快適な学生生活を送れるよう、健康診断や健康相談を行っています。

(1) 健康診断

学校保健法に基づいて、毎年1回全学年を対象に定期健康診断を実施します。定期健康診断の結果、必要がある場合には、個別指導を行います。

また、病院等での実習開始前に、必要な検査等を実施します。

〔定期健康診断の検査項目〕

- ・胸部X線間接撮影
- ・心電図検査
- ・聴力検査
- ・尿検査
- ・血圧測定
- ・内科検診
- ・肝炎・感染症抗体検査

(2) 予防接種

本学では全ての学科において実習があり、実習における感染予防等安全確保のため、学生は原則として、青森県立保健大学保健管理委員会で定められた予防接種については、特別の理由を除き全員の接種が臨地実習前に義務化されております。必要に応じて保健室の保健相談員に相談してください。

(3) 健康相談・メンタルヘルスに関する相談

本学では、皆さんの健康障害を予防するばかりでなく、心と体の積極的な健康づくりの支援をしています。自分の心身のこと、家族や友人のこと、学習や進路、将来への不安、日常生活での様々な悩みはもちろん、ちょっと話したいことなどありました

ら、気軽にご相談ください。教職員、保健室保健相談員には随時相談ができます。

また、校医、産婦人科医、カウンセラーも配置し、支援充実を図っています。こちらについては、保健室で事前に予約が必要となっています。

なお、相談内容など個人のプライバシーは固く守られますので、安心してご相談ください。

(4) 応急処置

学内で気分が悪くなったり、けがをしたときの一時的な応急処置や保健指導が受けられます。保健室の保健相談員に申し出てください。

(5) 学生の傷害保険・賠償保険

学生が教育研究活動中の事故により身体に傷害等を被った場合の補償のための傷害保険及び、学外実習等で患者さんにケガをさせてしまった場合の補償のための賠償保険に加入していただいております。

詳細については、入学手続きの際に配付したチラシ等を参照するか、又は教務学生課までお問い合わせください。

9 学生相談

皆さんが4年間の学生生活を送る間には、いろいろな問題に直面することと思います。

事務局教務学生課では、学生生活を円滑で有意義に送れるように助言・指導・支援に努めています。また、奨学金、アルバイト、アパートなど学生生活全般についての窓口です。皆さんのプライバシーの保護につきましては十分に配慮いたしますので、学生生活で問題が生じたときは、遠慮せず気軽に相談してください。

10 VOICEボックスの設置について

(1) 趣旨

学生生活をより良く、快適なキャンパスとするため、在学学生の意見・感想・要望などの投書を受け付けることを目的として「VOICEボックス」を設置しています。

(2) 設置場所

管理棟エントランスホール中央（証明書等交付申請書記入用テーブルの上）

(3) 投書用紙

管理棟エントランスホール中央(証明書等交付申請書用ケース)へ記入用紙を設置。責任ある意見と行動を期待する観点から、記名式(学科名・学籍番号・氏名)とします。

(4) 回答

回答は交流センター内エントランスホール掲示板に掲示してお知らせします。掲示の期間は1週間とします。また、無記名や他人を誹謗、中傷する内容の投書については、回答しないこととします。回答については通常1週間後から1か月以内に回答することとしますが、時間を要する場合があります。また、内容によっては直接個人に回答する場合があります。

(5) その他

プライバシーの保護には十分配慮して取り扱うものとします。

11 学生自治会・学生団体(サークル等)

(1) 学生自治会

本学には、大学に在籍する学生によって構成される学生自治会があります。学生自治会は、学生活動が活発に有意義なものとなるように積極的に支援することで学生生活の資質向上を目指します。

学生自治会では本部会を中心に、各委員会が大学祭の運営やサークル活動に係るさまざまな調整と支援を行っていますので、積極的に参加することで学生生活を有意義に過ごしましょう。自治会会則は巻末に記載していますので、必ずお読みください。

(2) 学生団体(サークル等)

スポーツや文化などの課外活動に参加することも大切です。課外活動によって各自の自主的創造力を発揮し、集団活動での実践的な体験を通して豊かな人間性を育ててください。サークルの新設については、学内の教員を顧問におき、教務学生課に所定の書類を提出することによって認定され、同時に自治会のサークル代表者委員会に属することになります。学内や学外での活動を行う場合には、下記の事項について届け出や願い出などの所定の手続きが必要となります。不明な点は教務学生課に相談してください。

| 事 項 | 摘 要 | 関連規程 | 提出書類 |
|------------------|--|--|--|
| 学 生 団 体 | 設 立 | 学生団体を設立しようとする場合は、 願い出てください。 | 学生生活規程 第17条第1項 学生団体設立願 (様式第19号) |
| | 更 新 | 学生団体の設立を更新したい場合は、 当該学年の末日までに願い出てください。 | 学生生活規程 第18条 学生団体設立更新願 (様式第20号) |
| | 活動報告 | 学生団体は、毎年3月末日までに当該 年度の活動報告書を提出してください。 | 学生生活規程 第19条第1項 学生団体活動報告書 (様式第21号) |
| | 構成員名 簿 | 学生団体は、毎年5月末日までに構成 員名簿を提出してください。 | 学生生活規程 第19条第2項 学生団体構成員名簿 (様式第22号) |
| | 記載事項 変更 | 学生団体設立願の記載事項を変更しよ うとする場合は、願い出てください。 | 学生生活規程 第20条第1項 学生団体設立願記 載事項等変更願 (様式第23号) |
| | 解 散 | 学生団体を解散しようとする場合は、 届け出てください。 | 学生生活規程 第20条第2項 学生団体解散届 (様式第24号) |
| | 学外団体 への加入 | 学生団体が、学外の団体に加入しよ うとする場合は、願い出てください。 | 学生生活規程 第21条 学外団体加入願 (様式第25号) |
| 学内での集会 | 学内で集会、催物等を行おうとする場 合は、7日前までに願い出てください。 | 学生生活規程 第23条 学内集会(催)願 (様式第26号) | |
| 学外者招へい | 学外者を招へいする場合は、7日前ま でに願い出てください。 | 学生生活規程 第25条第1項 学外者招へい願 (様式第27号) | |
| 学外活動 | 学外活動を行う場合は、7日前までに 届け出てください。 | 学生生活規程 第26条 学外活動届 (様式第28号) | |
| 学内掲示 | 学内においてポスター、立て看板等を掲 示しようとする場合は、願い出てください。 | 学生生活規程 第27条第1項 学内掲示願 (様式第29号) | |
| 寄付募集、物 品の販売 | 学内において寄付募集、物品販売等 を行おうとする場合は、願い出てください。 | 学生生活規程 第31条 寄付募集等願 (様式第30号) | |
| 施設(物品)使 用 | 授業以外の目的で施設・設備を使用 しようとする場合は、願い出てください。 | 学生生活規程 第33条 施設(物品)使 用願 | |

学生団体一覧表（平成23年2月時点）

| No | サークルの名称 | 活 動 内 容 |
|----|-----------------|--|
| 1 | サッカーサークル | サッカーを楽しむこと、技術を磨き自己の心身を鍛え、大学生活を有意義にする |
| 2 | バスケットボールサークル | バスケットボールを通じて仲間と交流し、心身ともに健康になることを目的とする |
| 3 | ソフトテニスサークル | ソフトテニスを通じて学生間の交流を図る |
| 4 | バレーボールサークル | バレーボールを楽しむ |
| 5 | バドミントンサークル | バドミントンを通じて学生間の交流を図る |
| 6 | 野球サークル | 野球技術の向上及び体力の増強 |
| 7 | 陸上競技サークル | 自己の体力増強を目指すとともに、陸上競技を楽しみ、大学生活を有意義にする |
| 8 | ソフトボールサークル | ソフトボールを楽しむこと、技術を磨き自己の心身を鍛え大学生活を有意義にする |
| 9 | フットサルサークル | フットサルを楽しむ、活動を通して学科間の交流を図り、大学生活を有意義にする |
| 10 | 硬式テニスサークル | 硬式テニスを楽しむ、大学生活を有意義にする |
| 11 | テクニカルサークル | ダンスなどの技術を身に付け、自己の心身を鍛える |
| 12 | 武道サークル | 身体を鍛えると共に精神的にも成長することを目的とし、武道に親しむ |
| 13 | R-DIX ルーデックサークル | ダブルダッチを楽しむこと、ダブルダッチの技術を磨き自己の心身を鍛える |
| 14 | ハル晴れブライ サークル | 自然に接することで自然のありがたみを知る。アウトドアを楽しむ。(釣り・キャンプ・登山・花見等) |
| 15 | ダーツサークル | ダーツを楽しむ |
| 16 | サークルCON | 料理、お菓子作りなどの分野でお互いに協力し合い、作る喜びを知り、共に分かち合うことを学ぶ |
| 17 | 津軽三味線サークル | 津軽三味線の演奏を通し青森の文化に理解を深め、演奏で慰問活動を行う |
| 18 | フォトサークル | 写真撮影・現像等の知識を深め、技術の習得・向上し様々な感性・表現力を身に付ける |
| 19 | STEREO COMPANY | 音楽を通して仲間との交流の輪を広げる |
| 20 | 最遊記 | 学科内の友好を深める(各種イベント企画・実行等) |
| 21 | E L L Eサークル | 英語に親しむこと、英会話技術の向上 |
| 22 | めいと | ボランティア活動を行うとともにボランティア情報提供等を通して学生がボランティアに参加しやすい環境を整える |
| 23 | 発達保障研究会 | 知的障害者が生涯にわたって発達成長を出来るように生涯学習をサポートし、学生の知的障害者への理解と交流を深める。 |
| 24 | S M I L Eサークル | 性についての知識を深め、ピアカウンセリング技術を向上させる |
| 25 | 手話サークル | 手話の楽しさ、魅力を知り、手話を趣味として習得する |
| 26 | 吹奏楽サークル | 音楽に親しむことを第一の目的とし、楽器の演奏を通して集団で協力、その楽しさを学ぶ |
| 27 | キャリアサポート研究会 | コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、人間関係構築能力、業務遂行能力の向上と、高校生の本気ややる気を引き出す(研修・実践活動等) |
| 28 | 合唱コーラス | 合唱を通じて、学生間の交流を図る |
| 29 | 星空研究会 | 星見・観望・天体写真撮影等を通して目に見えるものや目に見えないものにまで興味・関心を持つ心を養い、また団員の交流を図り、大学生活を円滑に進めるための場とする |
| 30 | リハビリテーション研究会 | リハビリテーション及び関連することについて研究する(勉強会・フィールドワーク、ボランティアへの参加) |
| 31 | 書道Guy'sサークル | 書を通して感性を磨き、日本文化に親しむ |
| 32 | サークルBEAT | 世間にはあまり知られていない良い音楽を見つけ、メンバー内で共有し、趣味の充実を図る |
| 33 | ねぶた造形サークルakari | 保健大学のPRとしてねぶたを展示・運行する |
| 34 | アカベラサークル | アカベラ活動を楽しみながら他学科の人たちとの交流を深めることを目的とする |

12 学内施設の利用

学生又は学生団体が、課外活動等の目的で体育施設、演習室等大学の施設、物品等を使用する場合は、教務学生課で所定の手続きをして、許可を受けてください。

使用にあたっては、次のことを遵守してください。

- ① 許可された使用目的以外には使用しないこと。
- ② 許可を受けた期間及び時間帯を厳守すること。
- ③ 火気及び化学薬品の取扱いは、定められた方法を厳守すること。
- ④ 施設又は施設内の物品を破損しないこと。万一破損した場合は、直ちに教務学生課を通じて総務課又は防災センターに届け出ること。

- ⑤ 使用後は整理清掃し、もとの状態に復元すること。
- ⑥ 使用を中止し、又は使用を終わったときは、その旨を教務学生課を通じて総務課又は防災センターに連絡すること。

13 その他

(1) 学内情報システム

本学においては、教育・研究活動等を支援するため、大学校舎全体にコンピュータネットワークが整備されています。

学内に設置されているコンピュータは全てこの学内コンピュータネットワークに接続され、学内の各種システム及びインターネットを利用することができます。

また、学生の皆さん全員にインターネットのメールアドレスが付与されますので、教員等との電子メールによる情報交換が自由にできます。

利用方法の詳細、トラブル時の連絡先等については、別に配布する利用マニュアルを参照してください。

○ パソコンの設置場所及び台数

- ・ 情報処理教室（教育研究A棟2階） 84台
- ・ L T 教室（ 〃 ） 24台
- ・ 自 習 室（ 〃 ） 16台
- ・ 図 書 館 9台

情報処理教室及び自習室に設置されているパソコンは、大学の閉鎖期間等を除き原則として下記の時間内は自由に利用できます。（図書館内のパソコンの利用は図書館利用規程によります。）

月～金曜日 7：30～21：00

土曜日 7：30～19：00

なお、上記パソコンのほか各教室等に設置されている情報コンセントにノートパソコン等を接続することにより利用することも可能です。

(2) 食堂・売店の利用

| | | |
|-----|--------------|-------------|
| 食 堂 | 月 ～ 金 曜 日 | 10：30～15：00 |
| | 土 曜 日 | 休 業 |
| | 日曜日・祝日、年始年末等 | 休 業 |
| 売 店 | 月 ～ 金 曜 日 | 8：30～16：00 |
| | 土 曜 日 | 休 業 |
| | 日曜日・祝日、年始年末等 | 休 業 |

食堂・売店の営業時間は、前頁の表のとおりです。

※ ただし、休業日でも、授業、イベント、会合等がある場合には、要望があれば営業しています。また、臨時に営業時間を変更する場合がありますので、詳しくはお問い合わせください (Tel 017-744-2201)。

(3) 駐車場の利用

自家用車等(自動車、オートバイ及び原付自転車)による通学は、できる限り避けるようにしてください。

自動車通学で学内駐車場を使用するためには、「学内駐車場使用許可願」を教務学生課に提出して、「駐車許可証」の交付を受けなければなりません。

駐車許可証の有効期間は、当該年度中です。利用期間を更新したいときは、期間満了20日前までに前述と同様に申請し、許可を受けてください。

ただし、通学距離が片道2km未満の場合は、「駐車許可証」を交付しません。

また、車種、登録番号等を変更したときは、「学内駐車場使用変更願」を教務学生課に提出してください。

なお、駐車場の使用にあたっては、次のことを遵守してください。

- ① 指定された場所に整然と駐車し、他の駐車に支障をきたさないこと。
- ② 職員又は警備係員から指示があった場合には、その指示に従うこと。
- ③ 駐車許可証は、必ず外部から確認できるように掲示すること。
- ④ 駐車許可証を転貸又は譲渡しないこと。
- ⑤ 駐車許可証を紛失又は汚損したときは、速やかに教務学生課に届け出ること。

また、自家用車等による通学をする場合には、万一の事故に備えて、任意保険等に加入するようにしてください。

(4) アパート等の情報提供

自宅からの通学が困難な方のために、アパートなどの情報を提供していますので、教務学生課窓口にある「アパート等物件台帳」や掲示板のアパート情報を参考にしてください。

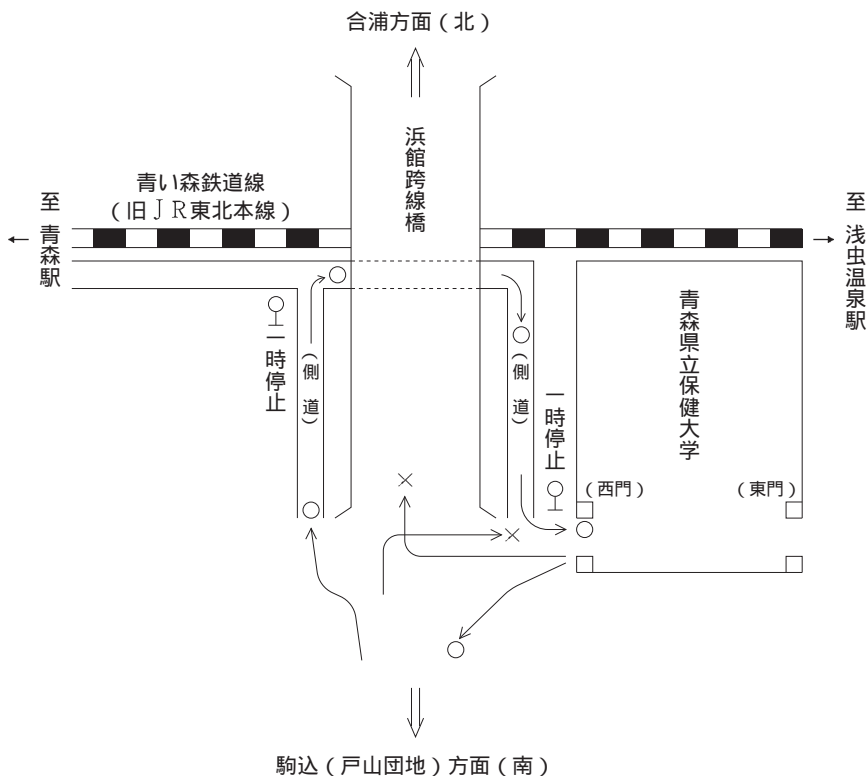
なお、契約については十分に確認のうえ、当事者間の責任において締結してください。

(5) 交通事故の防止

本学の西門・東門ともに自動車等の交通量が多く、事故が度々発生しており、通学の際には徒歩、自転車、自動車等を問わず、十分に留意して事故防止に努める必要があります。特に、本学西門側にある浜館跨線橋の自動車等の通行については、次のことに注意してください。

- ① 駒込（戸山団地）方面（南）から合浦方面（北）へ進行の車両が、直接右折で本学西門に進入することはできません。一旦跨線橋左側の側道に進入し、突き当たりを右折Uターンして反対側の側道を通り、一時停止後、左折で西門に進入してください。
- ② 大学西門から跨線橋合浦方面（北）への直接の右折はできません。

また、歩行者・自転車の横断歩道以外での道路の横断は大変危険ですので、絶対にやめてください。



(6) 青森県立保健大簡易宿泊施設の概要

① 利用できる方

以下に該当する者で、遠隔地から来学する等の理由で宿泊を要する者

- ア 本学の非常勤講師、招へい教授、共同研究者等
- イ 本学が実施する研修会、講習会等を受講する者
- ウ 大学交流時に係る教員、学生、院生等
- エ 宿泊待機が必要な実習時等に適切な宿泊施設が確保できない学生、院生等
- オ その他本学の授業や事業に関係のある者で、理事長が適当と認める者

② 施設概要

場所：青森県立保健大学福利厚生棟 2階

宿泊室数：22室（1室1人定員）

宿泊室面積：16.2m²

宿泊室設備：ベッド、机、イス、FF式ストーブ

その他

談話室（テレビ、テーブル、ソファ）、洗濯乾燥室（全自動洗濯乾燥機）、洗面所（冷蔵庫、電子レンジ、簡易電磁調理器）、トイレ、簡易浴室

③ 使用料等

利用案内（総務課にあります。）をご覧ください。

④ その他

- ア 所定の申込書により原則として利用希望開始日の7日前までに申込みし、前納となります。
- イ 禁酒・禁煙です。
- ウ 門限は、原則として22時です。
- エ 詳しくは利用手続案内等（総務課にあります。）をご覧ください。

VII 就職対策

1 就職活動について

就職活動は、原則として学生の皆さんが自己責任で行うことになります。

しかし、大学としても、できる限り数多くの求人票や就職に関する情報を学生の皆さんに提供し、皆さんの就職活動を支援していくことにしています。

就職に関する情報は主に学生就職情報室における求人票閲覧、A棟・B棟就職関連コーナーへの掲示で皆さんにお知らせしますので、掲示物には常に注意を払うよう心がけて下さい。

また、学生の皆さんは求人票、就職関連雑誌、インターネットなどを活用してできるだけ早く就職先を絞り込んで就職活動を行うことが重要です。

卒業生の就職内定状況を見ても、早い段階で希望する就職先を絞り込んで就職活動を開始した学生が就職の内定を早く得ています。

2 主な就職対策事業について

(1) 就職活動セミナーの開催

就職活動支援の為、3・4年生を中心に全学年向け就職に対するセミナーを開催します。

(2) 就職ガイダンスの開催

3・4年生を対象に就職に関するガイダンスを開催します。

(3) 就職合同説明会の開催

県内外の病院・福祉施設等の人事担当者と3・4年生の皆さんが面談し、就職に関する情報交換の場を設定します。

(4) 「学内公務員試験対策講座」の開設

医療職公務員等を目指す皆さんを対象に公務員予備校による「学内講座（有料）」を開設しています。講座内容は教養試験の中の「一般知能分野」が主体です。

(5) 「面接及び小論文試験」対策

公務員二次試験や民間施設等の試験対策として「模擬面接」と「小論文の添削指導」を各学科で行います。

(6) 「国家試験」対策

各学科で「国家試験」対策を実施しています。

3 就職試験について

(1) 看護師、保健師、助産師、理学療法士、社会福祉の専門職や管理栄養士を目指す人

①自治体等（国、県、市町村等）の病院等の場合

自治体等の病院等を目指す人は、各自治体等が実施する「採用試験」を受験し合格することが条件になります。

採用試験のうち、一次試験の「専門試験」は「国家試験」と同程度の内容・レベルですので「国家試験対策」を十分にしていれば対応できます。したがって、「教養試験」をいかに攻略するかがポイントになります。

なお、二次試験では「小論文」「面接」等を行うことが多く、二次試験対策も重要です。

②民間の病院・福祉施設等の場合

本学に送られてきた「求人票」に基づいて就職活動を行うことになりますが、民間の就職活動の場合、「求人票」と「パンフレット」をみただけでは、施設に対する具体的なイメージを持つことはできません。希望する就職先を決めるためには「施設見学」が重要となりますので、実際に施設を見学して就職先を絞り込むことが大切です。

また、採用試験は病院・福祉施設によって様々ですが、筆記、作文、面接等を行います。

(2) 公務員（一般行政職・福祉職等）を目指す人

青森県職員採用試験（行政職）の受験倍率は例年10倍程度の難関であり、各自治体等も同様な傾向にあります。また、試験問題は法律、経済等の専門的で高度な知識が求められます。

公務員の一般行政職等を目指す人は、希望する各自治体等の試験情報を入手し、できる限り早く試験勉強を始める必要があります。

なお、社会福祉の専門職（福祉職）・管理栄養士の採用枠を設けている自治体もありますので、情報収集を十分に行うことが大切です。

(3) 民間の企業等を目指す人

最近、急激な景気の冷え込みで企業の経営が悪化して、民間企業への就職は非常に厳しい状態にあることを十分に認識した上で、就職活動をしなければなりません。

また、民間企業に対する就職活動は、インターネットを通じて希望する企業にエントリーすることから始まりますが、エントリーは3年生の段階で行うことになります。

「学生就職情報室」にあるリクルート関連会社の情報を活用して積極的な就職活動を行うことが求められます。

(4) 「学生就職情報室」について

大学院棟（C棟）1階に「学生就職情報室」を設置し、多数のパソコンを常時開放していますので、インターネット利用による就職希望先の情報の取得が可能です。

「学生就職情報室」には「求人票」「就職関連雑誌」「パンフレット」等があり、学生の皆さんが自由に閲覧できるようにしてあります。

また、掲示板には、主に「公務員募集要項」を中心に掲示し、皆さんに「公務員試験」の日程等の情報を速やかに提供しています。

「学生就職情報室」を活用し、積極的な就職活動を行ってください。

Ⅷ 学生関係規程

1 学則

青森県立保健大学学則

目次

- 第1章 総則（第1条～第20条）
 - 第2章 学年、学期及び休業日（第21条～第23条）
 - 第3章 学部学生
 - 第1節 修業年限及び在学年限（第24条・第25条）
 - 第2節 入学等（第26条～第33条）
 - 第3節 教育課程及び履修方法等（第34条～第41条）
 - 第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第42条～第48条）
 - 第5節 卒業及び学位（第49条・第50条）
 - 第6節 賞罰（第51条・第52条）
 - 第4章 研究生等（第53条～第58条）
 - 第5章 入学検定料、入学料、授業料及び研修料（第59条）
 - 第6章 受託研究及び共同研究（第60条）
 - 第7章 大学の開放（第61条）
 - 第8章 福利厚生施設（第62条）
 - 第9章 その他（第63条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 青森県立保健大学（以下「本学」という。）は、高度の専門的知識と技術を備え、保健医療・福祉の連携、協力に向けて、社会の幅広い領域で中核的な役割を果たすことのできる優れた人材を育成し、もって地域の人々の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するた

め、教育研究活動等の状況について、自ら又は外部の点検及び評価（以下「自己評価及び外部評価」という。）を行うものとする。

- 2 自己評価及び外部評価に関し必要な事項は、別に定める。

（学部、学科及び学生定員）

第3条 本学に、健康科学部を置く。

- 2 健康科学部の学科及び入学定員、収容定員は次の表のとおりとする。

| 学 科 | 入 学 定 員 | 第 2 年 次 編入学定員 | 第 3 年 次 編入学定員 | 収 容 定 員 |
|-------------|---------|------------------|------------------|---------|
| 看 護 学 科 | 1 0 0 人 | | 1 0 人 | 4 2 0 人 |
| 理 学 療 法 学 科 | 3 0 人 | | 2 人 | 1 2 4 人 |
| 社 会 福 祉 学 科 | 5 0 人 | 4 人 | | 2 1 2 人 |
| 栄 養 学 科 | 3 0 人 | 3 人 | | 1 2 9 人 |
| 合 計 | 2 1 0 人 | 7 人 | 1 2 人 | 8 8 5 人 |

（大学院）

第4条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に、健康科学研究科を置く。
- 3 大学院に関し必要な事項は、この学則に定めるもののほか、別に定める。

（附属図書館）

第5条 本学に、附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

（附属の教育施設及び研究施設）

第6条 本学に、地域連携・国際センター及び研究推進・知的財産センターを置く。

- 2 地域連携・国際センター及び研究推進・知的財産センターに関し必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第7条 本学に、大学の事務を処理するため、事務局を置く。

（職員）

第8条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員その他

必要な職員を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、副学長を置くことができる。

(事務局長等)

第9条 本学に、学長のほか、事務局長、研究科長、学部長、学生部長、附属図書館長、地域連携・国際センター長、研究推進・知的財産センター長、学科長及び科長を置く。

(学長等の職務等)

第10条 学長は校務を掌理し、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長の職務を助ける。
- 3 事務局長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。
- 5 学部長は、学部の教授をもって充て、当該学部に関する事項について掌理する。
- 6 学生部長は、本学の教授をもって充て、学生の厚生補導に関する事項を処理する。
- 7 附属図書館長は、本学の教授をもって充て、図書館に関する事項を処理する。
- 8 地域連携・国際センター長は、本学の教授をもって充て、地域連携・国際センターに関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 9 研究推進・知的財産センター長は、本学の教授をもって充て、研究推進・知的財産センターに関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 10 学科長は、各学科の教授をもって充て、当該学科に関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 11 科長は、本学の教授又は准教授をもって充て、地域連携・国際センター又は研究推進・知的財産センターの当該科に関する事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 12 第3項を除く前各項に規定する者の選考、任期その他必要な事項については、別に定める。

(名誉教授)

第11条 学長は、本学に勤務し、教育上又は学術上功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第12条 本学に、客員教授及び臨地教授等を置くことができる。

- 2 客員教授及び臨地教授等に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び教授をもって構成する。ただし、学部長が必要と認める場合は、准教授その他の職員を加えることができる。

3 第8条第2項の規定により副学長を置く場合は、当該副学長を教授会の構成員とする。

4 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第144条に定める学生(大学院学生を除く。)の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業に関する事項

(2) 学部の教育課程及び授業科目、授業、試験等に関する重要な事項

(3) 学生(大学院学生を除く。)の賞罰及び厚生補導に関する事項

5 教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第14条 本学に、研究科の重要な事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部運営連絡会議)

第15条 本学に、学部の重要な事項について総合的な連絡調整を図るため、学部運営連絡会議を置くことができる。

2 学部運営連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第16条 本学に、本学の重要な事項について全体的な連絡調整を図るため、教員会議を置く。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学科運営会議)

第17条 本学に、学科の重要な事項について連絡調整等を図るため、学科に学科運営会議を置くことができる。

2 学科運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(人間総合科学科目運営委員会)

第18条 人間総合科学科目に関する連絡調整等を図るため、人間総合科学科目運営委員会を置く。

2 人間総合科学科目運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(各種委員会)

第19条 本学に、特定の分野に関する重要事項を調査し、又は審議するため、教務委員会その他必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(大学運営協議会)

第20条 本学に、学外有識者の意見を聴取し社会的要請に応え、ひいては本学の発展や円滑な運営に資するため、大学運営協議会を置くことができる。

2 大学運営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第21条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第22条 学年を分けて2期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長は、必要と認める場合には、教授会の議を経て前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第23条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までに規定する休業日は、1年を通じ18週以内で学長が定める日とする。

3 第1項の規定にかかわらず、必要がある場合は、学長は臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

第3章 学部学生

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第24条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第25条 在学年限は、修業年限又は在学すべき年限の2倍を超えることができない。

第2節 入学等

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第3号、第4号及び第6号に該当する者(同条第6号に該当する者にあつては、国際バカロレア資格を有する者、アビトゥア資格を有する者又はバカロレア資格を有する者で各々18歳に達した者に限る。)及び第30条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第27条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの。
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則第150条第4号の規定により文部科学大臣が指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第28条 本学に入学を志願する者は、指定する期日までに、入学志願票に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第29条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第30条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、指定する期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者については、入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第31条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。ただし、転入学及び再入学の場合については、原則として定員に欠員がある場合に限るものとする。

- (1) 大学を卒業した者、退学した者又は第48条第3号の規定により除籍となった者
- (2) 大学に在学している者
- (3) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (4) 学校教育法第132条の規定に基づき専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 学校教育法施行規則附則第7条第1項の表の上欄に掲げる従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者

(転学科)

第32条 学長は、他の学科に転学科を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の志願手続及び選考、許可に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学等の取扱い)

第33条 前2条の規定により入学又は転学科を許可された者の既に履修した授業科目及

び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第34条 本学で開講する授業科目は、人間総合科学科目及び専門科目とする。

(単位の計算方法)

第35条 授業科目の単位数は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第36条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績の評価)

第37条 授業科目の成績の評価は、A、B、C、D及びEの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。ただし、必要と認める場合は、合格及び不合格の評語を用いることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

- 第38条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の教育機関における学修に対する単位の授与)

第39条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校等の専攻科における学修その他大学設置基準第29条第1項の規定により大学が単位を与えることのできる学修(平成3年文部省告示第68号)に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第40条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、60単位を超えないものとする。

(授業科目の名称及び単位数等)

第41条 各学科の授業科目の名称、配当年次及び単位数は、別表1、別表2若しくは別表3、別表3の2及び別表3の3又は別表4のとおりとする。

- 2 その他履修に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第42条 疾病その他特別の理由により、引き続き2年以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 疾病のため休学を願い出る者は、医師の作成する診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第43条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第25条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第44条 休学した者が、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその理由が消滅した

ときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

(転学)

第45条 他の大学等への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第46条 外国の大学等に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第49条第1項に規定する期間に含めることができる。

3 第1項の規定による留学により修得した単位の取扱いについては、学長が別に定める。

(退学)

第47条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第48条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者については、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 第25条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第43条第1項又は第2項の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (3) 授業料又は入学料の納入を怠り、催促してもなお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

(復籍)

第48条の2 前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった授業料を納付して復籍の願い出があったときは、学長は復籍を許可することができる。

2 復籍に関し、必要な事項は学長が別に定める。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第49条 学長は、4年(第31条又は第32条第1項の規定により入学又は転学科した

者については、第33条の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表1、別表2若しくは別表3・別表3の2及び別表3の3又は別表4に定める授業科目を履修し、124単位以上を修得した者に対し、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し卒業証書を授与する。

(学位)

第50条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第51条 学長は、表彰に値する行為のあった学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第52条 学長は、学則その他本学の定める諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第4章 研究生等

(研究生)

第53条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第54条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるとき

は、本学の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願することのできる者は、当該授業科目を履修するに十分な学力があると認められた者とする。
- 3 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

（特別聴講学生）

第55条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、特別聴講学生に対し単位を与えることができる。

（研修生）

第56条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、研修生として受け入れることができる。

（外国人留学生）

第57条 学長は、外国人で本学に特別の留学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

（研究生等の規程）

第58条 この章に規定するもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 大学院の研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生については、この章の規定は適用しない。

第5章 入学検定料、入学料、授業料及び研修料

（授業料等）

第59条 入学検定料、入学料、授業料及び研修料に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第60条 本学の学術研究に資するため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 大学の開放

(大学の開放)

第61条 研究成果を地域社会に還元し、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 大学の開放に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第62条 本学に、福利厚生に資するため、食堂その他の福利厚生施設を設ける。

第9章 その他

(委任)

第63条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成20年度から平成22年度までの各年度における健康科学部の学生収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
|-------------|--------|--------|--------|
| 看 護 学 科 | 420人 | 420人 | 420人 |
| 理 学 療 法 学 科 | 94人 | 104人 | 114人 |
| 社 会 福 祉 学 科 | 182人 | 192人 | 202人 |
| 栄 養 学 科 | 30人 | 63人 | 96人 |
| 合 計 | 726人 | 779人 | 832人 |

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(別表1～別表4 省略)

2 学生生活規程

青森県立保健大学学生生活規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 青森県立保健大学(以下「本学」という。)の学生が守るべき事項については、本学の他の諸規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 誓約書、保証人及び学生記録

(誓約書)

第2条 新たに本学学生となる者は、本人及び保証人連署の誓約書・保証書(様式第1号)を学長に提出しなければならない。

(保証人)

- 第3条 保証人は2人とし、それぞれ独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 2 前項の保証人のうち1人は、一親等の親族又はこれに準ずる者でなければならない。
 - 3 保証人は、保証する学生の身上及び授業料の納入について、連帯してその責に任ずる。
 - 4 保証人を変更し、又は保証人の住所に変更があったときは、当該変更後の保証人は、当該学生を経て、その都度速やかに保証人等変更届(様式第2号)を教務学生課に提出しなければならない。

(学生個人票)

- 第4条 学生は、必要事項を記入した学生個人票(様式第3号)を、入学後速やかに教務学生課に提出しなければならない。
- 2 氏名の変更、住所の変更等、前項の学生個人票の記載事項に変更があったときは、当該学生は、その都度速やかに氏名変更届(様式第4号) 学生住所変更届(様式第5号)を教務学生課に提出しなければならない。

第3章 健康診断

(健康診断)

- 第5条 学生は、毎学年定期又は臨時に健康診断を受けなければならない。
- 2 学生は、前項の健康診断の結果、本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。

い。

- 3 本学が行う健康診断の結果の証明を希望する学生は、健康診断書交付願(様式第6号)を教務学生課に提出し、健康診断書の交付を受けることができる。

第4章 学生証

(学生証)

第6条 学生は、入学の際、学生証(様式第7号)の交付を受けるものとする。転学科の場合は、従前の学生証を返還し、新たな学生証の交付を受けるものとする。

- 2 学生は、構内に入るときは、学生証を携帯しなければならない。
- 3 学生は、本学の教職員から学生証の提示を求められたときは、直ちにこれを示さなければならない。
- 4 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は学生証の有効期限を延長する必要が生じたときは、学生証再交付(書換)願(様式第8号)を教務学生課に提出し、再交付を受けなければならない。
- 5 学生は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 6 学生は、卒業、修了、退学、除籍等により学籍を離れたときは、直ちに学生証を返還しなければならない。

第5章 諸証明

(通学証明)

第7条 公共輸送機関の通学定期乗車券を購入するため、通学証明書の交付を希望する学生は、通学証明書交付願(様式第9号)を教務学生課に提出し、その交付を受けることができる。

(学生旅客運賃割引証)

第8条 旅行するため、学生旅客運賃割引証の交付を希望する学生は、学生旅客運賃割引証交付願(様式第10号)を教務学生課に提出し、その交付を受けることができる。

(その他の証明等)

第9条 学生が、在学証明書、成績証明書、卒業(見込)証明書、修了(見込)証明書、単位修得証明書、就職推薦書等の交付を希望するときは、証明書等交付願(様式第11号)を、教務学生課に提出し、それらの交付を受けることができる。

第6章 休学、復学、転学、転学科、転領域、留学及び退学

(休学)

第10条 青森県立保健大学学則(以下「学則」という。)第42条第1項又は青森県立保健大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第27条第1項の規定により休学しようとする学生は、本人及び保証人連署の休学(期間延長)願(様式第12号)を教務学生課に提出しなければならない。

2 学則第43条第1項又は大学院学則第28条の規定により休学期間を延長しようとする学生も、同様とする。

(復学)

第11条 学則第44条第1項又は大学院学則第29条第1項の規定により復学しようとする学生は、本人及び保証人連署の復学願(様式第13号)を教務学生課に提出しなければならない。

(転学)

第12条 学則第45条又は大学院学則第30条の規定により他の大学等へ入学又は転入学を志願しようとする学生は、本人及び保証人連署の転学願(様式第14号)を教務学生課に提出しなければならない。

(転学科)

第13条 学則第32条第1項の規定により他の学科に転学科を志願する学生は、本人及び保証人連署の転学科願(様式第15号)を教務学生課に提出しなければならない。

(転領域)

第13条の2 大学院学則第18条の規定により他の領域に転領域を志願する学生は、本人及び保証人連署の転領域願(様式第15号の2)を教務学生課に提出しなければならない。

(留学)

第14条 学則第46条第1項又は大学院学則第31条第1項の規定により外国の大学等に留学することを志願する学生は、本人及び保証人連署の留学願(様式第16号)を教務学生課に提出しなければならない。

(退学)

第15条 学則第47条又は大学院学則第32条の規定により退学しようとする学生は、本人及び保証人連署の退学願(様式第17号)を教務学生課に提出しなければならない。

第7章 欠席

(欠席)

第16条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き7日以上欠席しようとする学生は、あらかじめ欠席届(様式第18号)を教務学生課に提出しなければならない。

2 やむを得ない理由により、前項の規定による欠席届をあらかじめ提出できなかったときは、その理由を付して、事後速やかに提出しなければならない。

3 前2項の欠席届には、医師の診断書等の欠席の理由を明らかにする書類を添付しなければならない。

第8章 学生の団体

(設立願)

第17条 学生が、学内において団体(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、学生団体設立願(様式第19号)を教務学生課に提出しなければならない。

2 前項の学生団体の設立に当たっては、本学の教授、准教授又は専任の講師のうちから顧問教員を定めなければならない。

(許可の期限)

第18条 前条第1項の学生団体設立願に係る許可の有効期限は、当該学生団体が許可を受けた日の属する学年の末日までとする。ただし、当該学年の末日までに学生団体設立更新願(様式第20号)を教務学生課に提出したものについては、1年ごとに更新を認めることができる。

(事業等の報告)

第19条 学生団体は、毎年3月末日までに当該年度の学生団体活動報告書(様式第21号)を教務学生課に提出するものとする。

2 学生団体は、毎年5月末日までに新入生を含めた学生団体構成員名簿(様式第22号)を教務学生課に提出するものとする。

(目的等の変更及び解散の届出)

第20条 学生団体が、その目的、組織その他第17条に規定する学生団体設立願の記載事項を変更しようとするときは、学生団体設立願記載事項等変更願(様式第23号)を教務学生課に提出しなければならない。

2 学生団体が、解散しようとするときは、学生団体解散届(様式第24号)を教務学生課に提出しなければならない。

(学外団体への加入)

第21条 学生団体が、学外の団体に加入しようとするときは、学外団体加入願(様式第25号)を教務学生課に提出しなければならない。

(活動の停止又は解散)

第22条 学生団体が、次の各号の一に該当するときは、学長は当該学生団体の活動の停止又は解散を命ずることができる。

(1) 本学の教育研究活動を妨げたとき

(2) 学則、大学院学則又は諸規則に違反した活動を行ったとき

(3) 学生団体の構成員が不祥事に関係し、それが学生団体の活動と密接な関連があったとき

(4) 学生団体の活動が長期にわたって行われなかったとき、又は学生団体活動報告書が提出されなかったとき

第9章 集会等

(集会等)

第23条 学生又は学生団体が、本学において集会、催物等を行おうとするときは、その7日前までに学生集会(催)願(様式第26号)を教務学生課に提出しなければならない。

(集会等の解散)

第24条 集会等が本学の目的及び使命に著しく反すると認められるときは、当該集会等の解散を命じられることがある。

(学外者の招へい等)

第25条 学生又は学生団体が、学外から特別指導者、講演者、コーチ等を招へいしようとするときは、その期日の原則として7日前までに学外者招へい願(様式第27号)を

教務学生課に提出しなければならない。

- 2 同一の学外者を継続的に招へいする場合も前項の規定を準用する。ただし、許可の有効期限はその期の末日までとする。

(学外での活動)

第26条 学生又は学生団体が、学外において課外活動等の目的で次に掲げる事項を実施しようとするときは、原則としてその7日前までに学外活動届(様式第28号)を教務学生課に提出しなければならない。

- (1) キャンプ、登山等
- (2) 合宿
- (3) 団体旅行
- (4) ボランティア活動
- (5) 宿泊を伴うその他の学外活動等

第10章 学内掲示、印刷物の発行・配布、寄付募集、拡声器の使用等

(学内掲示)

第27条 学生又は学生団体が、学内においてポスター、立看板等(以下「掲示物」という。)を掲示しようとするときは、あらかじめ学内掲示願(様式第29号)を当該掲示物を添えて教務学生課へ提出しなければならない。

- 2 前項の掲示物には、本学の職員が掲示期間を明示した検印を押印する。
- 3 掲示物は、学長が指定した場所に掲示しなければならない。
- 4 掲示物は、糊張りをしてはならない。

(禁止掲示物)

第28条 学生又は学生団体は、次の各号の一に該当する掲示物を掲示してはならない。

- (1) 特定の個人、団体等をひぼうし、又はその名誉を傷つけるもの
- (2) 虚偽の事項を記載したもの
- (3) その他内容、形状、大きさ等が品位を欠くもの

(掲示物の撤去)

第29条 学生又は学生団体は、掲示期間を経過した掲示物を直ちに撤去しなければならない。

- 2 掲示物が次の各号の一に該当する時は、当該掲示物の撤去を命ぜられ、又はこれを撤去されることがある。

- (1) 検印を押印していないもの
- (2) あらかじめ提出した掲示物の内容と相違するもの
- (3) 学長が指定した場所以外に掲示したものの
- (4) 掲示期間を経過したものの
- (5) 前条各号に該当する掲示物

(印刷物の発行・配布)

第30条 学生又は学生団体が、本学において新聞、ピラ等（以下「印刷物」という。）を発行し、配布しようとするときは、あらかじめ当該印刷物1部を教務学生課に提出しなければならない。

2 印刷物の発行又は配布については、第28条の規定を準用する。

(寄付募集等)

第31条 学生又は学生団体が、本学において寄付募集、物品販売その他これらに類する行為をしようとするときは、あらかじめ寄付募集等願（様式第30号）を教務学生課に提出し、学長の許可を受けなければならない。

(拡声器の使用)

第32条 学生又は学生団体は、本学において、教育研究に支障を及ぼす拡声器の使用をしてはならない。

2 拡声器の使用については、第28条の規定を準用する。

第11章 施設及び設備の使用

(施設等の使用)

第33条 学生又は学生団体が、授業以外の目的で本学の施設又は設備を使用しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ使用願を提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第34条 学生又は学生団体が、施設等を使用するときは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた使用目的以外には使用しないこと
- (2) 許可を受けた期間及び時間帯を厳守すること
- (3) 周辺の秩序を乱さないこと
- (4) 施設等を毀損しないこと
- (5) その他許可に際して付された条件及び管理者の指示に従うこと

(許可の取り消し)

第35条 施設等を使用する学生又は学生団体が次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消されることがある。

- (1) 使用願に偽りがあったとき
- (2) 許可に際して付された条件及び学長の指示に違反したとき
- (3) その他本学の施設等の管理及び使用に係る規程に違反したとき

(毀損等の取扱い)

第36条 学生又は学生団体は、施設等を毀損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を教務学生課に届け出なければならない。

- 2 前項の規程による毀損又は滅失が、学生又は学生団体の故意又は重大な過失によるものであるときは、当該学生又は学生団体をしてこれを原状に回復させ、又はその修理若しくは補充に要する経費を負担させるものとする。

(原状の回復)

第37条 学生又は学生団体は、第33条に規定する使用を終わったとき、又は第35条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに施設等を原状に回復するとともに、学生又は学生団体が搬入した物件を撤去しなければならない。

(使用終了の届出)

第38条 学生又は学生団体は、施設等の使用を終了したときは、直ちにその旨を教務学生課に届け出て、当該施設等の点検を受けなければならない。

第12章 アルバイト

(アルバイト)

第39条 本学に申し込まれたアルバイトの求人の条件等については、掲示板に掲示するものとする。

- 2 学生は、前項のアルバイトに係る求職を希望するときは、アルバイト求職票(様式第31号)を教務学生課へ届け出たうえ、求人する者と連絡をとるものとする。
- 3 学生は、前2項に係る求職の成否を教務学生課へ届け出るものとする。

第13章 アパート

(アパート)

第40条 本学に申し込まれたアパートの入居募集の条件等については、掲示板に掲示するものとする。

2 学生は、前項のアパートに係る入居を希望する時は、適宜、貸主等と連絡をとるものとする。

3 前2項に係る契約は、当事者が直接行うものとする。

第14章 雑則

(研究生等への準用)

第41条 本則は、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生について準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年8月11日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前日に本学の学生である者は、改正後の第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第10条から第15条までに規定する保証人については、一親等の親族又はこれに準ずる者とする。

(様式省略)

3 図書館利用規程

青森県立保健大学図書館利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、青森県立保健大学図書館規程第6条の規定に基づき、青森県立保健大学附属図書館(以下「図書館」という。)の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2条 図書館を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 青森県立保健大学(以下「本学」という。)の学生(科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び研修生等を含む。以下同じ。)
- (2) 本学の教職員(客員教授、名誉教授、臨地教授等、共同研究員、及び非常勤の教員等を含む。以下同じ。)
- (3) その他附属図書館長(以下「図書館長」という。)が許可した学外者(以下「学外者」という。)

2 前項第3号の学外者の利用については、別に定める。

(身分証明書等の携帯)

第3条 利用者は、次の掲げる身分証明書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- (1) 本学の学生 学生証
- (2) 本学の教職員 教職員カード及び利用者カード
- (3) 前条第1項第3号の者 利用者カード

(図書館資料)

第4条 この利用規程において、図書館資料(以下「資料」という。)は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) 特殊資料
- (5) その他教育、研究及び学習に必要な資料

（開館時間）

第5条 開館時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前8時45分から午後9時まで
 - (2) 土曜日 午前8時45分から午後5時まで
- 2 前項の規定にかかわらず、青森県立保健大学学則第23条に規定する休業日のうち、春季休業、夏季休業、及び冬季休業の期間における開館時間は、平日午前8時45分から午後5時までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、図書館長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

（休館日）

第6条 定期休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 青森県立保健大学学則第23条に規定する休業日のうち、春季休業、夏季休業、及び冬季休業期間中の土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (4) 開学記念日
 - (5) 年末年始 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 臨時休館日は、その都度図書館長が定める。
- 3 図書館長が必要と認めたときは、第1項に規定する定期休館日に開館することができる。

（館内利用）

第7条 資料（視聴覚資料及び特殊資料を除く。）は、館内の所定の場所で自由に閲覧することができる。ただし、図書館長が指定した資料は、その承認を受けなければならない。

- 2 視聴覚資料及び特殊資料は、所定の手続きを経て利用できるものとする。
- 3 閲覧した資料は、元の場所へ戻さなければならない。

（館外貸出）

第8条 館外貸出を希望する者は、当該資料に第3条に規定する身分証明書等を添え、係員に提出しなければならない。

(館外貸出の冊数及び期間)

第 9 条 貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

| 利 用 者 | 冊 数 | 期 間 |
|-------------|---------|-----------|
| 本 学 の 学 生 | 制 限 な し | 2 週 間 以 内 |
| 本 学 の 教 職 員 | 制 限 な し | 2 週 間 以 内 |

2 前項の規定にかかわらず、図書館長は、次の各号に掲げる場合は、貸出冊数及び期間の変更を認めることができる。

- (1) 各季休業期間等長期にわたる休業の場合
- (2) その他図書館長が必要と認める場合

(貸出期間の更新)

第 1 0 条 前条の規定にかかわらず、他の利用者が予約していないとき、貸出期間内に所定の手続きを行い、1 回を限度に期間を更新することができる。

(貸出予約)

第 1 1 条 貸出希望資料が貸出中であるときは、所定の手続きを経て予約することができる。

(貸出禁止資料)

第 1 2 条 次の各号に掲げる資料は、原則として館外貸出は行わない。

- (1) 辞典等の参考図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 視聴覚資料
- (4) その他図書館長が指定するもの

2 前項の規定にかかわらず、本学における講義、演習等の教材として資料を利用する場合など、図書館長が本学の教育研究上必要と認めるときは、貸出を許可するものとする。

(転貸の禁止)

第 1 3 条 貸出資料は、転貸してはならない。

(返却)

第 1 4 条 貸出資料は、貸出期間内に所定の場所へ返却しなければならない。

2 次に掲げる場合は、貸出資料を直ちに返却しなければならない。

- (1) 学生が、卒業、修了又は休学若しくは退学するとき

- (2) 教職員が、退職又は休職若しくは転出するとき
- (3) 資料の点検又は整理を行うとき
- (4) その他図書館長が必要と認めるとき

(督促、貸出及び予約の停止)

第15条 図書館長は、所定の貸出期間が過ぎても資料を返却しない利用者に対して、督促することができる。

2 図書館長は、前項の利用者に対して、資料が返却されるまでの間、新規の貸出及び第11条に規定する予約を停止することができる。

(研究費購入資料の貸出)

第16条 研究費により購入した資料の貸出期間は、当該貸出年度を含む4カ年度内とする。ただし、図書館長が必要と認める場合は、貸出期間内であっても一時返還を求めることができるものとする。

2 前項の期間を特に更新する場合は、所定の手続きにより、図書館長の許可を受けなければならない。

3 教員は、資料の利用が終了したときは、貸出期間内であっても速やかに返却するものとする。

4 教員が研究費により購入した資料を返却し、再び貸出を希望する場合は、第9条の規定によるものとする。

(参考調査)

第17条 利用者は、教育、研究及び学習に必要なとする文献及び学術情報についての参考調査を依頼することができる。

(文献複写)

第18条 利用者は、教育及び研究の用に供することを目的とする場合に限り、所定の手続きを経て、資料の複写を依頼することができる。ただし、複写に要する経費は、依頼者の負担とする。

2 文献複写に関し必要な事項は、別に定める。

(相互利用)

第19条 利用者が、他大学図書館等の資料の利用を希望する場合は、所定の手続きを図書館に依頼することができる。ただし、利用に要する経費は、依頼者の負担とする。

2 他大学図書館等から資料利用の申し込みがあったときは、学内における教育及び研究

上支障がない場合に限り、応じることができる。

(施設利用)

第20条 図書館内のグループ学習室等を利用する場合は、所定の手続きを経なければならない。

(館内規律)

第21条 利用者は、図書館内では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと
- (2) 飲食及び喫煙をしないこと
- (3) 館内資料、館内機器及び施設等を汚損、損傷しないこと
- (4) その他館内秩序を乱し、他の利用者に迷惑を与える行為をしないこと

(弁償責任)

第22条 閲覧又は貸出中の資料を紛失又は汚損した利用者、若しくは館内機器その他施設に損傷を与えた利用者は、図書館長の指示に従って弁償の責任を負わなければならない。

(利用制限)

第23条 図書館長は、この規定に著しく違反した利用者に対し、図書館の利用を制限し、又は一定期間その利用を停止することができる。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用その他に関し必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

IX 委員会等からのお知らせ

1 学内情報ネットワーク利用上の留意事項

情報委員会

1 はじめに

本学の情報ネットワークは、学術研究と大学教育を支援する目的で運営されています。情報ネットワークの利用に当たっては、この目的を逸脱しないようにしなければなりません。

また、学内の情報ネットワークにとどまらず、本学の接続する学術情報ネットワークなど他のネットワークの混乱を招く行為や利用者に迷惑となる行為等を行わないように留意しなければなりません。

ここに示す留意事項は、学内情報システムを利用する上で最低限遵守していただきたい事項と、インターネットを利用する上で学外のインターネット利用者に迷惑をかけるための一般的な留意事項等を記載したものです。

2 電子メール利用上の留意事項

(1) 常識的なマナー

他人を誹謗・中傷する内容を含んだメールを送らないようにしましょう。

常識的な礼儀作法は、当然守らなければなりません。文面だけでのやり取りとなりますので対面でのコミュニケーション以上に送信する内容に慎重さが必要です。ユーモアのつもりでも相手の感情を害する場合があります。

(2) 電子メールの受信確認

各種の連絡事項が電子メールで送信されますので、出校した際には必ず電子メールを確認してください。

電子メールを保存する容量は各人毎に割り当てられています。受信箱（メールボックス）の容量がいっぱいになるとメールは受信できなくなりますので、確認後不要なメールは削除し、メールボックス内の文書は最小限に留めてください。

(3) 電子メールの送信

相手の立場にたって、必要なメールに限定し送付するように心がけてください。学内の多くの人に周知する必要があるもの、周知したいものなどは、電子掲示板を利用してください。例えば、小さな電子文書を添付した電子メールでも多数人に送れば相当の容量を占拠することになります。

また、自分に関係しない内容の電子メールは受け取った人に対する迷惑行為ともなります。

常識的なマナーを踏まえ、送信の際には、c c、b c cは必要な場合にだけ用いてください。特に、b c cは利用の仕方によっては相手のみならず、同時に受け取っている他の受信者等へも不快感を与える場合がありますので、学内では極力利用しないようにしてください。

※c c：「Carbon Copy」の略で、ここに指定したアドレスに、そのメールのコピーを送ることができます。受信した人はc cに誰が指定されているか見ることができます。

b c c：「Blind Carbon Copy」の略で、b c cに指定された人にメールのコピーが送られるのはc cと同じですが、受信したメールからはb c cの欄が削除されており、b c cに誰が指定されていたのかを受信者が知ることはできません。

(4) 送信者名等の表示

電子メールの本文中に送信者本人の名前等を記載しましょう。

受信者側では、送信者のメールアドレスを確認できますが、メールアドレスだけでは送信者が誰かわからない場合があります。最低限、氏名を本文中に記載して電子メールを送信するようにしてください。

(5) メール容量制限

メール1通の容量制限は20メガバイトです。容量の大きなメールは受信者側に大きな負荷がかかりますので、注意してください。

(6) 個人情報等の送信

他人及び自分の個人情報は送信しないようにしましょう。

インターネットを利用して情報を送信する場合、目的の相手に到達するまでに多数の機器を経由します。クレジットカードの番号やパスワードなどを送らないようにしましょう。

学内のメールアドレスでインターネット上の掲示板に記載したり、または懸賞サイト等への登録は行わないでください。

また、他人の個人情報を無断で第三者に送信することは、プライバシーの侵害に当たります。

(7) チェーンメールの禁止

不幸の手紙のような別の人に同じ内容を転送することを要請する内容のメール(チェーンメール又はチェーンレター)は、理由の如何を問わず禁止されています。

電子メールは多人数への送信の容易さから、チェーンメールは鼠算的に発生

し、インターネット全体に大変な負荷をかける恐れがあります。

チェーンメールの形態はさまざまなものがあります。例えば面白いジョークを書いたものや被災地への支援を呼びかけるものなど、受け手の好奇心や善意にうったえるものもあります。しかしながら、書いた本人の意図はともかく、このような電子メールが際限なく広がることによってインターネット全体に大きな負担をかけることとなります。このようなメールを受け取った場合は、他人に転送しないようにしてください。

(8) デマメール

送られてくる電子メールの内容の真偽を確認しましょう。

多数の人を経由して第一発信者が不明な電子メール等情報の信頼性には留意してください。例えばコンピュータウイルスに関する偽情報などがありますが、チェーンメール化する恐れがあるので真偽の判断できない電子メールを受け取った場合は転送しないようにしましょう。

3 インターネットにおける電子メール利用上の技術的制限等

(1) 文字コードの制限

インターネットで利用できる文字コードには制限があります。

以下のような文字コードで送信した場合は、相手の受信環境によっては意味不明の記号の羅列（いわゆる文字化け）を送ることになりかねないので注意してください。

- ・半角カナの使用禁止

日本語入力環境における「いわゆる半角カナ」を使うことはできません。

- ・機種依存文字の使用禁止

①②などの丸数字、Ⅰ、Ⅱなどのローマ数字などの特殊記号や旧字体漢字など使用するパソコン等の機種によっては正確に表示されません。

(2) 添付ファイルの制限

添付ファイルは、一般的に相手と同じソフトウェアを利用していなければ開くことができません。

また、同じソフトウェアであっても、違うOS（基本ソフトウェア；ウィンドウズ、マッキントッシュ、ユニックス等）の場合開くことができない場合もあります。

どうしても、添付ファイルを送る必要がある場合は、送信先の利用環境を確認し、利用できるファイル形式で送信するようにしましょう。

4 電子掲示板利用上の留意事項

(1) 電子掲示板の利用

大量のメール送信は、サーバへの負荷が増大し、サーバ停止などの重大なネットワーク障害を引き起こしかねませんので、多人数へのお知らせは、緊急を要するもの以外は、掲示板への掲載をお願いします。

各種の連絡事項が掲示されますので、出校した際には必ず電子掲示板を確認してください。

(2) 掲示者名の記載

電子掲示板への掲示の際には、責任の所在と連絡先を明らかにするため、本文中に掲示者本人の名前等を記載してください。記載の無いものは管理者側で削除します。

(3) 常識的なマナー

電子メールと同様に、他人を誹謗・中傷する内容の掲示はマナー違反です。また、必要以上に個人のプライバシーに関係する事柄などを掲載することもふさわしくありません。このような内容の掲示に関しては管理者側で削除することがあります。

電子掲示板では、いったん掲載されますと不特定多数の目に触れることとなりますので、その内容や表現には十分、留意してください。

5 迷惑メール等に関する相談窓口

迷惑メールが届いたり、個人を誹謗・中傷する内容のメールや掲示板への書き込みがあった場合には、事務局にご相談ください。

→ 相談窓口：事務局 総務課 情報担当
事務局 教務学生課 学生担当

2 研究対象者となられる学生の皆さんへ

・・・教員から研究への協力依頼があったときに・・・

研究倫理委員会

本学の教員から、研究への協力依頼が学生であるあなたに来ることがあるかも知れません。その場合、研究への協力を受諾される前に、あなたには次のような権利があることを是非知っておいてください。以下は研究への協力をする際にあなたが持っている権利であり、同時に、あなたに研究を依頼した教員に課せられている義務です。

あなたには次のような権利があります。

- 1 研究の目的、方法について事前に十分な説明を受ける権利
- 2 研究に参加することによって予期されるメリットとデメリットについて事前に十分な説明を受ける権利
- 3 あなたが研究に参加することを断った場合でも、何らの不利益を受けることがないことについて事前に十分な説明を受ける権利
- 4 研究に参加した後からでも、いつでも参加を撤回し、協力を中止できることについて事前に十分な説明を受ける権利
- 5 研究結果が公表される場合、公表の方法について事前に十分な説明を受ける権利
また、その場合、あなたのプライバシーがどのようにして完全に守られるのかということについても事前に十分な説明を受ける権利

上記1から5までを含めて、あなたの権利が脅かされたり侵されたりしたと感じた時、また、疑問な点が生じたら、研究への協力が始まる前でも、研究への協力の途中でも又は研究への協力が終わってしまった後でも構いませんので、あなたの権利に関して本学の研究倫理委員会に問い合わせあるいは、相談又は申立てをすることができますので、「青森県立保健大学研究倫理委員会」に御連絡ください。どの委員でも構いません。直接でも、電話や、学内E-メールでも構いません。秘密は厳守致します。

研究倫理委員会委員連絡先

| | | | |
|-------|----------|----------|-----------------------|
| 福井 幸子 | (看護学科) | 765-2027 | s_fukui@auhw.ac.jp |
| 山田 典子 | (看護学科) | 765-2038 | n_yamada@auhw.ac.jp |
| 神成 一哉 | (理学療法学科) | 765-2069 | k_kannari@auhw.ac.jp |
| 佐藤 恵子 | (社会福祉学科) | 765-2094 | k_sato@auhw.ac.jp |
| 藤田 修三 | (栄養学科) | 765-4176 | s_fujita@auhw.ac.jp |
| 吉池 信男 | (栄養学科) | 765-4169 | n_yoshiike@auhw.ac.jp |

3 学内ハラスメントをなくすために

人権に関する委員会

青森県立保健大学では、全ての大学・大学院に在籍する学生や教職員が、個人の尊厳と男女の平等を深く認識し、多様なハラスメントを受けることなく学び、研究し、働くことができる環境づくりを目指しています。

1 学内ハラスメントとは何か？

大学・大学院におけるハラスメント（相手を不快にさせる言動）には、性的な言動によるセクシュアル・ハラスメント、勉学・教育・研究に関連する言動によるアカデミック・ハラスメント、職務上の地位や優越的地位に基づいた言動によるパワー・ハラスメントなどがあります。多様なハラスメントは教職員、学生の間が存在する信頼関係を破壊するとともに、学問の質を高め、個人の成長を促すという環境を損なわせ、「豊かな人間性と高度の専門性を備えたヒューマン・ケアのできる人材を育成する」という、本学の掲げる教育目標をも脅かします。

2 学内ハラスメントとなる言動とは何か？

| 言葉 | 行動 |
|------------------------|---------------------|
| 不快な冗談：卑猥な、性的なもの | 研究と無関係の雑用を強要 |
| 差別的発言：「おばさん」「男の子」「女の子」 | 相手を執拗に眺め回す |
| プライバシーの侵害：「恋人はまだ？」 | 身体接触：髪、毛、肩等を不必要に触れる |
| 研究の妨害：「研究をさせなくしてやる」 | コンパでお酌、デュエットを強要 |
| 人格の侵害：「性体験が豊富だ」など | 研究成果やアイデアの流用 など |

3 学内ハラスメントを受けたらどうすれば良いのか？

多様なハラスメントは、被害者側の責任ではありません。

「あなたの態度は不愉快です。」とハッキリ相手に言いましょう。

ハラスメントを受けたことを友人や信頼できる人に相談してください。相談することによって、自分自身を責めたり、無力感や孤立感に陥り苦しむことを避けることができます。そして、ハラスメントを受けた日時、場所、誰から、どんな行為であったかを記

録し、相手から送られてきた手紙や電子メール、学業・職務の評価など、証拠になるものをできる限り保存しておいてください。

4 学内ハラスメントを防止するためにはどうすれば良いのか？

本学に在籍する学生や教職員は、ともにより良い環境で教育を受ける権利、教育研究を行う権利、働く権利があることを認識しなければなりません。本学では、多様なハラスメントは個々人の関係における道徳や倫理の問題に止まるものではなく教育・労働環境の問題と捉え、相談窓口を設け、総合的な防止対策に取り組んでいます。

本学の学内ハラスメントに対する相談窓口は、「人権に関する委員会」が担当しております。

「人権に関する委員会」メールアドレス：jinken@auhw.ac.jp

「相談窓口」の相談員

| | | | |
|---------|----------|---------|-----------------|
| 大 山 博 史 | (社会福祉学科) | 研究室電話番号 | 7 6 5 - 2 0 9 3 |
| 山 本 春 江 | (看護学科) | 研究室電話番号 | 7 6 5 - 2 0 5 3 |
| 渡 部 一 郎 | (理学療法学科) | 研究室電話番号 | 7 6 5 - 2 0 8 4 |
| 吉 岡 美 子 | (栄養学科) | 研究室電話番号 | 7 6 5 - 2 1 0 5 |
| 大 関 信 子 | (研究科) | 研究室電話番号 | 7 6 5 - 2 0 5 1 |
| 奈良岡 裕 次 | (事務局) | 事務局電話番号 | 7 6 5 - 2 0 0 1 |

4 禁煙キャンペーンについて

学生委員会

本学では、平成15年1月から学生に対する禁煙キャンペーンを実施しています。このキャンペーン取り組みの趣旨と具体的な実施計画は次のとおりです。

学生諸君の理解と協力をお願いします。

1. キャンペーン取り組みの趣旨

わが国では他の先進国に比較して、日本においては一般的に喫煙は個人の嗜好や人権に係わる問題として、禁煙対策を明確に打ち出すことは出来ない状況が続いています。しかし、最近では日本においても公共施設や医療機関、航空機などは全面禁煙となり、喫煙者に対する社会的な厳しさを増しています。

言うまでもなく喫煙が健康に対して悪影響を与えることは自明のことです。本学は保健医療福祉の専門家を養成する大学であり、県立の保健福祉系大学として健康と福祉を促進する責任があります。

本学では、開学当初より入学前からの喫煙習慣のある学生に対して、分煙というあいまいな形で対処してきました。しかし、喫煙コーナーで学生が堂々と煙草を吸っている姿を見て、教員だけでなく学生の間からも批判の声があがっています。

また、臨床実習中にタバコ臭い学生が患者さんから拒否されたという事例も報告されています。

これだけ喫煙に対して健康被害が叫ばれているのに、本学が学生に対して何ら禁煙対策を講じないのは、極めておかしなことであり、このままでは、本学の喫煙嗜好の学生は、将来就職試験の際にふるい落とされる危険性さえあります。

そこで、遅まきながら平成14年11月の学生委員会において学生自治会の協力を得て、学生に対する禁煙キャンペーンを展開し、教職員を含む大学全体の禁煙ムードを高めることにしたものです。

また、卒業生が将来社会において健康教育に取り組む際に、在学中の禁煙運動が役立つような長期的なキャンペーンを展開したいと考えます。

2. 具体的な実施計画

- 1) キャンパス内は全面禁煙とします。キャンパス内とは、学内の公共スペース（講義室、廊下、ホール、講堂、体育館、グラウンド、駐車・駐輪場、ホワイエ等）を意味します。
- 2) 学生に対する喫煙被害セミナーを開催します。
- 3) 禁煙相談に応じます。相談窓口は保健室です。希望者は気軽に相談にきてください。
- 4) 入学相談会や保健大学案内等に本学の禁煙キャンペーンをPRします。最終的には本学の学生は喫煙者ゼロにようになります。
- 5) 卒業生が地域社会において禁煙運動を展開できるように支援します。

5 不審者への対策について

学生委員会

全国的に不審者による事件が多発していますが、本大学付近でもこれまでそれらしい人や車が出没しているという情報が寄せられています。一人ひとりが防犯意識を持ち、事件に巻き込まれないよう気をつけましょう。

【 危険を避けるために 】

- 1 人通りの少ない場所、見通しの悪い場所は、一人では通らない。
特に夜間は、必ず複数で行動する。
- 2 防犯ブザーを携帯し、いつでも鳴らせるようにしておく。
不審者撃退スプレーなども携帯する。
- 3 帰宅時は、玄関の鍵を掛け終わるまで、安心しない。
- 4 不審な車には近寄らないように気をつける。

【 危険に遭遇したときは 】

- 1 大声をあげる。
- 2 防犯ブザーを鳴らす。スプレーなどを使う。
- 3 人通りの多い方向へ逃げる。

◎ 不審者に遭遇した場合には、直ちに110番通報するとともに、教職員に連絡して下さい。

6 悪質商法にご用心!!

学生委員会

様々な悪質商法が、巧妙な手口で皆さんを狙っています。

特に、「商品を購入して会員になり、友人に売ればマージンが入る。さらに自分が勧誘した人が新たに会員を増やすとボーナスが入る」などと一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するかのよう勧誘するマルチ商法等が問題になっています。インターネットやファックスを使う等、手口はいろいろあるでしょうが、「必ず儲かる」うまい話はありません。くれぐれも引っかからないように注意しましょう。もうかるどころか借金を抱えて、友人までも失うことになりかねません。学内でも高額な商品売り付けられそうになる事例が問題となっています。

また、利用したおぼえのない架空の有料サイト利用料や情報料、債権などを請求する文書が電子（携帯）メールやハガキ、封書で届けられ問題になっています。身に覚えのない場合は無視し、根拠のない悪質な取り立ては、警察へ届けましょう。なお、ごく稀に裁判所からの正式な「支払督促」や「呼出状」が郵便局員から直接届けられる事例もあります。そのようなときはすぐに最寄りの消費生活センターへ対応を相談してください。

学内相談窓口 学生委員会

人権に関する委員会

事務局教務学生課

学外相談窓口 青森県消費生活センター(TEL 017-722-3343)

7 学生による授業評価について

評価・改善委員会

本学では平成15年度から「学生による授業評価」を実施しています。

授業評価は、学生と教員が共に授業をより改善することを目指して実施するものです。これまで学生からの授業評価をもとにして、教員は担当授業の改善に、また、大学全体としてはカリキュラムなどに係る問題の改善に努力してきました。

これまでの授業評価の結果をみると、授業に対する学生自身の取り組む姿勢、予習・復習、授業に対する満足度などが年々高くなっており、授業改善にむけた努力が成果につながっていると推測できます。

授業評価の結果は、学内電子掲示板（学内WWWサーバ）に公開されています。

また、平成21年度から、授業評価結果の活用についての調査も実施し、その結果を一部報告するとともに、評価結果を受けての授業の改善点をシラバスに記載しました。

学生の皆さんは、授業評価の結果を、自分自身の授業への取り組みについての振り返りと、これからの学業に役立ててください。

今後もより良い授業評価の方法を検討しながら、授業だけでなく大学教育全体の質的向上に取り組んでいきますが、いうまでもなく、大学教育の質的改善は、学生と教職員の絶えざる努力によってかなえられるものです。

学生の皆さんも授業評価に主体的に参加し、教職員と一緒に、本学教育の向上のため前向きに取り組んでいきましょう。

なお、授業評価を本学の授業・教育改善への取り組みへと反映させるため、何か提案がありましたら、遠慮なく直接教員に伝えるか、あるいは「VOICEボックス」を利用して意見を聞かせてください。

X 学生自治会則等

青森県立保健大学学生自治会則

第一章 目的

第1条 青森県立保健大学学生自治会(以下、「自治会」という。)は、学生の健康を増進し、また、学生活動が活発で有意義なものとなるよう積極的に支援することで学生生活の質的向上を目指すものであり、青森県立保健大学の全学生(以下、「会員」という。)によって構成される。

2 自治会は、その活動に伴う経費として後援会助成金及び寄付金、その他の収入を充てる。

第二章 組織

第2条 自治会には次の組織を置く。

- (1) 学生自治会本部会
- (2) サークル代表者委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 大学祭実行委員会
- (5) 各種実行委員会
- (6) その他学生活動に必要な組織

第三章 自治会

第3条 学生自治会本部会(以下、「本部会」という。)は、学生活動に係る種々の問題等について協議及び調整し、学生活動が円滑に進むよう支援する。

2 本部会は、会則の改正を協議し決定する。ただし、自治会の基本的性格に係る重要事項について会則を改正する必要がある場合は、定時総会又は臨時総会に諮るものとする。

3 本部会は、サークルの認定及びサークルの活動内容について協議し承認する。

4 本部会は、必要に応じて若干名の会員を本部会の特別構成員とすることができる。

5 本部会は次の役員によって構成される。

1) 自治会役員

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 書 記 | 2名(内、補佐を1名) |
| (4) 会 計 | 2名(内、補佐を1名) |
| (5) 庶 務 | 2名(内、補佐を1名) |

2) 各種委員長

- (1) サークル代表者委員会委員長 1名
 - (2) 選挙管理委員会委員長 1名
 - (3) 大学祭実行委員長 1名
 - (4) 各種実行委員会委員長 各1名
- 6 本部会役員のうち会長、副会長、書記、会計及び庶務については、役員選挙により選出される。役員選挙の実施については選挙管理委員会が管轄する。
 - 7 会長は、本部会を代表し本部会の運営等についてその責任を有する。
 - 8 副会長は、会長を補佐し必要に応じて会長の職務を代行する。
 - 9 書記は、本部会の記録業務にあたり、議事録等の作成を行う。
 - 10 会計は、本部会及び自治会の会計業務にあたり、定時総会において決算報告及び会計報告を行う。
 - 11 庶務は、本部会の渉外業務及び広報業務を行う。
 - 12 本部会役員の任期は以下のように定める。
 - 1) 自治会役員
自治会役員の任期は、11月1日から翌年の10月31日までの1年間とし、再任を妨げない。
 - 2) 各種委員長
各種委員長の任期は、5月1日から翌年の4月30日までの1年間とし、再任を妨げない。
 - 3) ただし、任期満了後であっても後任の引継ぎが終了するまではその業務を果たさなければならない。
 - 13 本部会の役員は、他の役員との兼任を禁ずる。
 - 14 本部会は、本学の学生部長及び教務学生課長を顧問とする。

第四章 学生総会

- 第4条 学生総会は定時総会及び臨時総会とする。
 - 2 定時総会は、年度初めに開催し、役員承認、決算及び会計報告等を行う。
 - 3 臨時総会は、本部会で協議し随時に開催できる。
 - 4 学生総会は全会員によって構成される。
 - 5 全会員の過半数の出席をもって学生総会を成立とする。尚、成立定数を満たさない場合、評議員総会をもって学生総会の代わりとする。
 - 6 決定事項・承認事項に関しては出席数の過半数をもって可決・承認とする。
 - 7 評議員総会
 - (1) 評議員は各学年から看護学科は会員20名に対し1名、理学療法学科・社会福祉学科は会員10名に対し1名の評議員を設ける。
 - (2) 評議員総会では評議員のみ議決権をもつ。発言権は評議員総会の出席者全てが有する。

- (3) 決定事項・承認事項に関しては評議員出席数の過半数をもって可決・承認とする。
- (4) 学外実習等、特別な理由により出席できない評議員は学生自治会に委任状を提出する。

第五章 サークル代表者委員会

- 第5条 サークル代表者委員会は、サークル活動に係る種々の問題等について協議及び調整しサークル活動が円滑に進むよう支援する。
- 2 サークル代表者委員会は、各サークルの代表者により構成され、互選により委員長1名、副委員長1名、書記1名及び会計1名を選ぶ。
 - 3 委員長は、サークル代表者委員会の運営等に責任を負う。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
 - 5 書記は、サークル代表者委員会の記録業務にあたり、議事録等の作成を行う。
 - 6 会計は、サークル代表者委員会の会計業務にあたる。
 - 7 委員長の任期は、会則第3条第12項に準ずる。
 - 8 サークルの活動費に関しては自治会を通して後援会に申請する。サークル代表者委員会は取りまとめた申請書を自治会に提出する。
 - 9 サークル代表者委員会運営に関しては別に「サークル代表者委員会規程」に定める。
 - 10 サークル代表者委員会の運営等に関しては本部会役員及びサークル代表者委員会の委員長がその責任を有する。
 - 11 会計監査に関しては、自治会役員のうち2名がその業務を行う。

第六章 選挙管理委員会

- 第6条 選挙管理委員会は、会則第3条第6項により役員選挙を実施する。
- 2 選挙管理委員会の委員として1学年及び2学年の各学科から1名ずつ選出し、委員長1名、副委員長1名を置く。
 - 3 委員長は、役員選挙を実施する場合、若干名の選挙事務担当者を会員から選出することができる。
 - 4 役員選挙の実施については、別に「自治会役員選挙実施規程」に定める。
 - 5 選挙管理委員会の運営等に関しては本部会役員及び選挙管理委員会の委員長がその責任を有する。

第七章 大学祭実行委員会

- 第7条 大学祭実行委員会は本部会の承認のもと設立し、学生生活を有意義なものとし、学生が相互に協力かつ団結し、地域に根ざした開かれた大学を作り上げ、大学の活性化を図ることを目的とし組織する。尚、事業終了後、必要に応じて継続して活動することを妨げない。

- 2 大学祭実行委員会は委員長1名、副委員長3名、書記2名、会計2名を置く。
- 3 大学祭実行委員会の運営に関しては、別に「青森県立保健大学祭実行委員会規程」に定める。
- 4 大学祭実行委員会の運営等に関しては本部会役員及び大学祭実行委員会の委員長がその責任を有する。
- 5 監査に関しては、自治会役員のうち2名がその業務を行う。

第八章 各種実行委員会

- 第8条 各種実行委員会は、学生活動を有意義なものとするための事業等を遂行することを目的に全会員が参加し随時に設立するものとする。なお、事業の終了後、必要に応じて継続して活動することを妨げない。
- 2 各種実行委員会を設立する場合は、本部会の承認を得ることを要する。
 - 3 各種実行委員会には委員長を1名置くが、委員長の選出及び任期については本部会がその責任において決定する。また、本部会及び各種実行委員会の委員長は必要に応じその他の役員を指名できる。
 - 4 各種実行委員会の運営等に関しては本部会及び各種実行委員会の委員長がその責任を有する。

第九章 自治会費

- 第9条 自治会費は学生一人あたり1000円の後援会助成金を充てる。寄付金及びその他の収入があった場合は収入として経費に加算する。
- 2 自治会費の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
 - 3 会計監査に関しては、各種委員長のうち2名がその業務を行う。

第十章 会計

- 第10条 自治会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 2 本部会は定時総会において決算報告を行う。
 - 3 サークル代表者委員会は、各サークルから提出された予算書及び決算報告書をもとに委員会としての予算書と決算報告書を作成し、本部会に提出する。
 - 4 大学祭実行委員会は、予算書及び決算報告書を本部会に提出する。

第十章 補足

- 第10条 この会則の定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この会則は、2006年8月1日から施行する。

サークル代表者委員会規程

第1章 総則

第1条 サークル代表者委員会（以下、委員会）は、サークル内およびサークル間などの諸問題の解決や予算の編成などを行い、サークル運営を円滑に行うことができるように計らう。

第2条 委員会は、各サークル代表者により構成される。

第3条 委員会の委員長（以下、委員長）1名、副委員長1名、書記1名、会計1名は、年度始めに委員会の委員（以下、委員）の中より選出される。これら委員の任期は1年とするが、実習等の関係により委員長の任を全うすることができない場合は交代を認める。再任をさまたげない。

第2章 サークルの認定・活動停止

第4条 新規サークル代表者は、サークルとしての活動を開始するに当たり、教務学生課へ必要書類を提出する。これによってそのサークルを認定し、同時に委員会に属するものとする。

第5条 サークルの認定後、新規サークル代表者は委員会にて活動内容を説明し、予算の申請を行なう。

第6条 活動を停止するサークルの代表者は、委員長に速やかに活動停止の旨を伝え、その後のサークル代表者委員会にて活動停止を報告する。

第7条 委員会への無断欠席が3回を満したした場合、その団体はサークルの認定を停止し、支給された助成金も返還しなければいけないものとする。委員長はその旨を掲示にて連絡する。

第3章 委員会の開催

第8条 委員会は月1回、定期的で開催する。委員会開催の連絡は、電子メールにて1週間前までに連絡する。

第9条 委員は、本委員会への出席が不可能な場合、その旨を委員長に伝える。また、委員に代わる者を出席させる。さらに、それも無理な場合は、委員長にその旨を伝える。

第10条 委員が必要であると判断した場合、事前に委員長に申し出て不定期に臨時委員会を開催することができる。

第4章 サークル助成金

（予算）

第11条 委員会は、サークル助成金の予算編成を行うことができる。予算編成にて生じ

た残りは予備費とし、新規サークルの活動費やその他の補助金などに充てる。サークル助成金の交付を希望するサークルは、サークル活動助成費交付申請書に必要事項を記入し、サークル代表委員長に提出する。

第12条 予算を申請した各サークル助成金は一律3万円とする。ただし、必要に応じて特例として予備費より補助金を交付する。その際には6月末までに、補助金の使用目的、使用金額を書面にてサークル代表委員会に提出する。

第13条 助成金の交付方法は、学生自治会から各サークル口座への振込みとする。振込口座は必ずサークル名義のものとする（個人名義のものは認めない）。

第14条 各サークルに一律交付される3万円の助成金の使用内容については、各サークル責任のもとで決定する。ただし、特例の補助金については、サークル代表委員会と学生自治会の審査を受け（高額なもの、学生自治会では判断できないものに関しては、学生委員会の承認も必要）、認められた場合のみ受け取ることができる。

第15条 助成金を受け取ったサークルは、何らかの形で、大学へ貢献することを義務付ける。これが守られなかった場合、助成金を返還しなければならない。

第16条 毎月のサークル活動報告書をサークルの活動状況として判断し、予算編成の参考とする。活動報告書の未提出及びサークルの活動が停滞している場合は、来年度の助成金編成の対象外となる。

第17条 サークル助成金の受け取りを確認後、ただちに委員は誓約書・領収書にサインし、委員会に提出する。誓約書・領収書は委員長が管理する。

（決算報告）

第18条 各サークル代表者は、所属サークルの活動費の決算報告書を、1月上旬までにサークル代表委員会に提出する。その際、決算報告書の根拠となる領収書及びそれに代わるものの添付を必須とする。これについての例外は認めない。領収書及びそれに代わるものの添付がない場合は、助成金を返還しなければならない。尚、助成金及び補助金について残金が出た場合は、決算報告書を提出する際に、現金にて手渡すものとする。予備費の余剰金は、後援会に返還する。

第19条 サークル活動を年度末日に停止する場合、対象となるサークルは、活動停止日より7日以内に決算報告書を提出する。活動停止日はサークル代表委員会退会日とする。強制退会の場合も同様である。

第20条 決算報告書が未提出であった場合、委員は助成金の対象年度分全額を委員会に返還しなければならない。

第21条 決算報告書の会計監査（予算が目的通り使われたどうかなど）は、1月のサークル代表委員会にて行われる。サークル代表委員長は決算報告書をまとめ、学生自治会に提出する。さらに、学生自治会は学生委員会に提出する。

(管理)

第22条 サークル活動費をプールしている預金通帳は会計役員の責任において管理する。紛失した場合には速やかに事務と連携を図り、適切に対応する。

第23条 各サークルの助成金は各サークル代表者の責任において管理する。

(助成金の使用)

第24条 助成金はあくまでもサークル活動を支援するものである。よって、飲食物及び私的使用は認めない。

第5章 物品

第25条 大学の備品を使用する場合はサークル側がその管理について責任を持ち、サークルの備品はサークルが管理責任を持つ。

第26条 大学の備品を破損・紛失した場合、サークル側にその責任が明らかにある場合には、その備品はサークル側が弁償する。

第27条 委員が物品の管理を怠った場合、委員会にて嚴重注意する。

第28条 サークルの活動を停止する場合、サークルが所有する物品は顧問と協議して委員会が管理する。

第6章 要望

第29条 大学側への要望については、委員会から学生自治会長へ要望書を提出する。学生自治会長は速やかに大学側へその要望書を提出し、回答が得られ次第、対象となる委員へ報告する。

第7章 本規程の改定

第30条 本規程の一部又は全部の改正については青森県立保健大学学生自治会則第3条第2項に準ずる。

附則

この規約は、2006年8月1日を以て施行される。

学生自治会役員選挙実施規程

第一章 目的

第1条 選挙管理委員会は自治会役員選挙(以下、「役員選挙」という)が公平、公正、円滑に実施されるようその職務を誠実に遂行するとともに不正の防止に努めるものとする。

第二章 組織

第2条 選挙管理委員会には委員長1名、副委員長2名を置く。

- 2 委員長は役員選挙の実施などについて責任を負う。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
- 4 委員長は役員選挙を実施する場合、若干名の選挙事務担当者を会員から選出することができる。
- 5 委員長及び副委員長の任期は、会則第3条第12項に準ずる。また、規定第2条第4項により選出された者の任期は委員長が定める。
- 6 選挙管理委員は1・2年生から選出する。

第三章 定数

第3条 役員選挙により選出される役員及び定数は、会則第3条第5項及び第6項の定めるところによる。

第四章 候補者

第4条 学生選挙に立候補出来るものは青森県立保健大学の学生とする。

- 2 選挙管理委員会は本部会役員の任期が終了する日の前30日以内に7日間、立候補者の公募について告知しなければならない。
- 3 立候補する学生は、選挙管理委員会に文書でその旨を届け出るものとする。
- 4 選挙管理委員会は立候補者について7日間告知しなければならない。
- 5 候補者が定員に満たない場合、選挙管理委員会は本部会と協議し役員選挙及び本部会役員の組織形成が円滑に進むよう努めなければならない。なお、候補者選出の方法は選挙管理委員会が検討する。
- 6 選挙管理委員が立候補する場合には以下の手順が必要である。
 - ① 選挙管理委員を辞めなければならない。
 - ② 自分の代わりとなる選挙管理委員をあげなければならない。
 - ③ ②の際その旨を掲示板に掲示しなければならない。

第五章 投票

第5条 選挙は投票により行い一人一票とする。

- 2 選挙権を有するものは本学の学生とする。
- 3 選挙管理委員会は投票日から少なくとも5日前に投票会場及び投票方法について告知しなければならない。
- 4 選挙管理委員会は、投票会場で受け付ける際に「選挙人名簿」により投票人の学籍番号、学科、学年及び氏名を学生証で確認した上で投票用紙を交付する。

第六章 開票

第6条 開票は投票終了日又はその翌日に行う。

第七章 当選者の決定

- 第7条 当選者の決定を行う場合、有効投票数のうち最も多くの票を得た候補者が当選するものとする。なお、信任投票は全投票数の三分の二以上を得た場合当選とする。なお、有効投票となるものは投票用紙に決められた方法で印を付けたものに限り、印が無いもの、規定の数以上の印があるもの、またそれに準ずる様なものである場合無効とする。
- 2 規定第7条第1項において同数の票を得た候補者が複数の場合は、再度決選投票を行う。それでも当選者が決まらない場合は、立候補者の協議により当選者を決定する。

第八章 当選者の告知

第8条 選挙管理委員会は開票日の翌日から7日間、選挙結果及び当選者を告知する。

第九章 その他

- 第9条 立候補者の選挙運動については、学生生活に支障がないように公平、公正にして品行と節度のあるものでなければならない。
- 2 立候補者が前項の規定に著しく反した場合、選挙管理委員会は立候補者を取り消すことを妨げないものとする。
 - 3 当該役員選挙実施規定に係わらず、役員選挙を実施する上でその他必要な事項等が判明した場合は選挙管理委員会で協議し、速やかに会員に告知するものとする。

附則

この規約は、2006年8月1日を以て施行される。

青森県立保健大学祭実行委員会規程

第一章 総則

- 第1条 本会は、青森県立保健大学大学祭実行委員会(以下、大学祭実行委員会)と称する。
- 2 大学祭実行委員会は、青森県立保健大学学生自治会の会員である学生が学生生活を有意義なものとし、学生が相互に協力かつ団結し、地域に根ざした開かれた大学祭を作り上げ、大学の活性化を図ることを目的とし組織する。

第二章 組織

- 第2条 青森県立保健大学の全学年の学生で構成する。但し、実行委員の構成員として1学年から3学年までの各学科は会員20名に対し1名を選出する。尚、本学学生であれば、本人の意志により任意で実行委員となれる。
- 2 大学祭実行委員会は、委員の中から委員長1名、副委員長3名、書記2名、会計2名を役員として選出する。
- 3 実行委員長は大学祭実行委員会を代表し、大学祭実行委員会の会務を総括する。大学祭の運営等に関して責任を負う。
- 4 副委員長は実行委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- 5 書記は実行委員会の記録業務にあたり、議事録等の作成を行う。
- 6 会計は、実行委員会の会計業務にあたり、決算報告及び会計報告を行う。
- 7 実行委員長及び各役員の任期は青森県立保健大学自治会則第3条12項に準ずる。また、規程第2条第1項により選出された委員の任期は委員長が定めるものとする。

第三章 会計

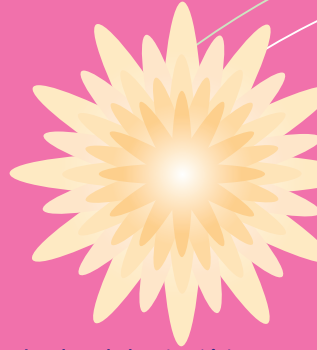
- 第3条 大学祭実行委員会の経費は、後援会助成費、援助金、その他収入をもって充てる。
- 2 大学祭実行委員会の経費の出納保管は大学祭実行委員会の会計が行う。
- 3 予算は、実行委員会会議で原案を作成し学生自治会の承認を得なければならない。
- 4 繰越金については10周年単位での記念行事を行う際の積立金とする。
- 5 大学祭実行委員会の決算報告書は、会計監査人の審査を受ける。その後、本部会に提出し承認を得る。
- 6 自治会役員2名が会計監査人としてその業務を担う。

第四章 改訂

- 第4条 本規程の一部又は全部の改正については青森県立保健大学学生自治会則第3条第2項に準ずる。

附則

この規約は、2006年8月1日を以て施行される。



青森県立保健大学
AOMORI UNIVERSITY OF HEALTH AND WELFARE